

令和 2 年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち
食事券発行委託事業（熊本県）

実施報告書

令和 4 年 8 月 1 日

GoToEat キャンペーンくもと共同事業体

目 次

第1章 事業概要	3
1. 事業内容	3
第2章 事業実施体制	7
1. 運営組織体制	7
2. 事業フロー	10
第3章 業務内容（熊本事務局/コールセンター）	11
1. 熊本事務局/コールセンターの概要	11
2. 主要業務	12
第4章 業務内容（換金センター）	13
1. 食事券の利用から換金までの流れ	13
2. 換金精算業務	14
第5章 広報活動と加盟店登録について	16
1. 広報活動・情報発信と加盟店募集について	16
2. 事務局が実施した登録店舗開拓	29
3. 加盟店登録フロー	30
4. 加盟店店舗申し込み・審査・加盟状況	43
5. 自治体からの要請に伴う加盟店舗数の変動	53
6. 予約期間延長に伴う広報記録	55
第6章 事務局・コールセンター問い合わせ実績	55
1. 入電の実績	55
2. 主な問い合わせ内容	60
第7章 食事券の販売・利用制限	62
1. 販売制限	62
2. 利用制限	62
3. 認証制度の概要	65
第8章 食事券の予約・発券推移	67
1. 予約・発券の経緯	67
2. 予約・発券実績	68
3. 食事券購入者の構成	70
第9章 換金状況	72
1. キャンペーン全体	72
2. 業種別の特徴	74
3. エリア別の特徴	78
4. 不正利用防止に向けた対応	82

第 10 章 加盟店の食事券利用実績	83
1. 食事券の利用実績（当キャンペーンの経済効果）	83
2. 換金額上位店	84
3. 実績確認監査等事業者への報告・相談窓口・申請案内等事業者との連携	86
第 11 章 食事券利用者へのアンケート調査結果	87
1. 調査概要	87
2. 調査の結果	88
3. まとめ（利用者サイドからみた当キャンペーンの効果の評価）	94
第 12 章 その他	96
1. 未換金の余剰金額内訳と使途について	96
2. 事業遂行にあたっての気づきやトラブル対応について	96
3. 所感（事業総括）	98

第1章 事業概要

1. 事業内容

(1) 全体スキーム

事業名称	GoToEat キャンペーンくまもと
食事券発行者名	GoToEat キャンペーンくまもと共同事業体
食事券名称	GoToEat キャンペーンくまもと食事券
発行枠額/冊数	既存券： 75 億円/75 万冊 追加券： 45 億円/37.5 万冊
1 冊あたりの構成	既存券：1,000 円券×10 枚綴り 追加券：1,000 円券×12 枚綴り
食事券予約実績	既存券：778,261 冊 追加券：168,771 冊
食事券販売実績	既存券：659,368 冊（6,593,680,000 円分） 追加券：132,471 冊（1,589,652,000 円分）
換金実績	既存券：6,566,142,000 円 追加券：1,573,856,000 円
プレミアム額利用実績	既存券：1,313,228,400 円 追加券：262,309,331 円
発行枠額に対する 販売率	既存券：87.92% 追加券：35.33%
販売価格	既存券： 1 冊 8,000 円、25%（2,000 円）のプレミアム付きで、利用可能額は 10,000 円 追加券： 1 冊 10,000 円、20%（2,000 円）のプレミアム付きで、利用可能額は 12,000 円
販売期間実績	2020 年 10 月 19 日～2022 年 4 月 26 日（発券）
利用期間実績	2020 年 10 月 19 日～2022 年 4 月 30 日
加盟店登録受付期間	2020 年 9 月 28 日～2022 年 4 月 27 日
加盟店舗数	総計 3,351 店舗

(2) 事業実施期間

1) 予約・発券期間について

図表 8-1 食事券の予約・販売の経緯

①既存券

期		予約期間	発券期間	備 考
事前予約		20/10/14～10/16	20/10/19～11/13	WEB 予約のみ
第 1 期		20/10/19～11/2	20/10/19～11/17	
第 2 期		20/11/16～12/13	20/11/17～12/24	
第 3 期		20/12/14～21/1/4	20/12/15～21/1/6	
延長分	停止	21/1/5～2/17	20/1/7～2/18	県独自の緊急事態宣言（1/ 14～2 / 17）
	延長 1	21/2/18～4/23	21/2/18～4/26	
	停止	21/4/24～7/1	21/4/26～7/1	熊本市にまん延防止等重点措置（5/16～6/13）
	延長 2	21/7/1～7/27	21/7/1～7/30	
	停止	21/7/27～10/18	21/7/30～10/18	熊本市にまん延防止等重点措置（8/8～9/30）
	延長 3	21/10/18～11/1	21/10/18～11/7	11/ 1 予約終了、11/7 発券終了

②追加券

期	予約期間	発券期間	備 考
当 初	21/11/16～12/15	21/11/16～12/21	
停 止	21/12/16～22/3/22	21/12/22～22/3/22	県内にまん延防止等重点措置（1/21～3/21）
延長分	22/3/22～4/20	22/3/22～4/26	

※図表 8-1 は、P67 第 8 章 1 に同一の図表及び説明文あり。

※利用停止の始期・終期が深夜の場合は翌日から、再開が早朝の場合は前日までとした。

(3) 食事券の販売

1) 予約

- ・公式ホームページ上でのWEB 予約／コールセンター電話予約

2) 発券窓口

- ・全国のファミリーマート店舗（既存券 第 1 期・第 2 期・第 3 期および追加券）
- ・事務局（JTB 熊本支店）（既存券 第 3 期）

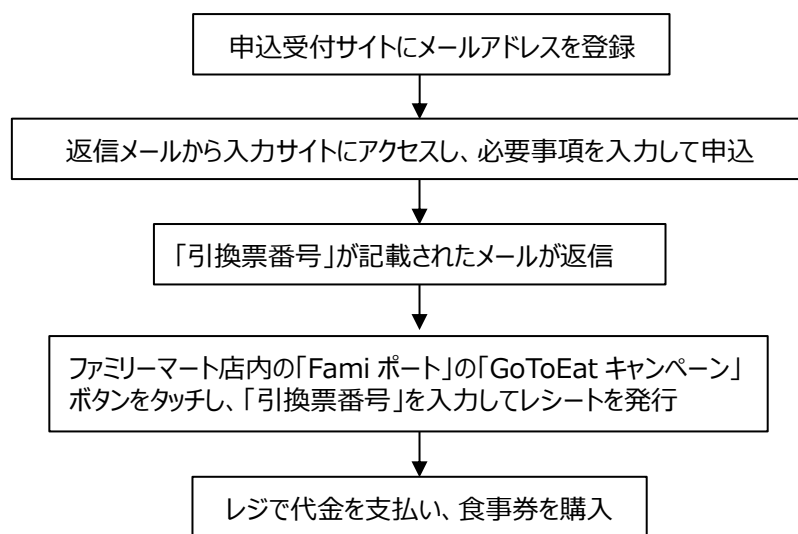
3) 購入方法

・食事券購入のフローは図表 1-1 のとおり。高齢者等からのお問い合わせを想定し、電話予約の実施やファミリーマート店内でのサポート体制拡充等に努めた。

また、発券窓口においては場所の利便性を考慮し県内のほぼ全ての市町村に店舗があるファミリーマートを起用した。（熊本県内全 200 店舗）

発券時は、ファミリーマート独自の販売システム（Fami ポート）を利用頂く事で三密を避けた販売フローを確保した。

図表 1-1 食事券購入のフロー（WEB 予約の場合）



4) 購入制限

・1 人 1 回あたりの購入は既存券、追加券ともに 2 セットまで（ただし、1 人あたりの販売回数の制限はなし）

5) 利用制限（食事券の利用対象とならないもの）

- ・加盟登録された飲食店での飲食及び、飲食に付帯する役務提供以外の料金の支払
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手・官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等換金性の高い商品との交換、または購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・その他事務局が指定するもの、食事券の発行趣旨にそぐわないもの

（４）食事券の利用

１）取扱店舗

「Go To Eat キャンペーンくまもと」に加盟申請し、登録承認を得た熊本県内の飲食店

- ・加盟登録申請数（総数）：3,504 店舗
- ・加盟登録承認店舗数（総計）：3,351 店舗
- ・加盟店舗数ピーク時（休業中などの加盟店舗は含まない）：3,114 店舗（2021 年 8 月 3 日～8 月 5 日時点）

※詳細は、P.43 第 5 章 4 の「加盟店店舗申し込み・審査・加盟状況」を参照。

２）加盟店の条件

- ・日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される店舗のうち、「食品衛生法」第 52 条第 1 項の許可（営業許可）を得ている店舗で、持ち帰りやデリバリー専用店等を除くその場で飲食される事業所であり、かつ「風営法」による「接待飲食等営業」並びに「特定遊興飲食店営業」を営む飲食店を除くもの

＊加盟店登録の詳細は P.16 第 5 章参照。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗
- ・「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」の認証を取得している店舗（既存登録店舗については、2021（令和 3）年 11 月 1 日から導入、同年 12 月 1 日から義務化。新規登録店舗は、同年 10 月 11 日申請受付分より義務化。詳細は P.62 第 7 章参照）

第2章 事業実施体制

1. 運営組織体制

(1) 運営組織

全国で展開される「Go To Eat キャンペーン」の統括事業主体である農林水産省から委託を受けた熊本県における事業運営事務局である「Go To Eat キャンペーンくまもと共同事業体」が、事業の総合的な管理運営を担った。

「Go To Eat キャンペーンくまもと共同事業体」は、株式会社 JTБ 熊本支店を代表とし、熊本地域において豊富な実績を有する広告会社である総合企画株式会社による共同事業体を形成し、事業を遂行した。

また、各専門領域における事業展開の効率的な運営を図るため、広報活動は熊本地域における主要マスメディアである熊本日日新聞が、食事券の販売は全国で約 15,000 店、熊本県下においても 200 店を展開するファミリーマートが、ポスター等の印刷に関しては地元の老舗事業者である株式会社城野印刷所が対応する体制を採った。

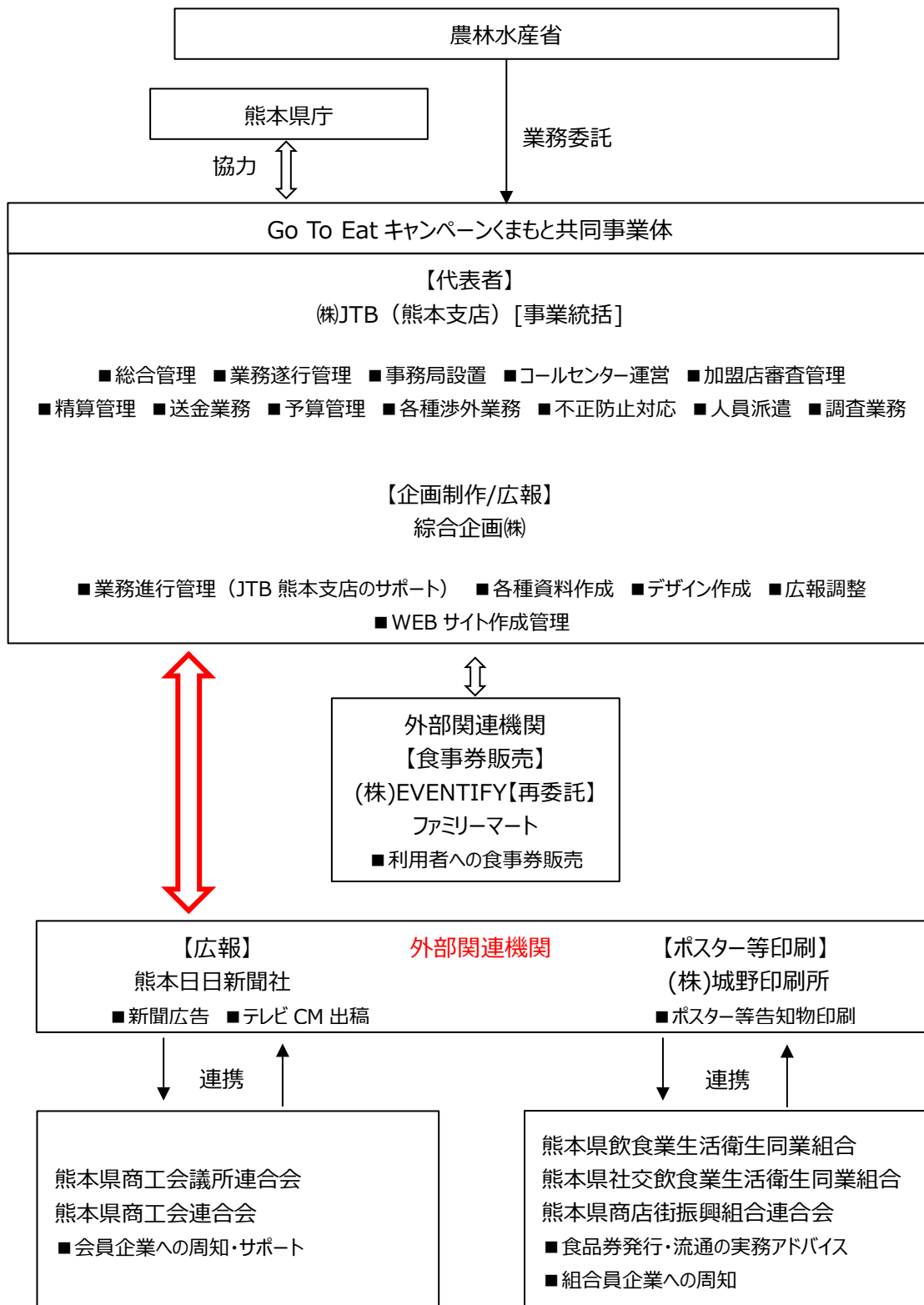
併せて、本事業の公的性質を鑑み、熊本県商工労働部、熊本市経済観光局産業部をはじめとする地元自治体の関連部局とは、全キャンペーン期間を通じた密接な連携協力体制を構築した。

また、県内の飲食店に対するキャンペーンの周知徹底やインターネット環境に慣れていない飲食店へのサポート等は、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会等との連携により対応した。

さらに、ひと口に飲食店といっても業種・業態に応じて様々な特性があることから、熊本県飲食業生活衛生同業組合、熊本県社交飲食業生活衛生同業組合、熊本県商店街振興組合等との連携を図り、食事券の発行・流通に係る実務的なアドバイスを受けるとともに、組合を通じた加盟店申し込みの周知に努めた。

P.8 図表 2-1 に事業運営の基本組織図を記す。

図表 2-1 事業運営の基本組織図



(2) 役割分担

事業を構成する各主体の主要な役割分担は図表 2-2 のとおり。

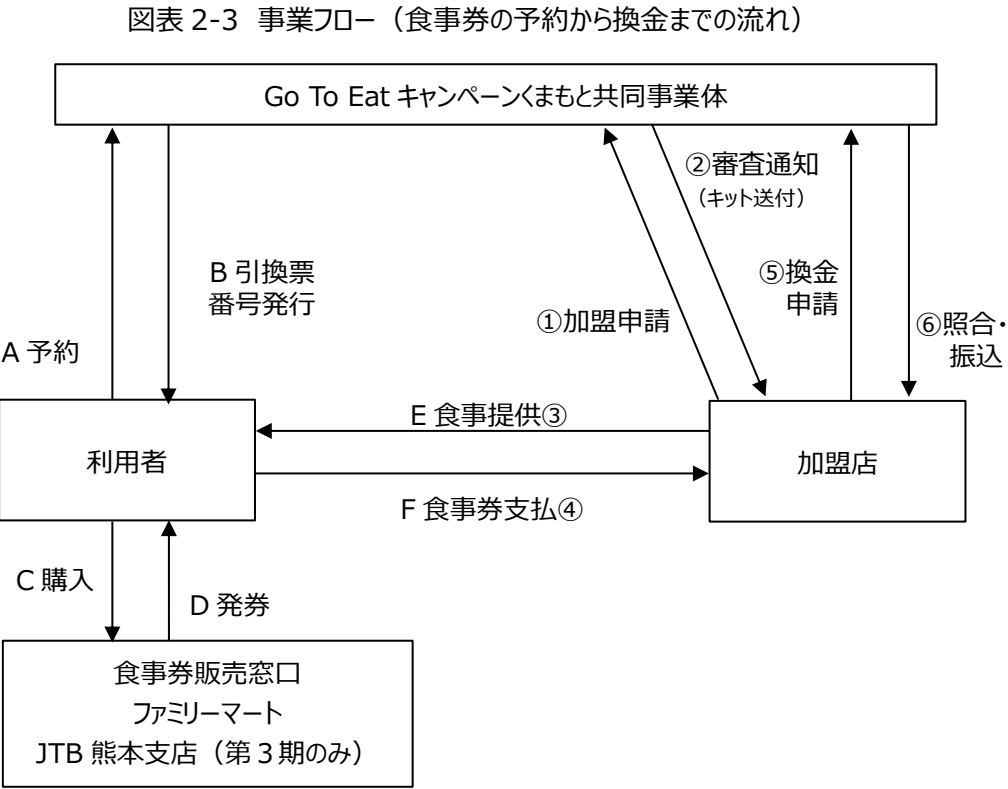
図表 2-2 事務局内での主な役割分担

	GoToEat キャンペーンくまもと共同事業体		【連携組織】 商工系団体 飲食系団体	EVENTIFY(株) ファミリーマート
	【代表者】 JTB 熊本支店 (事務局)	【構成員】 総合企画		
加盟店募集・登録	◎ (登録)	◎ (募集)	○ (募集)	
食事券購入、利用促進 のための広報		◎ (購入) (利用促進)		◎ (購入)
食事券発行・販売				◎
加盟店からの相談窓口 (コールセンター)	◎		○	
利用者からの問い合わせ 対応 (コールセンター)	◎			
不正防止対策	◎		○	○
利用済食事券の回収・ 精算・振込	◎			
実績確認監査等事業者 への報告	◎			
事業報告書作成	◎			

* ◎：主として関わる部分 ○：サポート役としてかかわる部分

2. 事業フロー

図表 2-3 に、本事業の中核をなす食事券の予約から換金までの流れを記す。図中の A～F は利用者側の流れを、①～⑥は加盟店側の流れを示す。

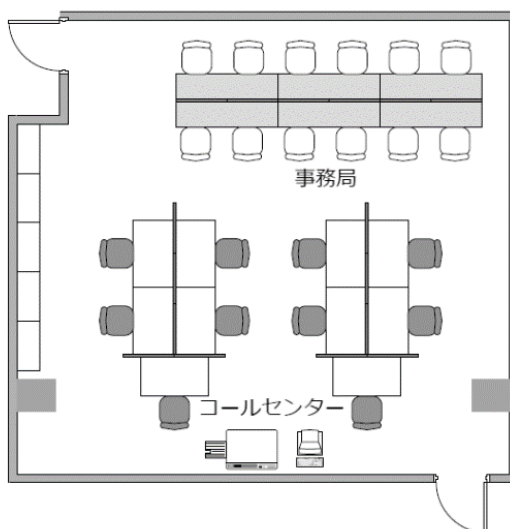


第3章 業務内容（熊本事務局/コールセンター）

1. 熊本事務局/コールセンターの概要

- ・名称：Go To Eat キャンペーンくまもと事務局（兼コールセンター）
- ・所在地：熊本市中央区下通1丁目8-22 JTБ 熊本ビル3階
- ・設置期間：2020（令和2）年9月28日～2022（令和4）年7月31日
- ※コールセンターとしての電話対応は、2022（令和4）年6月30日まで
- ・営業時間：平日の9：15～17：45（土日祝日と年末・年始（12/29～1/3）は休業）
- ・コールセンター回線数：受電用12回線（多機能電話機）を設置
- ・コールセンター要員：責任者（センター全体を管理） 1名
コールセンターチームリーダー 1名（電話対応を兼務）
総スタッフ数：約10名（スタート時は最大20名を配置）
- ・事務所内配置：図表3-1 参照（広さ：66.4㎡〈約20坪〉）

図表3-1 事務所内配置図



・事務所内感染対策

- ①事務局入口にアルコール消毒液を設置。事務所滞在時、所外滞在時ともにマスク着用を徹底。
- ②入室時に非接触型体温計で検温し、37℃以上の場合は勤務させない。
- ③空調使用中であってもドア・窓を開放し、常に換気を実施。
- ④責任者・チームリーダー含め最大20名のスタッフ配置時は密を避けるためソーシャルディスタンスを保ち間隔をあけて着席の上、各デスクに飛沫防止シールド板を設置するなど、飛沫感染対策を実施徹底。
- ⑤出退勤時に除菌アルコールシートで電話受話器、マウス、キーボード等を徹底消毒。
- ⑥特に感染拡大時には、勤務後や休日などの不要不急の外出を控え、夜の街等感染リスクの高い場所への出入りを極力控えるよう指導。

2. 主要業務

(1) コールセンター

【利用者対応】

- ・問い合わせ対応（食事券の購入方法の説明、ファミリーマートでの引換購入方法の説明、食事券の利用方法の説明、利用可能店舗の案内、販売停止や利用期間延長に関する案内、その他ホームページや広報内容に関する問い合わせ対応 等）
- ・食事券の電話予約受付

【加盟店対応】

- ・問い合わせ対応（加盟条件の説明、登録申請のサポート、換金請求方法の説明、食事券販売停止や利用期間延長に関する案内、時短・認証店等に関する案内、食事券利用に関するトラブル対応のサポート、ロゴ等デザイン使用に関する案内、換金に関する異議申し立てへの対応、その他ホームページや広報内容に関する問い合わせ対応 等）

(2) 事務チーム

【加盟店対応】

- ・加盟店登録申請書類の審査、登録承認
- ・スターターキットの発送
- ・延長分の換金ツール等の追加発送
- ・換金請求書類に不備があった場合の修正書類回収

【関係機関対応】

- ・販売停止、利用期間延長、営業時間短縮要請（時短要請）等に関する調整（県内自治体向け対応）
- ・加盟店登録申請の代理登録（商工会議所・商工会向け対応）

【広報・情報発信】

- ・公式ホームページの作成、掲載内容の更新
- ・ポスター等印刷物の作成・配布
- ・メディアとの連携・活用
- ・販売停止、利用期間延長時の情報発信
- ・その他、利用者・加盟店等への個別情報発信（利用/販売制限や利用期間延長等、加盟店への発信についてはメールを主とするが、メール送付不能の場合は架電、FAX、郵送等で対応）

【進行管理】

- ・加盟店リストの作成
- ・換金トラブルに対する対応と確認
- ・食事券予約・販売数等の管理報告

第4章 業務内容（換金センター）

1. 食事券の利用から換金までの流れ

食事券の利用から換金までの流れは下記のとおりである（図表 4-1 参照）

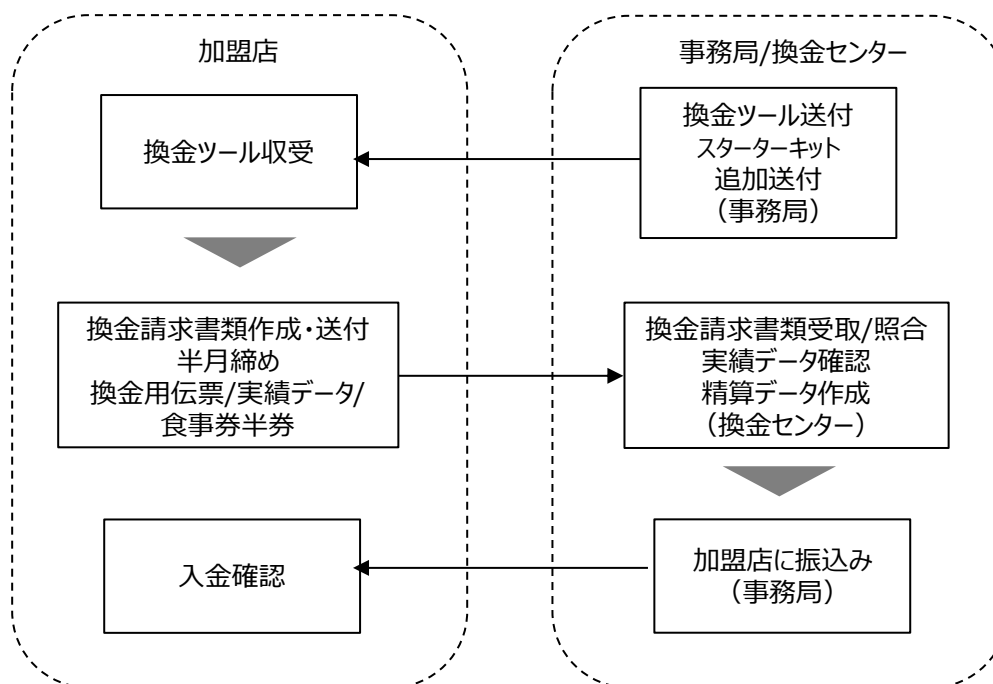
- ① 加盟店登録後に事務局から送付している、スターターキット内換金ツール一式（換金用伝票、利用実績報告書、換金用封筒〈レターパック〉）を同封されたものを活用して、下記換金請求書類を月ごとの月2回締め（初期の2020（令和2）年10月分と11月分は月1回締め）で大阪の換金センター（株）JTB ビジネストラנסフォーム〈旧社名：（株）JTB ビジネスネットワーク〉内に設置）に送付。

「換金請求書類」

- ・加盟店コード/店舗名/受取食事券枚数/食事券利用合計額/担当者名・連絡先等を記入した「換金用伝票」
- ・食事券を利用した食事代金の合計、受け取った食事券の枚数、食事券受領額の合計を日ごとに記載した「利用実績報告書（様式第一号）」
- ・支払われた「食事券の半券」

- ② 換金センターで換金請求書類受け取り後照合を行い、精算集計結果を事務局に報告。
- ③ 事務局から換金額を加盟店に振込み。

図表 4-1 食事券利用～換金の流れ

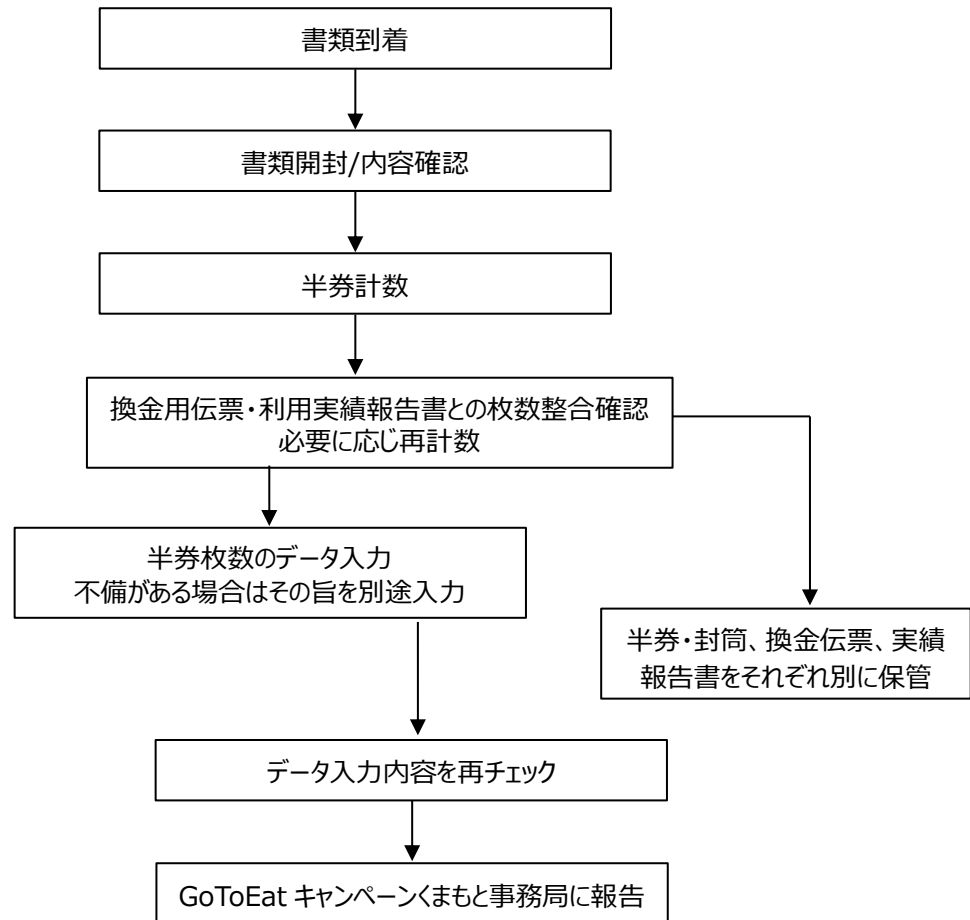


2. 換金精算業務

(1) 業務フロー

図表 4-2 に換金センターでの換金精算業務のフローを記す。

図表 4-2 換金センターでの業務フロー



(2) 確認・照合にあたっての主要な留意事項

1) 書類到着

- ・到着したレターパックの送り主が加盟店であることを確認する。
- ・日ごとに到着数を確認し、授受簿に記載する。
- ・レターパックに到着日を朱書きし、加盟店コード順に当日到着分のコンテナに入れる。

2) 書類開封

- ・換金用伝票、利用実績報告書、食事券半券の3種の書類が同封されているかを確認する。
- ・食事券半券が熊本県のものであるかを目視チェックする。

- ・既存券と追加券の仕分けを行う。
- ・換金用伝票記載の食事券合計金額が、食事券半券枚数と相違ないかを確認する。
- ・利用実績報告書がもれなく記載されているか、換金用伝票と齟齬がないかを確認する。

3) 半券計数

- ・既存券と追加券べつに半券枚数を計数する。

4) 換金用伝票・利用実績報告書との枚数整合確認

- ・半券計数枚数と換金用伝票・利用実績報告書に記載の枚数が一致しているかを確認する。
- ・一致していない場合は別の担当者が再計数を行い、それでも齟齬が生じた場合は「不備」として記録する。
- ・不備が発生した場合、加盟店に電話にて確認を実施。

5) データ入力

- ・半券枚数をデータ入力し、入力担当者印を換金用伝票に押印する。
- ・不備がある場合は、その内容を別途入力する。

6) 書類保管

- ・書類を仕分けし、到着日ごとにそのそれぞれを分けて保管する。

7) 再チェック

- ・入力データを換金用伝票と照合し再チェックする。
- ・半券枚数の計数、データ入力、データ再チェックは、それぞれ別の担当者が行う。

8) 結果報告

- ・データを最終確認した上で、「集計管理台帳」を熊本事務局にメールで報告する。

第5章 広報活動と加盟店登録について

1. 広報活動・情報発信と加盟店募集について

本事業のPR活動、および加盟店の登録募集は公式ホームページでの案内や加盟店募集パンフレットの配布に加え、商工会議所・商工会経由による案内、新聞・テレビ等メディアを通じた広報やイベントでのチラシ配布、大型商業施設でのPR等の手法により実施した。

図表 5-1 に公式ホームページトップページのスクリーンショット（P.17 ホームページの各所説明あり）を、P.17 にホームページの掲載内容を、P.22 図表 5-2 に加盟店募集パンフレットを示す。

図表 5-1 公式ホームページトップページ



公式サイトトップページ掲載内容

The screenshot shows the homepage of the GoToEat Campaign Kumamoto website. At the top, there's a banner with various food images and the GoToEat logo. Below the banner is a navigation bar with links: お知らせ (Notice), ご利用案内 (Usage Guide), 食事券の販売 (Meal Voucher Sales), よくある質問 (FAQ), and お問い合わせ (Contact Us). The main content area features a large notice box with text about the campaign's end and a button for meal voucher reservations. Below this is a section titled 'GoToEat キャンペーンくまもとをご利用いただく皆様へ' (To all users of the GoToEat Campaign Kumamoto). At the bottom, there's a table of notices with dates and titles, and a button to view all notices.

12,000円の食事券を10,000円で販売！2,000円おトク！！

GoToEat Campaign くまもと

お知らせ ご利用案内 食事券の販売 よくある質問 お問い合わせ

加盟店登録についてはこちら
※登録受付は終了しています※

【重要なお知らせ】（5月1日更新）

- 食事券の利用について
食事券のご利用は2022年4月30日（土）までで終了しました。
※2022年5月1日以降は、食事券をご利用いただけません。
※2022年5月1日以降に加盟店で受け取られた食事券は換金対応できませんのでご注意ください。
- 食事券の販売について
GoToEatキャンペーンくまもとと食事券の予約受付は、2022年4月20日（水）で終了しました。
※食事券ご購入後のキャンセル、払い戻し、変更はできません。
- GoToEatキャンペーンくまもとと事務局と当ホームページの運営について
GoToEatキャンペーンくまもと事務局は、2022年6月末をもって閉局を予定しています。
当ホームページは、2022年6月末に閉局予定です。

食事券のご予約はこちら >

※食事券の販売は終了しました※
食事券ご購入後のキャンセル、払い戻し、変更はできません。

GoToEat キャンペーンくまもとをご利用いただく皆様へ

「GoToEat くまもと」の加盟飲食店では、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に取り組んでおります。ご利用の皆様のご協力をお願いします。

お知らせ

2022.03.18	【加盟店の皆様へ】食事券利用期間の延長に伴う追加換金スケジュールと書類発送のお知らせ
2022.03.18	【加盟店・利用者の皆様へ】食事券予約・販売の再開について（2022/3/22から）
2022.03.18	【加盟店・利用者の皆様へ】食事券の新しい利用期間のお知らせ（2022/4/30まで）
2022.03.05	【加盟店・利用者の皆様へ】熊本県へのまん延防止等重点措置適用期間延長に伴う、飲食店への営業時間短縮要請の延長について
2022.02.18	【加盟店の皆様へ】食事券利用期間の延長に伴う追加換金スケジュールのお知らせ

一覧を表示する

2020年10月に「GoToEat キャンペーンくまもと 公式サイト」を立ち上げ、2022年6月30日まで、加盟店・利用者へのお知らせや加盟店情報、食事券販売情報などを掲載。同キャンペーンの情報発信の核として活用してきた。デザインや制作、情報更新などの管理はGoToEat キャンペーンくまもと事務局（総合企画(株)、および(株)JTB 熊本支店）が行った。

トップページ上部から各項目へジャンプ

フローティングウィンドウから加盟店一覧と加盟店登録のページへジャンプ

トップページ上部に重要なお知らせを掲載

トップページ上部の目立つ位置に、食事券予約ページへのリンクを配置し、購入しやすくした

利用者、加盟店へのお知らせを掲載
タイトルクリックで詳細ページへジャンプ：
利用期間延長や販売・利用制限等、加盟店への個別メールの他のお知らせ欄へも情報を掲載し周知を行った

お知らせ詳細ページ

【加盟店・利用者の皆様へ】食事券予約・販売の再開について（2022/3/22から）

日頃よりGoToEatキャンペーンくまもとと食事券をご利用いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期となっており、GoToEatキャンペーンくまもとと食事券（12,000円分の食事券を10,000円でご購入）の新規予約・販売再開が下記のスケジュールで決定しました。

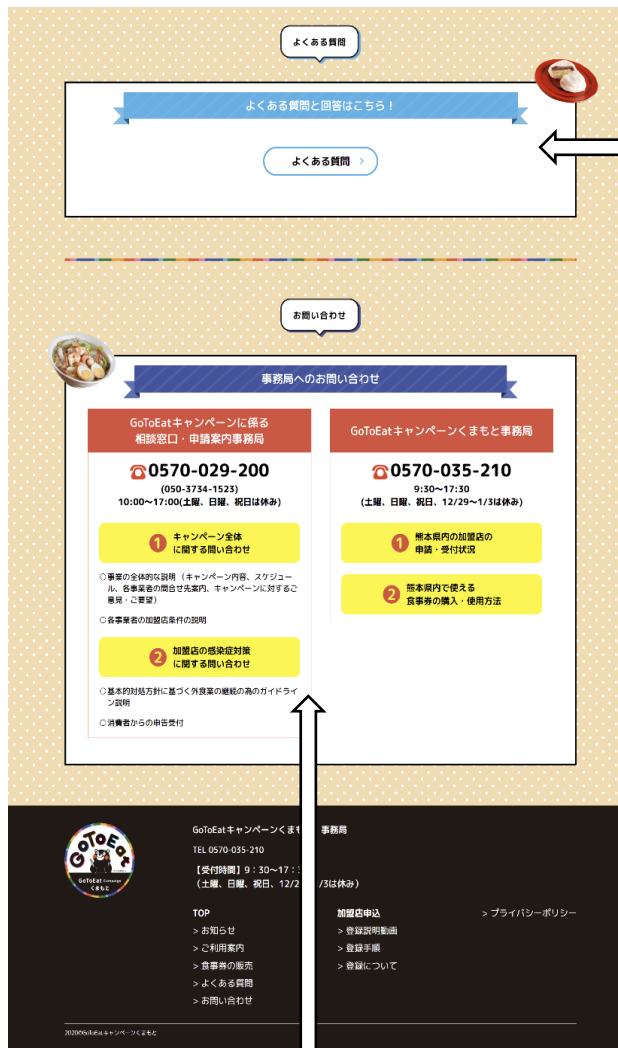
予約期間：2022年3月22日（火）午前10時 ～ 2022年4月20日（水）

※予約受付は、この期間内毎日、電話予約分はご予約当日より発券可能です。

加盟店登録についてはこちら
※登録受付は終了しています※
※払い戻し、変更はできませんのでご注意ください。

この機会に、加盟店の皆様のご理解とご協力をお願いします。

トップページ続き(よくある質問)



事務局連絡先、営業時間、お問い合わせ対応内容

「加盟店向け」「利用者向け」のよくある質問ページへジャンプ
頻度の高い質問や農水省から指示のあった項目などをQ&A形式で記載し、トラブルを未然に防いだ延長による情報変更にもその都度対応し、常に最新の情報を掲載した

よくある質問(加盟店用)



よくある質問(利用者用)



加盟店登録ページ(フローティングウィンドウからジャンプ)

加盟店登録について

加盟店登録説明動画

新規加盟店登録の受付は終了しました

GoToEatキャンペーンくまもとに加盟を検討している皆様へ
この動画では熊本県内におけるキャンペーンの内容、飲食店の皆様が参加するための方法について紹介します。
※新型コロナウイルス感染症対策の為、説明会はございません。

加盟店登録についてはこちら
※登録受付は終了しています※

【加盟店飲食店向け】GoToEatキャンペーンくまもと説明動画

GoToEatキャンペーンくまもとに加盟を検討している皆様へ

募集要項はこちら

登録の手順 (9/28より受付開始)

新規加盟店登録の受付は終了しました

STEP1 加盟店登録	STEP2 ツール到着	STEP3 書類送付	STEP4 代金の受取
・本サイトより加盟店登録	・事務局より加盟店スターキット発送 ・農林水産省よりコロナウイルス感染症対策用店舗ツール発送←現在は送付してありません	・換金センターへ返信用のレターパックに換金用伝票、利用実績報告シート、食事券を送付	・事務局より加盟店様へ代金のお振り込み

※食事券受取開始時期は「加盟店一覧」内の「加盟店一覧」に掲載された日（10/19以降）より可能です。
「各種データダウンロード」の「GoToEatくまもと 食事券取扱店舗マニュアル」を確認の上、取扱を始めてください。

>>GoToトラベルを同時に申し込んでいる事業者様へ<<< /a>

加盟店登録手順を、動画を使って詳しく説明

加盟店登録の流れを分かりやすく説明

加盟店登録について(続き)

加盟店登録条件の説明

加盟店登録について

新規加盟店登録の受付は終了しました

加盟店登録資格

以下の条件を満たす、熊本県内の飲食店が対象となります。

加盟店登録資格

(1) 日本標準産業分類の「76飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所
総務省 日本標準産業分類「76飲食店」

(2) 届出住所が熊本県であり、かつ県内に事業所・店舗を有する者。
* 熊本県外に本店がある場合でも、県内の店舗等あれば県内店舗のみ対象とする。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び、同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っている者。
※上記に該当する者でも、現在、臨時に外から呼んできた客のみに接待をさせる営業を営んでおり、かつ、キャンペーン参加中に接待をして客に飲食をさせる営業を営まない 店は対象とする。

(4) 農林水産省が示す飲食店が守るべき感染症予防対策に取り組んでいる者。

(5) 「Go To イートキャンペーンくまもと」に参加する飲食店は「飲食店に係る熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証取得を条件とする。（2021年10月8日追記）
※店舗様からの熊本県飲食店感染防止対策認証店と分かる書類の追加提出などは必要ございません。

加盟店登録情報ページ下部

「くまモン入りロゴ」使用の申請書ダウンロードリンクと申請の流れを説明

「マニュアル」「ポスター」「利用実績報告書（様式第一号）」「キャンペーンロゴ」のダウンロードリンク

くまモン入りのロゴを使用の流れ

- ①「使用届書」を事務局へメールしてください。
- ②くまモン入りのロゴデータを返信いたします。
- ③お送りしたくまモンロゴを利用し、制作物の案をデータで再度送付ください。
- ④使用方法の審査をさせて頂き、後日ご連絡をいたします。
- ⑤審査の承認通知が届きましたら、使用期間を守り、使用を進めてください。

ダウンロード
[「ロゴマーク\(くまモン入り\)使用届書」](#)

事務局メールアドレス
info@gotoeat-kumamoto.jp

各種データダウンロード

[GoToEatくまもと 食事券取扱店舗マニュアル](#)
[GoToEatくまもと 総合案内B2ポスター](#)
[GoToEatくまもと【様式第1号】利用実績報告シート](#)
[GoToEatくまもと キャンペーンロゴ \(JPEG\)](#)

お問い合わせ先

お問い合わせ先	GoToEatキャンペーンくまもと事務局
電話	0570-035-210 ※9/28[月]から開設
営業時間	9:30～17:30（平日のみ営業。土日祝日・12/29～1/3は休み）
その他の情報	熊本市のコロナ対策支援HPリンク

図表 5-2-1 加盟店募集パンフレット (その1)

食事券取扱加盟店募集のご案内



GoToEatキャンペーン
くまもと

「Go To Eatキャンペーン事業概要」

Go To Eatキャンペーンとは、プレミアム付き食事券の発行することで、感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援するキャンペーンです。

熊本県内の登録店舗で使える25%のプレミアムを付けた食事券 (1冊10,000円を8,000円で購入) を発行致します。参加登録店舗には、感染予防対策に取り組むことを条件とし、利用者にも「新しい生活様式」に基づいた地域全体の消費を促すことを目的とした事業です。

各店舗でお客様が食事券を使用して飲食サービスを受けるためには、登録をご希望される店舗ごとに事前の取扱店舗登録が必要となります。

「取扱店舗募集開始」

令和2年9月28(月) から令和2年10月9日(金) まで
※10月9日以降も募集を受け付けておりますが、上記期間にWEB登録頂いた飲食店舗には、食事券販売開始時に加盟店用ツールを発送致します。

申請いただいた飲食店舗には、**本キャンペーン対象飲食店かどうかを審査の上、承認された飲食店舗には順次、必要な取次マニキュアルや換金伝票、キャンペーン取扱店舗証 (ステッカー) など**を配送し、取扱加盟店として食事券の取扱いを開始できます。

**食事券
販売・利用期間**

◆販売期間：令和2年10月19日(月)～令和3年1月31日(日)
◆利用期間：令和2年10月19日(月)～令和3年3月31日(水)
※コロナの感染状況により、開始時期が変更になる場合がございます。

対象店舗

◆日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店
◆「76 飲食店」であっても客への接待・遊興などを伴う飲食店は除く
※詳細は裏面の参加条件欄をご参照ください。

**オンライン
説明会**

令和2年9月28日(月)以降
特設ポータルサイトにて公開
※オンライン説明会参加がなくても取扱店舗登録は可能です

**加盟店舗
申請方法**

『GoToEatキャンペーンくまもと特設サイト』
<https://gotoeat-kumamoto.jp>

特設ポータルサイト



9月28日 OPEN!

GoToEatキャンペーン食事券 概要

発行者	Go To Eatキャンペーンくまもと事務局 (主管 農林水産省)
発行内容	1冊 (券種1,000円×10枚) 1種類
利用期間	令和2年10月19日(月)～令和3年3月31日(水)
販売期間	令和2年10月19日(月)～令和3年1月31日(日)
販売店舗	熊本県内ファミリーマート (Famiポートにて) ※事前WEB予約制となっております。
取扱店舗	Go To Eatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトより加盟店登録頂いた飲食店

取扱店舗登録の流れ

- 9月28日(月)～ 取扱店舗登録受付開始
※特設ポータルサイトよりWEB登録開始
- 10月19日(月)～ 県内ファミリーマートにて販売開始
※事前WEB予約制となっております。

対象店舗の参加条件・対象外店舗について

■加盟店舗に求める感染症対策

■Go To Eat加盟店舗対象飲食店条件
日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店
(下記参照)

◆日本標準産業分類「76 飲食店」は分類を代る飲食店

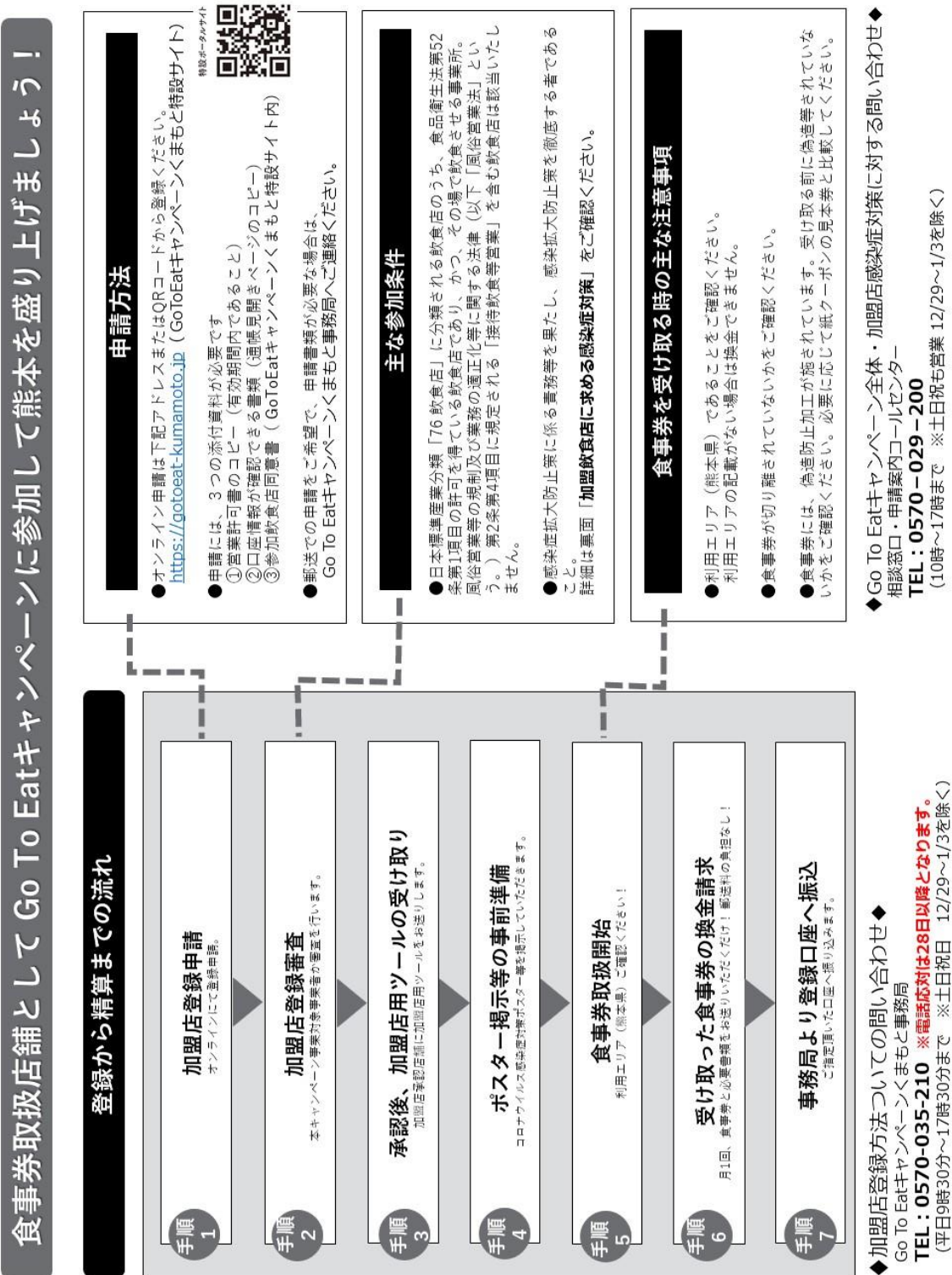
分類	業種
761 飲食、レストラン	7611 飲食、レストラン
762 専門料理店	7621 日本料理店
763 料理	7631 和食
764 中華料理店	7641 中華料理店
765 洋食店	7651 洋食店
766 日本料理店	7661 日本料理店
767 日本料理店	7671 日本料理店
768 日本料理店	7681 日本料理店
769 日本料理店	7691 日本料理店

- ①ガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とする。
- ②「76 飲食店」の業種を代る飲食店には、「食料」「飲料」「酒類」「三食」の分類を適用し、店舗に準じて加算します。
- ③店舗入口や手洗いの場所には、手洗いの場用に消毒液を設置する。
- ④ドアの定期的な消毒、換気設備の活用等。
- ⑤他グループの密閉空間が2m (高さ1m) 以上空くように換気を行う。
- ⑥換気設備の活用等。
- ⑦ガイドラインを遵守していない店舗の距離には適切に対応することとし、対応しない場合は、営業が取り消される。
- ⑧加盟店舗の利用者が滞在した際に目につく場所に、シラートに印字する等。

■対象外飲食店

- ①店内飲食をメインとしないもの (宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗 (キッチンカー)、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など)
- ②客への接待・遊興などを伴う飲食店は除外となります。
キャバクラ、ショールーム、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭 (接待を伴うもの) は対象外
※運営法の「接待飲食営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。

図表 5-2-2 加盟店募集パンフレット (その2)



（１）商工会議所・商工会経由による案内

2020（令和２）年９月１７日と翌９月１８日の２日間にわたり、県内５８団体の商工会議所・商工会を対象に合同 Zoom 説明会を実施した。

事務局からの依頼は、下記の３点であった。

① 加盟店募集の周知・案内への協力 ※県内 42 団体が協力

・各商工会議所・商工会内にポスター２枚を貼り、窓口以案内チラシ、申込書等配布用のチラシを設置する。

・チラシ等に関する問い合わせがあった場合は、会員へ案内を行う。

② 加盟店 WEB 登録サポートへの協力 ※県内 38 団体が協力

・WEB に不慣れやインターネット環境がない飲食店を考慮し、商工会議所・商工会内に手書きの申込用紙を置き、記入後商工会議所・商工会の職員が入力代行する代理申請業務を行う。

③ 広報活動への協力 ※県内 33 団体が協力

・会報等を通じて、加盟店募集並びに利用促進のための情報発信等を行う（事前に事務局が原稿内容を確認する）。

上記依頼に対し、図表 5-3 に示すとおり、「周知案内」については 7 割以上、「登録サポート」についてはおよそ 3 分の 2、「広報活動」についても 6 割近い団体の同意を得た。同意を示した団体の割合は、地域密着の性格がより鮮明な商工会で特に高いという傾向がみられた。

図表 5-3 商工会議所・商工会への協力依頼に対する同意状況

	総団体数	周知案内への協力		登録サポートへの協力		広報活動への協力	
		団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
商工会	49	41	83.7%	34	69.4%	32	65.3%
商工会議所	9	1	11.1%	4	44.4%	1	11.1%
計	58	42	72.4%	38	65.5%	33	56.9%

上記合同 Zoom 説明会後は、複数の商工会から管内の会員事業者を対象とした現地説明会の要望があり、2020 年 10 月 6 日以降は WEB 説明会と並行して商工会と会員店舗を対象に現地説明会を実施した。また、同年 11 月 20 日以降は、事務局より各商工会へ説明会開催の要望確認を架電にて行った。その結果、コロナ禍で人を集めるのが困難な状況下ではあったが、図表 5-4 に記す合計 7 回の説明会を実施した。

図表 5-4 現地説明会の開催実績

商工会名	開催日	備 考
阿蘇市商工会	20 年 10 月 6 日	
多良木町、湯前町、水上村合同	20 年 10 月 7 日	GoTo トラベルと合同
天草市商工会	20 年 10 月 15 日	
山都町商工会	20 年 10 月 27 日	GoTo トラベルと合同、Zoom 会議
宇城市商工会	20 年 11 月 12 日	
南阿蘇村商工会	20 年 12 月 16 日	GoTo トラベルと合同
南関町商工会	20 年 12 月 22 日	

(2) メディア広報等

メディアを通じた広報やイベント時でのチラシ配布は、利用者へのキャンペーン周知と利用の案内を主目的としていたが、同時に飲食店に対する加盟店募集の呼びかけにもつながるものとなった。

図表 5-5 にメディア広報等（イベント時でのチラシ配布を含む）の実績を記す。また参考として、図表 5-6 に 2020（令和 2）年 10 月 28 日に熊本日日新聞に掲載した広告を記す。なお、テレビ局の取材に関しては、図表 5-5 に記したものの外に、電話取材に答えたケースも多数あった。

図表 5-5 メディア広報等の実績

媒体	広報の内容	掲載号/放映日（期間）
紙面	熊本日日新聞朝刊 広告掲載	20/10/28、20/12/13、21/2、21/3、 21/10/18、21/11/30、22/4/10
	熊本日日新聞県政特集 広告掲載	20/11/13、21/7/16
	リビング新聞（フリー情報誌） 広告掲載	20/10/24、21/3/13、21/7/10、21/10/23、 21/12/4
	くまにちすばいす（フリー情報誌） 広告掲載	22/4/15
	RKK 学童駅伝大会 チラシ配布	21/12/4
映像	RKK テレビ「ゴゴスマ」内告知放映	21/12/3
	RKK テレビ「からふる」内告知放映	21/12/10
	テレビ CM 放映（KKT、RKK、KAB、TKU）	20/10/19～31、20/11/2～12/27、22/3/3～ 21、21/4/1～16、21/11/29～12/15
	テレビ番組組取材（KKT）	20/9/28、21/3
	テレビ番組組取材（TKU）	20/9/28、20/10/6
	テレビ番組組取材（RKK）	20/9/24、20/11/18

* テレビ局の略称は、RKK=熊本放送、KAB=熊本朝日放送、TKU=テレビ熊本、KKT=熊本県民テレビ。

図表 5-6 熊本日日新聞掲載広告（2020 年 10 月 28 日朝刊）



10,000円の食事券を8,000円で販売! 2,000円おトク!!

加盟飲食店も募集中!
WEBから12/31[木](予定)まで

GoToEat Campaign くまもと

お食事券総額 75億円!!

GoToEatキャンペーンくまもと実施中!
| 食事券利用期間 | 2020/10/19[月]～2021/3/31[水]

詳しくはGoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにてご確認ください。

食事券購入方法

※この食事券事業とは別にオンライン飲食予約事業者が実施するキャンペーンもございますので、混同されないようにご注意ください。

購入期間	2020/10/19[月]10:00～2021/1/31[日] 第1期:2020/10/19[月]～2020/11/15[日] 第2期:2020/11/16[月]～2020/12/13[日] 第3期:2020/12/14[月]～2021/1/31[日] ※各期間の予定セット数の上限に達し次第、申込終了になります ※第2期・第3期については、事前受付期間はありません ※各期とも発行内容は全く同じです。	販売価格	1セット 8,000円 (税込) [利用可能金額10,000円] 1,000円券×10枚	2,000円 お得!
購入方法	GoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにて申し込み後ファミリーマート店内のFamiポートにて支払い・発券			
利用期間	(共通) 2020/10/19[月]～2021/3/31[水]	購入制限	1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能です。(回数制限はありません。)	

GoToEatキャンペーンくまもと事務局 ☎0570-035-210
9:30～17:30 平日のみ営業(土日祝日、12/29～1/3除く平日)

◀特設ポータルサイト
加盟飲食店一覧も
こちらからチェック!

(3) 大型商業施設での PR

1) イオンモール熊本

食事券の事前予約開始と時期を合わせ、2020（令和 2）年 10 月 14 日に、県内最大の商業施設である「イオンモール熊本」（上益城郡嘉島町）において、特設ブースを設けて食事券の予約・購入・利用方法の案内、加盟店登録方法の説明、加盟店登録申請の現場サポート等、当キャンペーン全体を紹介するイベントを実施した。

イベントの様子は、NHK、KAB、TKU のテレビ 3 局で紹介放映された。

図表 5-7 に、当イベントで掲示したキャンペーン告知ポスターを示す。

図表 5-7 イオンモール熊本でのイベントで掲示したキャンペーン告知ポスター

GoToEat Campaign くまもと

GoToEatキャンペーンくまもと開催!

食事券利用期間 2020/10/19[月]～2021/3/31[水]

※今後の新型コロナウイルス感染拡大状況によっては期間が変更になる場合がございます。詳しくはGoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにてご確認ください。

食事券購入方法		飲食店の方へ	
購入期間	2020/10/19[月] 10:00～2021/1/31[日] 23:59 第1期:2020/10/19[月] 10:00～2020/11/15[日] 23:59 第2期:2020/11/16[月] 00:00～2020/12/13[日] 23:59 第3期:2020/12/14[月] 00:00～2021/1/31[日] 23:59 ※各期間の予約可能枠と上限は決まらず、中品終了になります。 ※第2期・第3期については、事前受付期間はありません。※各期とも実行内容は全て同じです。	加盟店登録 申請期間	2020/9/28[月]～2021/12/31[木]（予定）
利用可能額	1セット 8,000円（税込） [利用可能金額10,000円] 1,000円券×10枚	加盟店登録 申請方法	特設ポータルサイトでの登録 [熊本県内の飲食店の方へ]から登録申請へお進みください
購入方法	GoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにて申し込み後、 店内のFamiポートにて支払い・発券	加盟店登録 登録資格	熊本県内の飲食店 ①日本標準産業分類の「76飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第3項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を指す。 ②「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（改定）」に基づく外食業の事業継続のためのガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。 <u>詳しくは特設ポータルサイトにてご確認ください。</u>
購入対象	1人1回あたり2セット（16,000円）まで購入可能です。 （回数制限はありません。）		

詳しくは、GoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトへ！



GoToEatキャンペーンくまもと事務局 ☎0570-035-210
9:30～17:30 平日のみ営業。（土日祝日、12/29～1/3除く平日）

2) アミュプラザ熊本

2021（令和3）年2月25日に、JR 熊本駅の駅ビル商業施設である「アミュプラザ熊本」がグランドオープン（21年4月23日）するに先立ち、加盟店募集のチラシを配布した（図表5-8参照）。

図表 5-8 アミュプラザ熊本でのイベントで配布した加盟店募集のチラシ



GoToEatキャンペーンくまもと

食事券取扱加盟店募集のご案内

《Go To Eatキャンペーン概要》

Go To Eatキャンペーンとは、プレミアム付き食事券を発行することで、感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援するキャンペーンです。
各店舗でお客様が食事券を使用して飲食サービスを受けるためには、登録をご希望される店舗ごとに事前の取扱店舗登録が必要となります。

発行者	Go To Eatキャンペーンくまもと事務局（主管 農林水産省）
発行内容	1冊（券種1,000円×10枚） 1種類 ※25%のプレミアムを付けた食事券（1冊10,000円を8,000円で消費者様が購入）
利用期間	令和2年10月19日（月）～令和3年6月30日（水）
販売期間	令和2年10月19日（月）～令和3年3月31日（水）
食事券販売店	熊本県内ファミリーマート（Fami ギャートにて）※事前WEB・電話予約制
取扱店舗	Go To Eatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトより加盟登録頂いた飲食店

《取扱店舗募集》

登録期間

◆期間：令和2年9月28日（月）～令和3年3月31日（水）

対象店舗

◆日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所。※テイクアウト専門店は対象に入りません。

◆「76 飲食店」であっても客への接待・遊興などを伴う飲食店は除く。

◆ガイドラインに基づく感染症対策を実施している飲食店。

※詳しくは、GoToEatキャンペーンくまもと公式HPの「加盟店登録資格」の項目をご参照ください。

加盟店舗申請方法

『GoToEatキャンペーンくまもと特設サイト』
<https://gotoeat-kumamoto.jp>

特設ポータルサイト



※申請いただいた飲食店様には、本キャンペーン対象飲食店かどうかを審査の上、承認された飲食店様には順次、必要な取扱マニュアルや換金伝票、キャンペーン取扱店舗証（ステッカー）などを配送し、取扱加盟店として食事券の取扱いを開始できます。

《登録から精算までの流れ》

手順1 加盟店登録申請
オンラインにて登録申請

手順2 加盟店登録審査
本キャンペーン事業対象事業者が審査を行います

手順3 承認後、加盟店用ツールの受け取り
加盟店承認店舗に加盟店用ツールをお送りします

手順4 ポスター掲示等の事前準備
コロナウイルス感染症対策ポスター等を掲示していただきます

手順5 食事券取扱開始
利用エリア（熊本県）ご確認ください！

手順6 受け取った食事券の換金請求
食事券と必要書類をお送り頂くのみ、郵送料の負担なし！

手順7 事務局より登録口座へ振込
ご指定頂いた口座へ振り込みます

加盟店登録申請に関わる注意事項：

- オンライン申請は上記URLまたはQRコードから登録ください。
- 申請には、3つの添付資料が必要です
 - ①営業許可書のコピー（有効期限内）
 - ②口座情報が確認できる書類（通帳見開きページのコピー）
 - ③参加飲食店同意書（GoToEatキャンペーンくまもと公式HP内）
- 郵送での申請をご希望で、申請書類が必要な場合は、下記Go To Eatキャンペーンくまもと事務局へご連絡ください。

食事券を受け取る際の主な注意事項：

- 食事券を受け取る際は、利用エリア（熊本県）であることをご確認ください。利用エリアの記載が確認できない場合は換金できません。
- 食事券が切り離されていないかをご確認ください。※長い面の方が換金に必要な半券です。
- 食事券には、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて紙クーポンの見本券と比較してください。

◆加盟店登録方法についての問い合わせ◆
 Go To Eatキャンペーンくまもと事務局 TEL：0570-035-210（平日9時30分～17時30分）

2. 事務局が実施した登録店舗開拓

本事業開始当初の2020年（令和2）年10月上旬に、飲食店情報サイト食ベログに登録されている県内の飲食店約6,000店舗へ加盟店募集DMハガキを発送。

熊本観光サイト掲載の飲食店約5,900店のうち、加盟資格条件を満たす未加盟店に対し、2020（令和2）年10月下旬～12月下旬、および2021（令和3）年2月下旬～3月にかけて営業架電を行った。

また、2020（令和2）年11月上旬～12月下旬には、熊本市中心部の上通、下通、水前寺付近の飲食店約200店に対し訪問営業を実施した。

営業の成果を図表5-9に記す。事務局の営業による加盟登録の実績は、営業架電の成果で加盟した店舗が121店、訪問営業の成果で加盟した店舗が69店の合計190店であった。これをエリア別にみると、県内で飲食店が最も多く集中していることから熊本市エリアの営業架電による加盟の件数が最も多く、また訪問営業を集中的に実施したことにより132店と全体の約7割にのぼり、以下、県北エリア、県南エリア、県央エリアの順であった。なお、営業架電数に対する営業架電による加盟店舗数の割合は、熊本市エリアでは17%、県北エリアと県央エリアでも10%を超えているのに対し、県南エリアは5%台にとどまるという結果となった。

図表 5-9 事務局による営業の成果

エリア	営業架電数 (A)	営業架電による 加盟店数 (B)	訪問営業による 加盟店数	加盟店数計	【参考】 B/A
県北エリア	143	17	1	18	11.9%
阿蘇市エリア	14	5	—	5	35.7%
阿蘇北部エリア	13	1	—	1	7.7%
南阿蘇エリア	63	4	—	4	6.3%
熊本市エリア	380	64	68	132	16.8%
県央エリア	113	13	—	13	11.5%
天草エリア	32	3	—	3	9.4%
県南エリア	263	14	—	14	5.3%
合 計	1,021	121	69	190	11.9%

* 架電後訪問して加盟は「訪問営業による加盟」にカウントした。

3. 加盟店登録フロー

(1) 開始時期

①登録申請の開始：2020（令和2）年9月28日

②食事券取扱開始

・2020（令和2）年10月9日までに登録申請を行った場合は、キャンペーン開始日の10月19日よりスタート。

・10月10日以降に登録申請を行った場合は、登録申請から7営業日以内に発送されるスターターキット到着後、マニュアルの確認、販売ツール（ステッカー、ポスター、スイングPOP）を店内の分かり易い場所に掲示等の必要な準備を行った上で順次スタート。

(2) 加盟店登録の条件

1) 業種

①対象業種

日本標準産業分類「中分類 76 飲食店」に分類される飲食店のうち、「食品衛生法」第52条1項の営業許可を受けている飲食店であり、かつその場で飲食を提供するもので、後述「②対象外業種」を除く。

具体的な対象業種は図表 5-10 のとおりである。

図表 5-10 対象業種

◆日本標準産業分類「中分類 76 飲食店」に分類される飲食店			
小分類		細分類	
761	食堂、レストラン	7611	食堂、レストラン
762	専門料理店	7621	日本料理店
		7622	料亭（接待を伴わないもの）
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店 （西洋料理店、カレー専門店等）
763	そば・うどん店	7631	そば・うどん店
764	すし店	7641	すし店
765	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール
767	喫茶店	7671	喫茶店
769	その他の飲食店	7691	ハンバーガー店
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼き店
		7699	他に分類されない飲食店 （甘味処、フライド・チキン店、ドーナツ店等）

②対象外業種

- ・店内飲食をメインとしないもの…宅配ピザなどデリバリー専門店/持ち帰り専門店/移動販売店舗（キッチンカー）/カラオケなど他のサービスをメインとする店舗 など
- ・客への接待・遊興などを伴う店舗（「風営法」の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する店舗）…キャバクラ/ガールズバー/ホストクラブ/スナック/接待を伴う料亭/ショーパブ/ナイトクラブ など

③対象業種の拡大

ホテル・旅館等の宿泊施設内に併設されているレストランや食事処等は従来から対象業種とされていたが、これに加えて、2021（令和3）年6月初旬より、不特定多数の利用客を対象に、通年で飲食店と同様の飲食サービスが提供されている宿泊施設の飲食スペース（宴会場やバンケットルーム等）も加盟登録の対象に含まれることとなった。

ただし、下記の場合は食事券利用の対象外となる。

- ・宴会場等以外での飲食の提供（ケータリング、ルームサービス等）。
- ・結婚式や法事等冠婚葬祭に伴う飲食の提供。
- ・1泊2食や朝食付き等、宿泊料金に含まれる食事の提供。
- ・プラン料金等、飲食以外のサービスが付帯しており、飲食代金が明確でないもの。
- ・コンパニオンの接待やカラオケを伴うもの（登録期間中において、接待やカラオケを伴うサービスを登録対象の会場で行っている場合は、加盟登録不可となる）。

なお、上記に該当する宿泊施設の宴会場等は、集計にあたっては図表 5-10 の「7699 他に分類されない飲食店」に含めている。

2) 感染予防対策

農林水産省が示す下記の感染予防対策に取り組んでいること。

- ①「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（2020（令和2）年5月14日、(一社)日本フードサービス協会及び(一社)全国生活衛生同業組合中央会）に基づき感染予防対策に取り組み、取り組み内容を店頭に掲示する。具体的には、加盟承認店舗に農林水産省から指示を受けた相談窓口申請案内事務局が送付する下記4点の告知ツールを店内に設置する。

※GoToEat キャンペーンくまもとにおいては、2021年（令和3年）8月23日までの新規加盟店登録承認分までで発送終了。

- ・「コロナ接触確認アプリ告知ツール」のメニューへの貼りつけ。
- ・「コロナ接触確認アプリ告知チラシ」のメニューへの挟み込み。
- ・新たな生活様式での外食のエチケットを告知する「外食時のお願いポスター」の掲示。
- ・利用者にコロナ対応の実施を告知する「感染防止対策チェックリストポスター」の掲示。

- ②クラスター発生予防の観点から、「換気」「声量」「三密」を常に意識することを肝要とし、利用者への周知と併せて下記の対策を実施し、店頭に掲示する。

- ・店舗入口や手洗い場所に、手指消毒用の消毒液を用意する。

- ・店内に適切な換気設備を設置し、徹底した換気を行う（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他のグループの客同士ができるだけ 2m(最低 1m)以上あくよう、間隔をあけてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーテーション（アクリル板またはそれに準じるもの）で区切る。カウンター席は、他のグループ客同士が密着しないよう、適度なスペースを空ける。
 - ・ひとつのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーテーションで区切る。
- ③カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めていないが、ごく一部の対象店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でもキャンペーン期間中は、食事券の利用者に限ることなくカラオケ設備を使用しない。
 - ④大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。
 - ⑤営業時間の短縮等、国または地方公共団体からの要請に従う。
 - ⑥農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力する。
 - ⑦ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応することとし、対応しない場合は登録が取り消される。
 - ⑧加盟飲食店の利用者が着席した際に、目につく場所で接触アプリを紹介する（メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）。
- 上記に加えて、2021（令和 3）年 11 月 1 日から食事券の利用を「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」による認証を取得または申請中の飲食店に限ることとし、さらに同年 12 月 1 日からは、同制度による「熊本県感染防止対策認証店」であることを加盟店の条件とした（「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」の詳細は P.65 第 7 章 3 参照）。

（3）申請・登録の流れ

加盟店の申請は、インターネット環境がない場合や WEB 使用に慣れていない事業者を対象に商工会議所・商工会による代理登録や手書き申請の郵送受付も行ったが、原則としては WEB 申請を基本とした。

以下に WEB 申請における申請から登録までの流れの概要を整理する。

- ①加盟申請を希望する飲食店は、「Go To Eat キャンペーンくまもと公式ホームページ」の加盟店登録のページにアクセスする。
- ②同ページの「説明動画」閲覧後オンライン上で、
 - ア)行政への協力、感染防止ガイドラインに基づく取り組み、不正取引の防止、反社会勢力でないことの確約、食事券取扱マニュアルの遵守、参加登録の取消等への同意・誓約
 - イ)事業者名、住所（店舗所在地）、担当者名・連絡先、業種分類等の店舗情報を入力
 - ウ)換金振込口座等の振込情報を入力
 - エ)飲食店営業許可書や振込先通帳のコピー等必要書類を添付し、申請送信する。

※WEB 上での申請発信後、登録した申請者メールへ受付完了メールを自動発信、このメール本文に加盟店コードを記載。

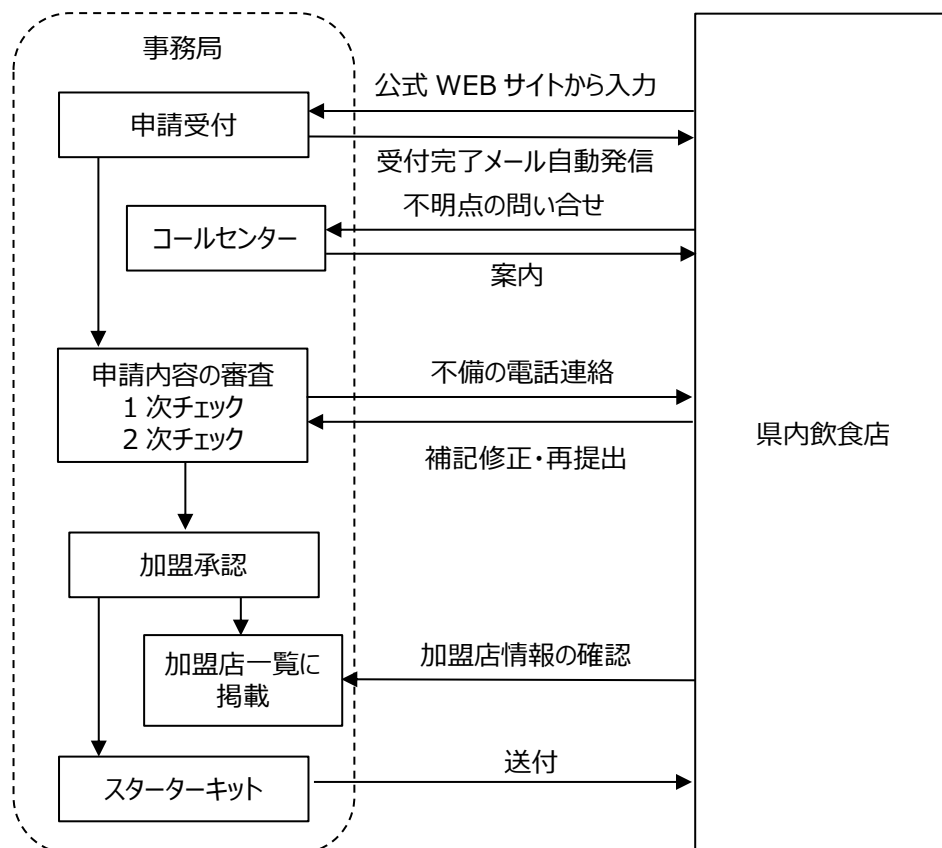
- ③上記過程における不明点等は、コールセンターが問い合わせ対応・案内を行う。
- ④事務局で申請内容に不備や齟齬がないかのダブルチェックを行い、不備があれば申請者に電話で不備内容を連絡し、電話口での補記修正の受付ないしは正しい書類の再送依頼を行う（Eメール、FAX、郵送により受領）。
- ⑤書類審査終了後、承認店舗へ事務局よりスターターキットを発送し、公式ホームページの加盟店登録店一覧へ店舗情報を追加する。

※スターターキットの受け取り、又は公式ホームページにある加盟店一覧の掲載をもって加盟店登録完了とみなし、これ以降の食事券の受け取りを可能とした。

上記フローの概要を図表 5-11 に、申請承認後加盟店に送付するスターターキットの内容を図表 5-12 に示す。

また、参考として、公式ホームページにおける加盟店登録画面を図表 5-13 に、事務局内での書類審査に使用した審査経緯書を図表 5-14 に示す

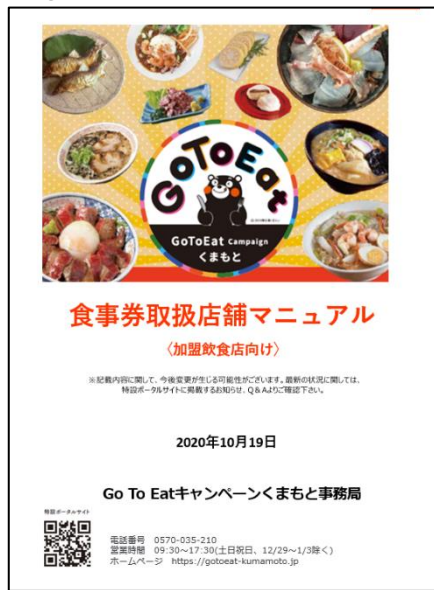
図表 5-11 加盟店申請・登録のフロー（WEB 申請）



図表 5-12 スターターキットの内容

①食事券取扱店舗マニュアル	1部
②食事券見本	1部
③加盟店ステッカー	1部
④加盟店ポスター	1部
⑤スイングPOP	1部
⑥換金用伝票（2枚綴り）	承認日から起算した必要枚数
⑦利用実績報告シート（コピーして利用）	1部
⑧換金用封筒（レターパック）	承認日から起算した必要枚数

①食事券取扱店舗マニュアル



②食事券見本



③加盟店ステッカー



④加盟店ポスター



⑤スイングPOP



⑥換金用伝票（2枚綴り）

**Go To Eatキャンペーンくまもと
換金用伝票**

記入日 20 年 月 日

加盟店コード

加盟店名

食事券枚数 (1,000円券) 枚

食事券合計金額 円

ご担当者名

ご連絡先電話番号

以下、事務局使用欄

⑦利用実績報告シート

月分	食事券合計	食事券枚数	食事券金額	備考
1	1,000円券	0	0	
2	1,000円券	0	0	
3	1,000円券	0	0	
4	1,000円券	0	0	
5	1,000円券	0	0	
6	1,000円券	0	0	
7	1,000円券	0	0	
8	1,000円券	0	0	
9	1,000円券	0	0	
10	1,000円券	0	0	
11	1,000円券	0	0	
12	1,000円券	0	0	
13	1,000円券	0	0	
14	1,000円券	0	0	
15	1,000円券	0	0	
16	1,000円券	0	0	
17	1,000円券	0	0	
18	1,000円券	0	0	
19	1,000円券	0	0	
20	1,000円券	0	0	
21	1,000円券	0	0	
22	1,000円券	0	0	
23	1,000円券	0	0	
24	1,000円券	0	0	
25	1,000円券	0	0	
26	1,000円券	0	0	
27	1,000円券	0	0	
28	1,000円券	0	0	
29	1,000円券	0	0	
30	1,000円券	0	0	
31	1,000円券	0	0	
計	0	0	0	

⑧換金用封筒（レターパック）



図表 5-13 公式ホームページにおける加盟店登録画像

【更新用】GoToEatキャンペーンくまもと 加盟店登録申込フォーム

※設問毎に指定がない場合は、半角・全角のどちらでも入力可能です。

※万一、誤送信した場合は、GoToEatキャンペーンくまもと事務局（0570－035－210）まで、ご連絡ください。

はじめに誓約事項に同意してください。【必須】

☐ 下記すべて、同意します

■宣誓事項

(1)申請内容が虚偽でないこと

(2)事務局及び農林水産省の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じる

こと

(3)不正受給が判明した場合には、交付の取り消し並びにすでに支払い済みの交付金の返還に応

じること

(4)Go To Eat キャンペーンくまもとの取扱店舗募集要項に従うこと

本事業の対象となる飲食店は、日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項目の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業法」という。）第2条第4項目に規定される「接待飲食等営業」を含む飲食店に該当いたしません。【必須】

☐ はい

[こちらのリンク先](#)より資料を確認頂き、内容に同意頂ける場合、右の同意しますにチェックを入れてお申込みください。【必須】

☐ 同意します

個人情報の取り扱い【必須】

☐ 同意します

入力いただくお客様の個人情報は、お客様との連絡及び本事業に係る行政サービスの提供のために利用させていただきます。

また、申請いただいた手続きに必要な範囲内で、業務委託会社に対しお客様の個人情報を提供いたします。

[プライバシーポリシー全文はこちら](#)をご覧ください。

私（法人の場合は商号）は、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

【必須】

☐ 誓約します

【申請者情報】

申請者情報：事業者名（法人名）

※個人事業主の場合は記載不要です。
※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。
例）有限会社熊本産業

申請者情報：担当者姓 **【必須】**

※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。
例）熊本

申請者情報：担当者名 **【必須】**

※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。
例）太郎

申請者情報：担当者連絡先TEL
【必須】

 - -

申請者情報：メールアドレス
【必須】

（確認用）

※なるべくパソコンのメールアドレスをご記入ください。
※GoToEatキャンペーン熊本事業事務局 gotoeat_kumamoto@mail.jtb.comからのメールを受け取れるように設定してください。

【店舗情報】

日本標準産業分類「76 飲食店」
下記いずれかに分類されるかご選択ください。（小分類） **【必須】**

[日本標準産業分類「76 飲食店」](#)

----- 選択してください ----- ▼

日本標準産業分類「76 飲食店」
下記いずれかに分類されるかご選択ください。（細分類） **【必須】**

----- 選択してください ----- ▼

店舗情報：営業許可番号 **【必須】**

第 号

店舗情報：店舗名（特設WEBサイトの加盟店舗一覧に掲載されます） **【必須】**

例）レストラン熊本

店舗情報：店舗名カナ **[必須]**

例) レストランクマモト

店舗住所：郵便番号 **[必須]**

 -

住所検索

[※郵便番号検索URL](#)

※半角数字にて入力

店舗住所：都道府県 **[必須]**

例) 熊本県

店舗住所：市町村 **[必須]**

例) 熊本市

店舗住所：町域、番地 **[必須]**

※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。

例) 桜町4丁目1番地

店舗住所：建物名 (○○○ビル
△△△号室)

※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。

例) 熊本商工会館2階

店舗情報：TEL **[必須]**

 - -

店舗情報：FAX

 - -

店舗ホームページ

店舗情報：担当者姓 **[必須]**

※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。

例) 熊本

店舗情報：担当者名 **[必須]**

※スペース等を入力せず左詰めをお願いします。

例) 太郎

店舗情報：担当者連絡先 TEL
[必須]

 - -

店舗情報：メールアドレス **[必須]**

(確認用)

※なるべくパソコンのメールアドレスをご記入ください。

※GoToEatキャンペーン熊本事業事務局 gotoeat_kumamoto@mail.jtb.comからのメールを受け取れるように設定してください。

【振込先情報】

金融機関名 **【必須】**

----- 選択してください ----- ▼

※選択肢にない場合は、「その他」を選択し、下記に入力してください。

金融機関その他（フリーテキスト）

金融機関コード **【必須】**

※金融機関コードは[こちら](#)
（例：熊本銀行は0587、肥後銀行は0182、ゆうちょ銀行は9900）

※半角数字

4桁未満の場合は最初に0をつけて4桁で入力してください

金融機関支店コード **【必須】**

（ゆうちょ銀行の場合は店番）
ゆうちょ銀行の検索は[こちら](#)

※半角数字

3桁未満の場合、最初に0をつけて3桁で入力してください

金融機関支店名 **【必須】**

（ゆうちょ銀行の場合は店名）

※全角

例）熊本支店、本店営業部、七一八支店

口座種別（普通・当座） **【必須】**

☐ 普通

☐ 当座

口座番号（数字7桁） **【必須】**

※半角数字

※口座番号が7桁以下の場合は、そのまま入力してください。

口座名義 **【必須】**

※全角

例）GOTOEATくまもと株式会社

口座名義（カナ） **【必須】**

※スペース・記号含めて全角

※通帳見開き1・2ページに記載の名義の通りに必ずご入力をお願いいたします。

【添付書類】

※誤って間違った資料を添付した場合は、もう一度「ファイルを選択」をクリックして、再添付してください

添付資料1：飲食店営業許可書 **【必須】**

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

※有効期間内のものを添付お願いいたします。
ファイルサイズは、10.0 MBまでです。

添付資料2：振込先通帳（表紙を開いた見開き1・2ページ） **【必須】**

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

ファイルサイズは、10.0 MBまでです。

※通帳の写しは、表紙と口座情報がある1～2ページ目の計2枚を提出。

図表 5-14 事務局内での書類審査に使用した審査経緯書（各申請に1枚ずつ添付）

「GoToEatキャンペーンくまもと事務局 経緯書」HP	
申請書到着日： 月 日（郵送にて申請の場合） 【受付番号： 】	
●1次チェック● （青ペン） チェック者名 （ ） 1次チェック日 （ 月 日 ） 1次チェック結果 （OK・NG・再送）	☐ スパイラル画面入力に不備はないか ☐ 営業許可書 ・「76 飲食業」に該当するか ☐ 通帳コピー ・見開きページが添付されているか ・口座情報は正しく入力されているか ・口座名義人（カタカナ）は正しいか →全角カタカナでもOKです。最後にリストで編集します。 ☐ 同意書（代理登録の場合） ・すべてにレ点がついているか ・押印されているか ☐ NG理由（ ） ☐ 再送理由（ ）
●2次チェック● （赤ペン） チェック者名 （ ） 2次チェック日 （ 月 日 ） 2次チェック結果 （OK・NG・再送）	☐ チェック内容に不備なし ☐ NG理由に相違なし ☐ 再送理由に相違なし →再送依頼内容： 月 日 店舗担当者： →会話内容（ ）
●再送チェック● （赤ペン） チェック者名 （ ） 再送チェック日 （ 月 日 ） 再送チェック結果 （OK・NG・再々送）	☐ 再送依頼内容に不備なし ☐ 再送依頼内容に不備あり。再再送 →再々送依頼内容： 月 日 店舗担当者： →会話内容（ ） ☐ 再再送後、依頼内容に不備なし チェック日： チェック者：
審査結果：承認・拒否	
★スパイラル入力 入力日： 月 日 入力者： ★加盟店ツール発送 発送日： 月 日 入力者： ★備考 ★複数の場合 （ 件）	

(4) 食事券の取扱い

下記の食事券取扱いにおいて注意ないしは遵守すべき事項について、「取扱い店舗マニュアル」等を通じて徹底を図った。

- ・受け取った食事券が「Go To Eat くまもとキャンペーン」のものであることを確認する。（他県でも Fami ポートを活用した同様のキャンペーンが実施されている為。）
- ・すでに半券が切り取られた食事券は利用できない。
- ・偽造防止加工や色合い等をチェックし、偽造と判断された場合は受け取りを拒否し、速やかに警察に伝えた上、事務局に連絡する。
- ・券面額以下の利用であっても、お釣りは出さない。
- ・不足分は現金等で受領する。
- ・食事券は飲食代またはサービス料など飲食に一体化して付帯した役務の提供料金のみで利用可能となる。
- ・食事券の交換、売買、2 次利用は厳禁とする。
- ・加盟店が独自に食事券の利用対象外となるメニュー等を定める場合は、利用者があらかじめ認識できるようメニューやチラシ等にその旨を明記する。
- ・他の割引企画との併用不可やポイント加算の対象外、食事券使用の上限額などを定める場合は、利用者があらかじめ認識できるようメニューやチラシ等にその旨を明記する。
- ・食事券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して発行者は責任を負わない（食事券の盗難・紛失については損害賠償が発生する場合がある）。

参考として、図表 5-15 にスターターキット内に同梱される食事券の見本を示す。図中の赤字は、A.「券名」、B.「換金センター送付用片」、C.「券面額」（1,000 円券 1 種類）、D.「店舗名記載欄」、E.「管理項目」、F.「ミシン目」（B と G の両片切り離し用）、G.「加盟店控え片」を示し、それぞれにおいて注意すべき事項を「取扱い店舗マニュアル」で解説した。

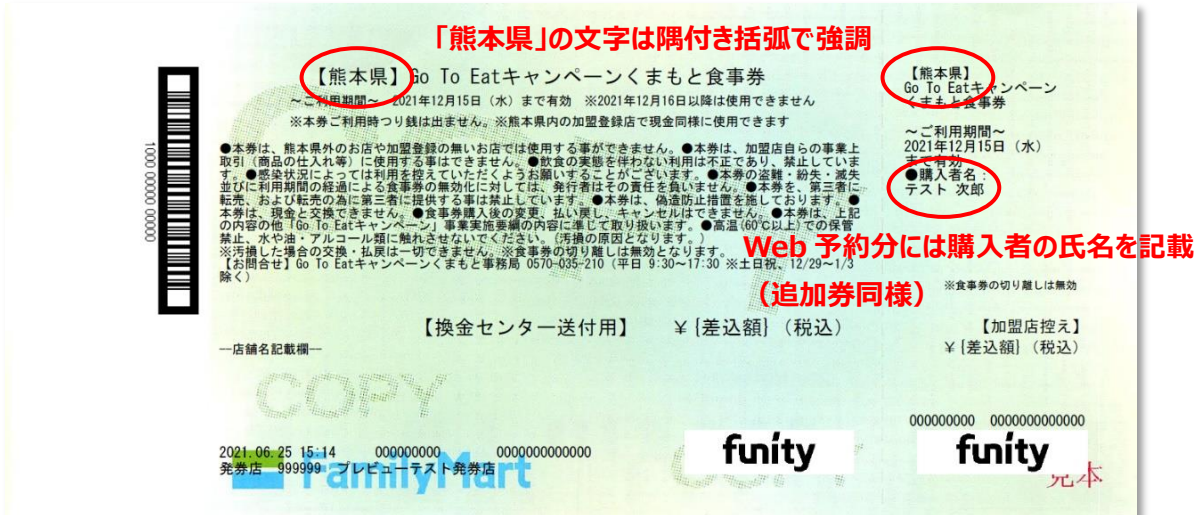
図表 5-15 食事券の見本



・既存券・追加券の違いと券面記載情報の一部変更について

既存券(プレミアム率 25%)

1 セットは額面 1,000×10 枚、8,000 円で販売。



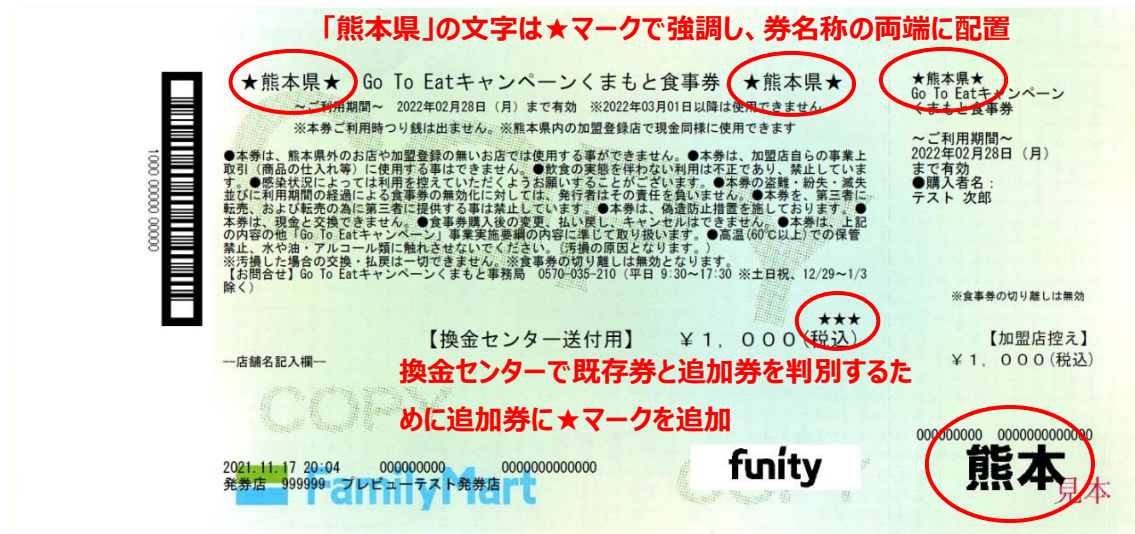
・2021 年 2 月 18 日発行分より券面に以下の注意書きを追加：

- 本券は、熊本県外のお店や加盟登録の無いお店では使用することができません。
- 飲食の実態を伴わない利用は不正であり、禁止しています。
- 感染状況によっては利用を控えていただくようお願いすることがございます。
- 高温（60℃以上）での保管禁止、水や油・アルコール類には触れさせないでください。（汚損の原因となります。）

※汚損した場合の交換・払戻は一切できません。

追加券(プレミアム率 20%)

1 セットは額面 1,000×12 枚、10,000 円で販売。



他県の券と区別をつけるために
大きく「熊本」と明記

（５）くまモン入りのロゴ使用の流れ

Go To Eat キャンペーンくまもとのロゴ（くまモンなし）は、公式ホームページから自由にダウンロードできるが、「くまモン」入りのロゴの使用を望む場合は、下記の流れによる審査承認を必要とした。

- ① 公式ホームページから「ロゴマーク（くまモン入り）使用届出書」（Excel ファイル）をダウンロードし、必要事項を入力して事務局にメールする。
- ② 事務局からくまモン入りのロゴデータを返信する。
- ③ 送付されたくまモンロゴを使用した制作物の案をデータで再度事務局に送付する。
- ④ 使用方法を審査し、結果を後日事務局から連絡する。（熊本県に確認が必要）
- ⑤ 審査の承認通知が届いたら、使用期間を守って使用する。

※本事業期間中には、加盟店独自のポスターや店頭に設置するのぼり旗、店舗ホームページ、店舗用アプリ、情報誌掲載用の広告などにくまモンロゴの使用届が提出された。

図表 5-14 キャンペーンロゴ



4. 加盟店店舗申し込み・審査・加盟状況

(1) 申請・登録状況の推移

1) 加盟店舗数の推移

図表 5-15 に月別の加盟店舗数の推移を示す。

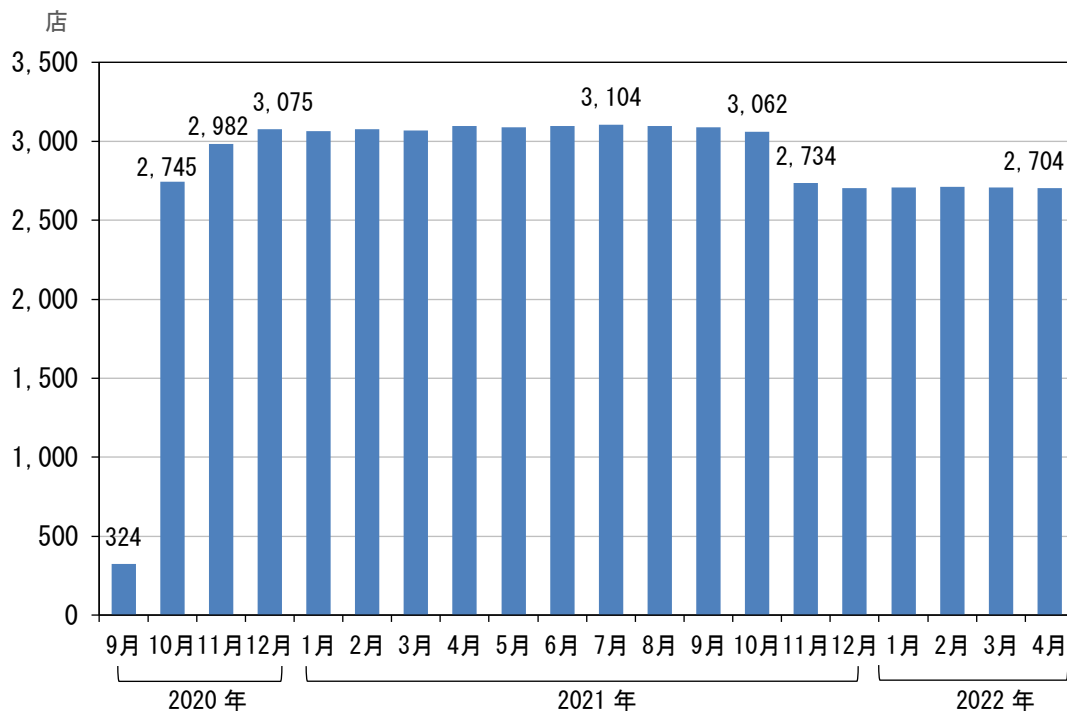
加盟店舗数はキャンペーン開始直後の 2020（令和 2）年 10 月には 2,745 店にのぼった。その後も順調な増加を続け、同年 12 月には 3,075 店を数え、さらに翌 2021（令和 3）年 7 月には 3,100 店を超えた、しかし、新型コロナウイルス感染症がまん延する中で、やむを得ず閉店等に至る店舗もあったことから、2021（令和 3）年 10 月には 3,062 店にまで減少した。※休業中等の店舗は除く

さらに、同年 11 月には、自治体による時短要請、あるいは加盟店舗は県の認証店舗に限る（11 月時点では、既存加盟店舗は申請中/取得見込みを加盟継続可能とし、12 月より義務化）という加盟登録の厳格化を受け、加盟店舗数は約 1 割減の 2,734 店にまで低下し、キャンペーン終了時点での加盟店舗数は 2,739 店であった。

なお、加盟店舗承認数（当キャンペーンへの総参加店舗数）は 3,351 店舗であった。

参考として、図表 5-16 に加盟店舗数変動の内訳を記す。一旦加盟登録されても、休業、閉店、取下げ、自治体からの要請に基づく解除がある一方、営業再開や再加盟などの出入りがあった様子をうかがうことができる。

図表 5-15 加盟店舗数の推移



図表 5-16 加盟店変動の内訳

※2022 年 4 月末時点の実際の加盟店舗数は「2,739 店舗」、

図表では同じ店舗が複数回休業や取下げを行った数がそのまゝの回数分差し引かれている為、最終の加盟店舗数が実際より 35 件少ない

※例：同一の 1 店舗が同じ月に休業と取下げを行った為、図表ではマイナス 2 となる（実際の店舗数としてはマイナス 1 店舗）

	20年9月	20年10月	20年11月	20年12月	21年1月	21年2月	21年3月	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月	21年9月	21年10月	21年11月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月
前月末加盟店舗数 (①)	0	324	2,745	2,982	3,075	3,066	3,075	3,070	3,097	3,090	3,096	3,104	3,096	3,090	3,062	2,702	2,706	2,712	2,709
当月申請分	822	2,084	223	103	16	14	29	24	7	23	32	4	6	39	22	25	8	6	10
申請数 (②)																			
登録不可 (③)	4	72	5	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	3	7	1	2	2
審査期間中に取下げ (④)	1	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
審査継続 (⑤)	493	46	5	2	0	0	10	0	0	0	2	0	1	7	2	3	1	1	0
加盟承認数 (⑥=②-③~⑤)	324	1,954	210	100	16	14	18	24	7	21	30	4	4	31	17	15	6	3	8
前月からの繰越数 (前月の⑤+⑥)	0	493	51	7	3	0	0	10	1	1	0	2	0	1	7	3	6	6	4
登録不可 (⑧)	0	12	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
審査期間中に取下げ (⑨)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
審査継続(再繰越) (⑩)	0	5	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3	5	3	1
加盟承認数 (⑪=⑧~⑩)	0	476	35	2	3	0	0	9	0	1	0	2	0	1	6	0	1	3	2
承認後登録不可 (⑫)	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再加盟 (⑬)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	25	13	6	9
再開(休業等一時取下げから再開) (⑭)	0	1	1	0	1	17	3	3	1	6	3	1	0	10	4	1	3	2	129
増加数計 (⑮=(⑥+⑪-⑫)+⑬+⑭)	324	2,427	246	103	20	31	21	36	8	28	33	7	4	43	42	41	23	14	148
休業等による一時取下げ (⑯)	0	3	0	1	16	14	6	3	11	11	6	8	1	12	3	2	14	1	136
閉店 (⑰)	0	1	7	3	10	6	14	5	2	8	13	5	7	26	2	6	2	1	4
その他、時短・認識以外の理由による加盟取下げ (⑱)	0	2	2	6	3	2	6	1	2	3	6	2	2	24	29	6	3	6	11
自治体からの時短・認識要請による解除 (⑲)														9	336	59	0	0	0
減少数計 (⑳=㉑+㉒-㉓)	0	6	9	10	29	22	26	9	15	22	25	15	10	71	370	73	19	8	151
当月末加盟店舗数 (㉒=㉑+㉒-㉓)	324	2,745	2,982	3,075	3,066	3,075	3,070	3,097	3,090	3,096	3,104	3,096	3,090	3,062	2,734	2,702	2,706	2,712	2,704

2) 業種別・エリア別の加盟店舗数

図表 5-17 に業種別の加盟店舗数の構成を記す。集計の対象は、加盟店登録承認店舗数（3,351 店）をベースとしている。なお、参考として、平成 28 年『経済センサス活動調査』に基づく、熊本県全体の対象事業所数の業種別構成を併記した。

加盟店舗数の内訳は、「食堂、レストラン」が 4 割強を占め、次いで「酒場、ビヤホール」が 17%、「他に分類されない飲食店」が 9%と続く。一方、これを『経済センサス』の結果と比較すると、「食堂、レストラン」がきわめて多く、逆に「日本料理店」、「中華料理店・ラーメン店」、「その他の専門料理店」は半数以下にとどまる。ここには、加盟店舗の業種区分は登録申請時に事業者が分類したものであり、『経済センサス』による厳密な業種区分とは異なっていることが大きく作用していると考えられる。「他に分類されない飲食店」が『経済センサス』による構成比を大きく上回っているのも、同じ理由によると想定される。

そこで、業種特性が明確な「焼肉店」を除く、「食堂、レストラン」、「日本料理店」、「中華料理店・ラーメン店」、「その他の専門料理店」を合計して「食堂系」と捉えると、加盟店の構成比 56% に対し、『経済センサス』による構成比は 45%となる。おそらくこれが実態により近く、図表 5-17 にみられるように「食堂、レストラン」が突出して多いわけではないとしても、「食堂系」の参加が多かったことに間違いはないと思われる。「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」は加盟店舗と『経済センサス』との間に大きな差はない。一方、「酒場、ビヤホール」や「喫茶店」はやや参加が低調であった。

図表 5-17 加盟店舗数の業種別構成

分 類	加盟店登録店舗数		『経済センサス』 の構成比
	店舗数	構成比	
食堂、レストラン	1,374	41.0%	13.5%
日本料理店	168	5.0%	11.1%
料亭	10	0.3%	—
中華料理店	65	1.9%	10.6%
ラーメン店	89	2.7%	
焼肉店	158	4.7%	4.6%
その他の専門料理店	177	5.3%	9.9%
そば・うどん店	105	3.1%	4.1%
すし店	128	3.8%	4.4%
酒場、ビヤホール	574	17.1%	28.1%
喫茶店	163	4.9%	8.3%
ハンバーガー店	21	0.6%	1.2%
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	33	1.0%	3.0%
他に分類されない飲食店	286	8.5%	1.5%
総 計	3,351	100.0%	100.0%

*『経済センサス』では、「ラーメン店」は「中華料理店」に、「料亭」は「他に分類されない飲食店」に分類している。

エリア別の内訳は、加盟店全体の6割近くが「熊本市エリア」に集まり、以下、「県北エリア」が15%、「県南エリア」が9%、「県央エリア」が6%、「天草エリア」が5%の順となった。この順位は『経済センサス』による構成比と一致しており、大きくみて母集団である対象飲食店の集積状況を反映した結果となっている（図表 5-18 参照。なお、加盟店の集計対象や『経済センサス』データの詳細は図表 5-17 と同じ）。

ただし、そうした中で、「熊本市エリア」では加盟店舗数の構成比が『経済センサス』による構成比を大きく上回っている。この背景には、事務局による営業開拓の成果もあると思われるが、それ以上に飲食店が高密度に集まる中で、事業者として周囲の飲食店の動向が当キャンペーンへの参加を促したこと、また利用者の要望も高まることといった、「集積がもたらす誘因」が働いた結果だと考えることができる。一方、「県南エリア」は飲食店の集積状況と対比して、キャンペーンへの参加がやや低調であったことが否定できない。

図表 5-18 加盟店舗数のエリア別構成

エ リ ア	加盟店舗数		『経済センサス』 の構成比
	店舗数	構成比	
県北エリア	496	14.8%	17.9%
阿蘇北部エリア	65	1.9%	1.9%
阿蘇市エリア	97	2.9%	2.4%
南阿蘇エリア	84	2.5%	1.7%
熊本市エリア	1951	58.2%	44.4%
県央エリア	206	6.1%	7.9%
天草エリア	155	4.6%	7.5%
県南エリア	297	8.9%	16.4%
総 計	3,351	100.0%	100.0%

図表 5-19 には、各エリア別の加盟店の業種構成を記す。第一義的には母集団である飲食店の構成において、地域特性等を背景として特定業種の集積が高いエリアでは、加盟登録店の構成比も高くなるという傾向がある。そば街道で有名な「阿蘇北部エリア」、「南阿蘇エリア」での「そば・うどん店」、観光地として軽飲食店が多い「阿蘇地域各エリア」での「喫茶店」、海の幸に恵まれた「県央エリア」、「天草エリア」の「すし店」などがその代表といえることができる。

加えて、都市部では「酒場、ビアホール」の割合が高くなり、地方部では「食堂、レストラン」をはじめとした「食堂系」の割合が高くなるという傾向がみられる。例えば「熊本市エリア」では「酒場、ビアホール」の構成比が2割を超え、他のエリアを大きく上回っている。特に「飲酒系」の業種は、コロナ禍による制約を他の飲食店業種以上に強く受け、自治体からも厳しい自粛要請を余儀なくされた。上述した、「酒場、ビアホール」は「食堂系」業種に比べ当キャンペーンへの参加意欲が低いという傾向がみられる背景にも、こうした要因が少なからず作用していたと考えられる。そうであるにもかかわらず

ず、「熊本市エリア」において「酒場、ビヤホール」の当キャンペーンへの参加が進んだのは、これもまた「集積がもたらす誘因」が、「飲酒系業種」にも作用したためではないかと考えられる。

図表 5-19 各エリア別の加盟店舗数の業種構成

エ リ ア	県北	阿蘇北部	阿蘇市	南阿蘇
食堂、レストラン	44.2%	55.4%	59.8%	60.7%
日本料理店	2.8%	1.5%	3.1%	3.6%
料亭	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
中華料理店	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
ラーメン店	2.8%	1.5%	0.0%	1.2%
焼肉店	5.4%	1.5%	5.2%	6.0%
その他の専門料理店	3.6%	7.7%	2.1%	3.6%
そば・うどん店	2.8%	15.4%	3.1%	8.3%
すし店	5.8%	0.0%	2.1%	0.0%
酒場、ビヤホール	13.9%	1.5%	8.2%	1.2%
喫茶店	4.4%	9.2%	10.3%	10.7%
ハンバーガー店	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%
他に分類されない飲食店	8.7%	6.2%	6.2%	4.8%

分 類	熊本市	県央	天草	県南
食堂、レストラン	35.8%	42.7%	49.7%	49.5%
日本料理店	6.2%	3.9%	4.5%	3.7%
料亭	0.2%	2.4%	0.0%	0.0%
中華料理店	1.8%	2.9%	1.3%	3.4%
ラーメン店	3.2%	2.4%	0.6%	1.7%
焼肉店	5.0%	3.9%	3.2%	3.0%
その他の専門料理店	6.5%	3.9%	5.2%	2.4%
そば・うどん店	2.6%	2.9%	1.3%	4.0%
すし店	3.1%	6.8%	6.5%	4.0%
酒場、ビヤホール	21.1%	8.7%	12.3%	15.5%
喫茶店	4.3%	5.3%	5.2%	4.4%
ハンバーガー店	0.6%	1.0%	1.9%	0.3%
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	1.0%	1.5%	0.0%	0.3%
他に分類されない飲食店	8.7%	11.7%	8.4%	7.7%

(2) 代理登録の内訳

加盟店の登録申請は、大別して次の3つの方法によった。

- ①事業者が直接 WEB 登録
- ②商工会議所・商工会（以下、「商工会等」という）に配置された紙の申請用紙に、事業者が手書きで記入し、商工会等がその WEB 入力を代行：商工会等による代理登録
- ③商工会等に配置ないしは店舗からの依頼を受けて事務局が郵送した紙の申請用紙に、事業者が手書きで記入し、これを事務局に送ってもらい、事務局で WEB 入力：事務局による代理登録

上記3つのパターンの内訳を図表 5-20 に、また商工会等による代理登録の内訳を図表 5-21 記す。直接 WEB 登録が9割近くを占め、商工会による代理登録は102件、事務局による代理登録は303件であった。

図表 5-20 登録申請数の内訳

	直接 WEB 登録	代理登録			総 計
		商工会等	事務局	計	
申請数（件）	3,099	102	303	405	3,504
構成比（％）	88.4	2.9	8.6	11.6	100.0

図表 5-21 商工会等の代理登録の内訳

エリア	商工会等名	件数
県北エリア	山鹿市商工会	2
	菊陽町商工会	9
	玉名市商工会	9
	和水町商工会	6
	大津町商工会	4
	長洲町商工会	3
阿蘇北部エリア	小国町商工会	2
阿蘇市エリア	阿蘇市商工会	4
熊本市エリア	熊本市植木町商工会	2
県央エリア	宇土市商工会	11
	宇城市商工会	5
天草エリア	上天草市商工会	2
	天草市商工会	1
	本渡商工会議所	6
	苓北町商工会	4
県南エリア	八代商工会議所	15
	水上村商工会	5
	八代市商工会	4
	芦北町商工会	3
	水俣商工会議所	5
合 計		102

参考として、図表 5-22 に、代理登録用の申込用紙と同意書の見本を示す。

図表 5-22 代理登録用の申込用紙と同意書の見本

GoToEatキャンペーンくまもと 加盟店申込用紙					
申込日 年 月 日					
事業者名(法人名)					
担当者氏名					
TEL		()			
店舗情報					
飲食店区分(日本標準産業分類「76 飲食店」の該当分類) ※分類表は裏面に掲載					
小分類		細分類			
例) 762	専門料理店	例) 7624	ラーメン店		
営業許可番号	第 号				
店舗名	※記載内容が特約サイト加盟店一覧に掲載されます				
店舗名(カナ)					
店舗郵便番号	〒	-			
店舗住所(市町村/町/支所)	熊本県				
店舗住所(建物名)					
TEL	()	FAX	()		
※記載内容が特約サイト加盟店一覧に掲載されます					
ホームページアドレス					
担当者名	担当者連絡先		()		
メールアドレス	@				
振込先情報					
金融機関名	金融機関コード		(例) 熊本銀行0001、熊本銀行0002、ゆうちょ銀行0000		
金融機関支店名 (ゆうちょ銀行の場合は支店)	金融機関支店コード (ゆうちょ銀行の場合は支店)				
口座種別	☐ 普通	☐ 当座	口座番号(数字7桁)		
口座名義	口座名義(カナ)		※支店名を含む場合でも支店名で記入してください。(例) ゆうちょエー		
誓約事項 ☐ に✓印をお願いします					
(1) 申請書類の内容が虚偽でないこと (2) 事務局及び農林水産省の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること (3) 不正受給が判明した場合には、交付を取り消し並びにすでにお支払い済みの交付金を返還に応じること (4) Go To Eat 事業の募集要項に従うこと					
☐ 上記すべてに同意します					
本事業の対象となる飲食店は、日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗営業法」という。)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を含む飲食店に該当いたしません。					
☐ はい ☐ いいえ					
我(法人の場合は貴会)は、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。					
☐ はい ☐ いいえ					
添付資料1: 飲食店営業許可書(有効期限内のもの) 添付資料2: 振込先通帳の写し(表紙を開いた見開き1・2ページ) 添付資料3: 参加飲食店誓約書					
☐ 添付資料1, 2, 3を同封いたします					

◆日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される飲食店			
小分類		細分類	
761	食堂、レストラン	7611	食堂、レストラン
762	専門料理店	7621	日本料理店
		7622	料亭
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店
763	そば・うどん店	7631	そば・うどん店
764	すし店	7641	すし店
765	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール
767	喫茶店	7671	喫茶店
769	その他の飲食店	7691	ハンバーガー店
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
		7699	他に分類されない飲食店

資料送付先
〒860-0807 熊本県熊本市中央区下通1-8-22JTBビル3階 GoToEatキャンペーンくまもと事務局 電話番号：0570-035-210 ※3/31（水）までの平日09:30～17:30（土日祝および12/29～1/3を除く） （個別の審査状況のお問合せにはお答え致しかねます）

※各商工会に所属の方は所属商工会へこちらの申込書をご提出ください。

ご記入ありがとうございました。

内容について質問がある場合は、事務局より電話をさせて頂く場合がございます。

GoToEatキャンペーンくまもとの最新の情報は、 <https://gotoeat-kumamoto.jp> をご覧ください。



【熊本県 食事券発行事業者】 御中

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック（✓）を入れてください。

【営業形態】

- ☐ 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- ☐ 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- ☐ 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- ☐ 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- ☐ 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- ☐ 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの）。

以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- ☐ 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- ☐ 当店は、熊本県の感染防止対策チェックリスト、ステッカーの活用及び熊本県内市町村の実施する感染防止対策に協力します。
- ☐ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- ☐ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【熊本県 食事券発行事業者】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【熊本県 食事券発行事業者】により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名： _____

代表者： _____

代表者印

5. 自治体からの要請に伴う加盟店舗数の変動

自治体からの要請に伴う加盟店舗数の変動は下記の 3 次に分かれた。

- ①2021（令和 3）年 10 月 1 日の、県独自の時短要請に伴う措置。
- ②2021（令和 3）年 11 月 1 日の、加盟店は「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」に基づく「熊本県感染防止対策認証店」に限ることに伴う経過措置。
- ③2021（令和 3）年 12 月 1 日の、「認証店」であることを加盟登録の条件とする措置。

以上 3 つの措置に伴う加盟店舗数の経緯を図表 5-23 に記す。数値は月次末時点において、これらの措置によって加盟の取下げまたは解除となった店舗数の累計値を示している。

- ① の時短要請に関しては、2021（令和 3）年 10 月に 9 店舗が要請に応じず加盟解除となった。
- ② の認証店制度に係る経過措置に関しては、自主的取下げ、自動解除合わせて 349 店舗が対象となった対象となった。
- ③ の新基準適応（認証取得義務化）に関しては、最終的に 80 店舗が取下げまたは解除となった。

以上の合計で、自治体からの要請による加盟取下げ・解除の合計は 438 店舗を数えた。これは加盟承認店舗数（3,351 店舗）の 13%にのぼり、およそ 8 分の 1 が自治体の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の要請に応えることができず、当キャンペーンから外れていくこととなった。

※「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」の概要と同制度の GoToEat キャンペーンくまもと加盟登録条件への追加については、第 7 章を参照。

図表 5-23 自治体からの要請に伴う加盟店舗数の変動（累計）

	20年9月末	20年10月末	20年11月末	20年12月末	21年1月末	21年2月末	21年3月末	21年4月末
自治体からの時短・認証要請による加盟取下げ・解除数	0	22	377	436	436	436	438	438
①21年10月1日の時短要請に応じず解除	0	9	9	9	9	9	9	9
基準未達を事前連絡後自動解除	0	0	47	47	47	47	47	47
②21年11月1日の認証店に係る新基準を満たさず取下げ又は解除	0	13	13	13	13	13	13	13
認証申請しないため自主的に取下げ	0	0	289	289	289	289	289	289
新基準を満たさず自動解除	0	13	349	349	349	349	349	349
計	0	0	19	19	19	19	21	21
③21年12月1日の認証店に係る新基準を満たさず取下げ又は解除	0	0	0	59	59	59	59	59
認証が取得できない等により取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0
新基準を満たさず自動解除	0	0	19	78	78	78	80	80
計	0	0	19	78	78	78	80	80

予約期間延長に伴い利用者に認知してもらい、食事券利用促進の為に熊日新聞広告と商工会議所発行の全面広告に予約期間延長広告を掲載実施。

【図 2 3/21 熊日新聞 熊本商工会議所発行】

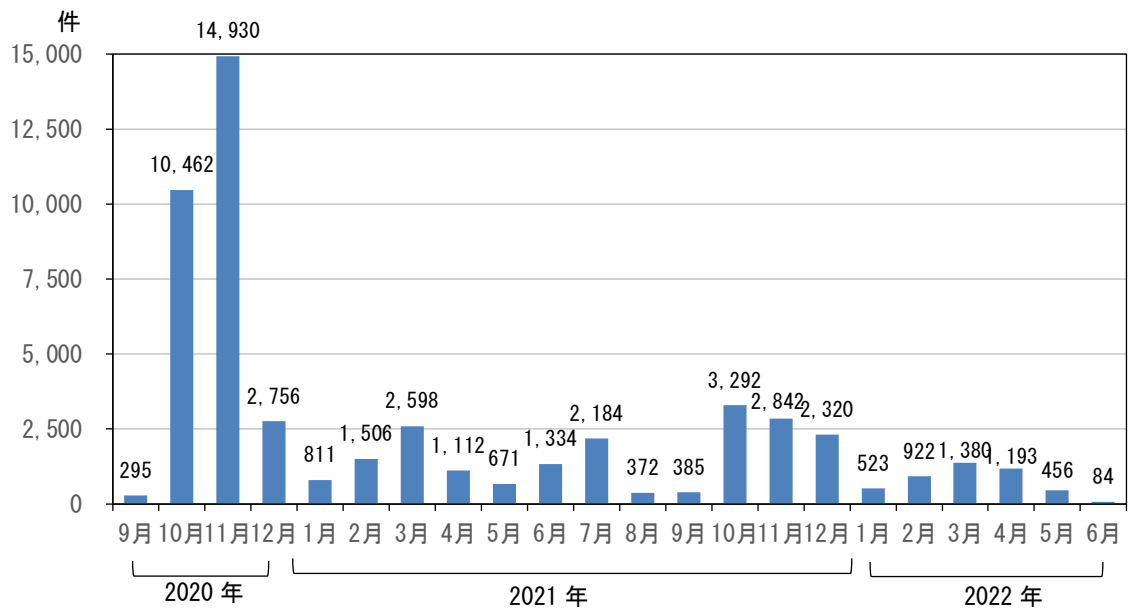


1. 入電の実績

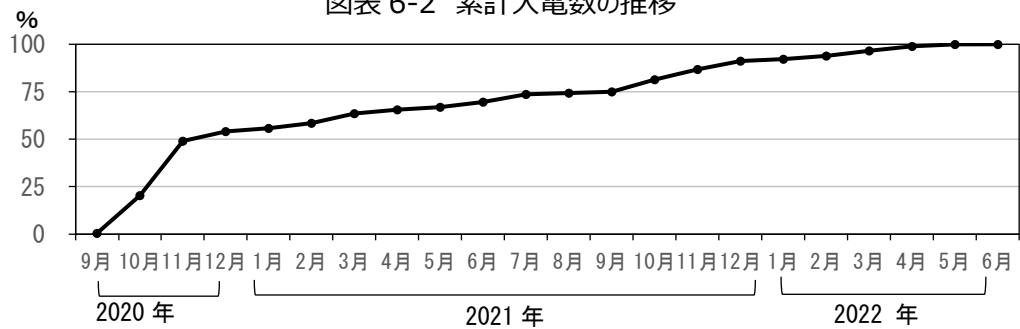
事前予約受付開始（2020 年 10 月 14 日）前の同年 9 月末から既に問い合わせの電話があり、これを含め 2022 年 6 月末日までの約 21 か月間に、事務局・コールセンターへの入電数は総計 52,328 件を数えた（営業時間外の入電を除く。以下同）。

図表 6-1 にその月別構成を、図表 6-2 に累計入電数の推移を示す。これを見ると事業開始直後に入電が集中し、予約開始初月の 10 月に以後の累計入電数の 2 割を超え、翌 11 月にはほぼ 5 割に達した。

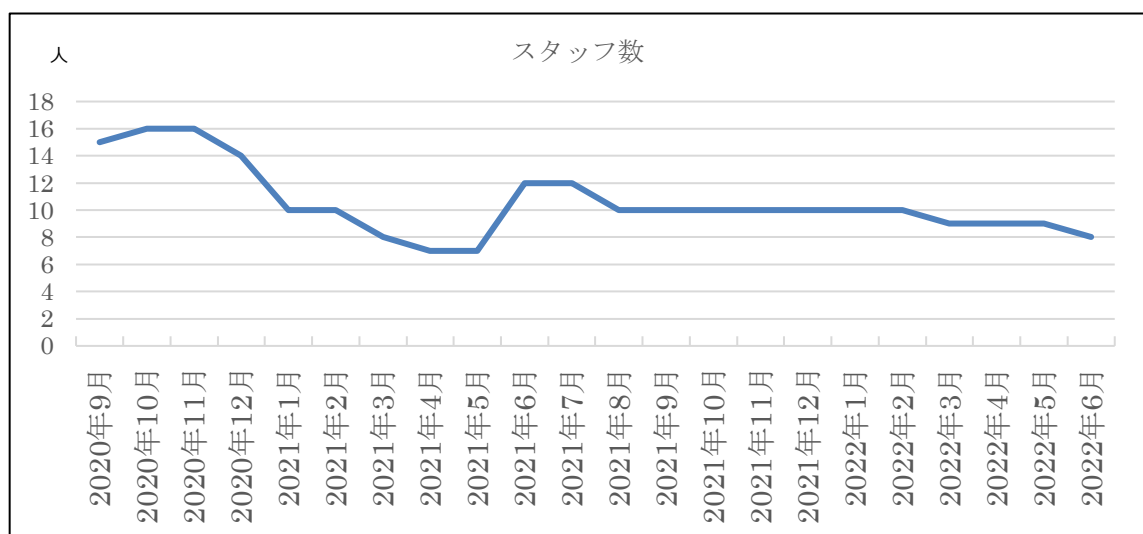
図表 6-1 入電数の月別推移



図表 6-2 累計入電数の推移



図表 6-3 コールセンタースタッフの月別推移



こうした動きは、一義的には予約開始の動向によっている。図表 6-3 に、事前予約の受付開始以降のおよそ 19.5 か月の間に特に入電が多かった日をピックアップした。最多は第 2 期予約開始日の 2020（令和 2 年）11 月 16 日であり、この日だけで総累計入電数の 2 割が集中した。他にも、新たな予約の開始・再開、あるいはその直後に入電が集中しており、図表 6-3 に記した 23 日間で総累計入電数の約半数に達している。

図表 6-3 問い合わせの入電が多かった日（入電数 250 件以上）

順位	年月日	受電数	対総受電数シェア		摘 要
			率(%)	同累計	
1	20/11/16	10,581	20.3	20.3	2 期予約開始日
2	20/10/19	3,237	6.2	26.4	1 期予約開始日
3	21/10/18	1,314	2.5	29.0	延長分予約再開日
4	20/11/17	1,290	2.5	31.4	2 期予約開始翌日
5	20/10/20	1,189	2.3	33.7	1 期予約開始翌日
6	21/11/16	867	1.7	35.4	追加分予約再開日
7	20/10/26	802	1.5	36.9	1 期予約分売切後の最初の営業日
8	20/10/21	655	1.3	38.2	1 期予約開始翌々日
9	20/10/22	633	1.2	39.4	1 期予約開始 3 日後
10	22/3/22	519	1.0	40.4	追加分予約開始日
11	20/10/14	510	1.0	41.3	事前予約受付開始日
12	20/10/23	464	0.9	42.2	1 期予約開始 4 日後
13	20/11/18	403	0.8	43.0	2 期予約開始翌々日
14	21/10/19	392	0.8	43.7	延長分予約再開翌日
15	20/10/15	377	0.7	44.5	事前予約受付開始翌日
16	20/10/27	348	0.7	45.1	1 期予約分売切後の翌営業日
17	20/10/16	345	0.7	45.8	事前予約受付開始翌々日
18	21/7/1	334	0.6	46.4	延長分予約開始日
19	20/11/2	300	0.6	47.0	期予約分売切後の 6 日目の休日明け営業日
20	20/12/14	282	0.5	47.5	3 期予約開始日
21	20/12/17	269	0.5	48.1	3 期予約開始 3 日後
22	21/2/18	269	0.5	48.6	3 期予約再開日
23	20/11/19	251	0.5	49.1	2 期予約開始 3 日後
以上計		25,631	49.1	—	

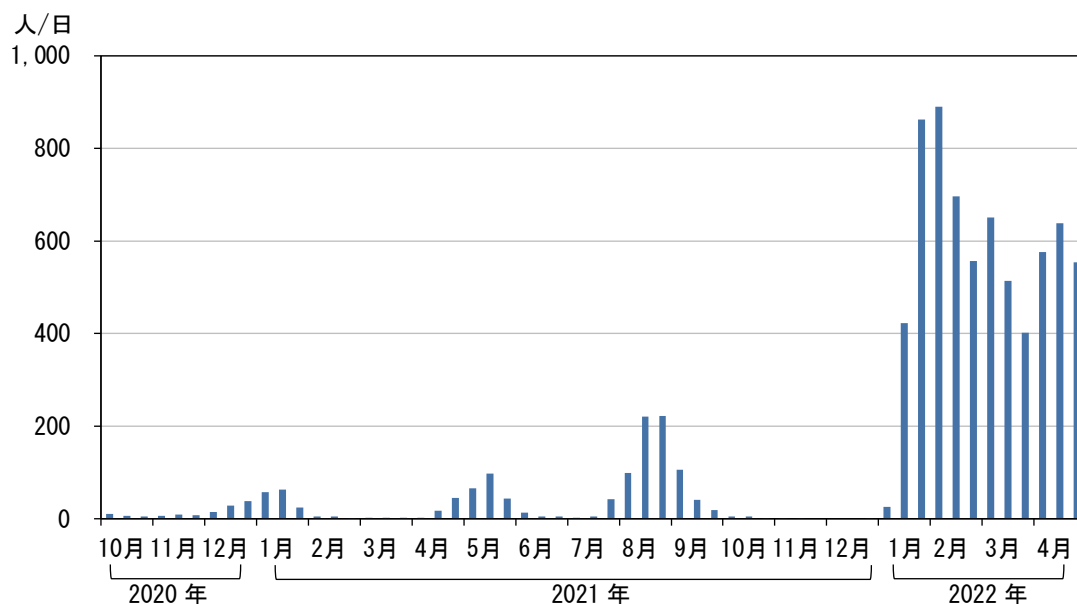
（2）新型コロナウイルス感染拡大の影響

上記に加え、新型コロナウイルスの感染拡大状況も、「Go To Eat キャンペーン」への参加に対する県民のマインドに、少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。

図表 6-4 に、2020 年 10 月～2022 年 4 月の 19 か月間（キャンペーン終了後の 22 年 5 月以降は受電数が大きく減少したため除く）における、熊本県の発表に基づく新型コロナウイルス感

感染症陽性判明者数（以下、「コロナ感染者数」と略称する）を10日ごと（ただし、各月下旬は8～11日）に集計し、その1日あたりの平均数の推移を示す。

図表 6-4 コロナ感染者数の推移（各月旬日集計の1日あたり平均値）



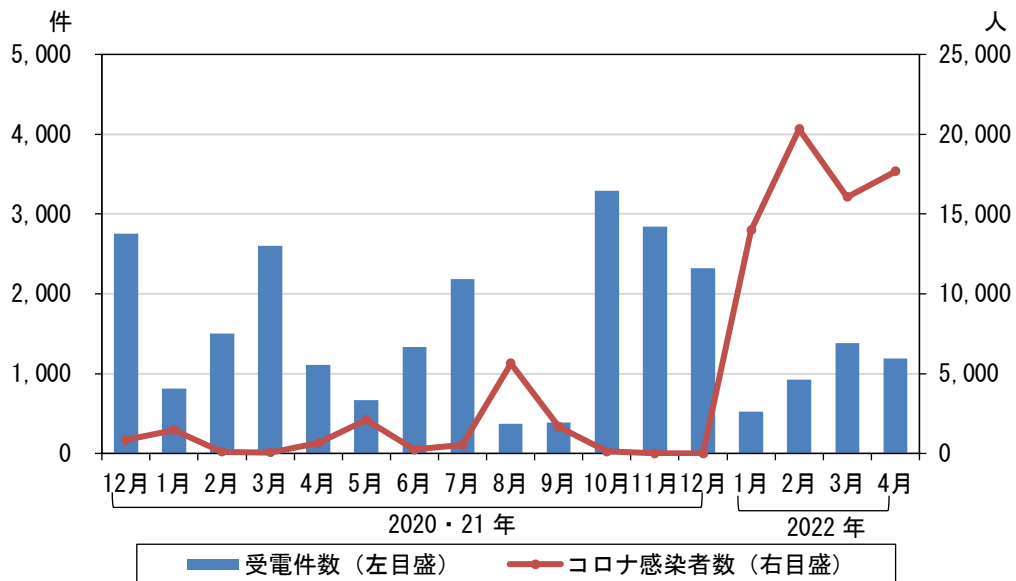
出所：熊本県 HP より作成

熊本県においても全国的な傾向と同様に、コロナ感染者数は波を打って増減している。こうした中で、いわゆる全国的な「第4波」にあたる2021（令和3）年5月16日～6月13日、全国的な「第5波」にあたる同年8月8日～9月30日、及び全国的な「第6波」にあたる2022（令和4）年1月21日～3月21日には「まん延防止等重点措置」が発出された。また、全国的な「第3波」にあたる2021（令和3）年1月14日～2月17日には「県独自の緊急事態宣言」が、さらに2021（令和3）年7月30日には県内主要地域を対象（8月8日には全県下に拡大）とした「熊本蔓延防止宣言」が9月30日までにわたり発出された。

図表 6-5 は、事業の開始時期であることから入電が集中した2020（令和2）年10月と11月を除く、17 か月間の月間入電数と月間コロナ感染者数を示したものである。これをみると、感染率は高いが重篤化には至りにくいオミクロン株の流行と事業の最終盤期による駆け込み需要が重なった2022（令和4）年の2～4月は別として、新型コロナウイルスの感染が拡大すると入電数が減り、感染が沈静化すると入電数が増えるという関係があることが分かる。

後述するように、感染拡大期には新規予約・発券を停止しており、入電が少なかった時期はその影響も反映されていると考えられるが、図表 6-5 に示される明確な傾向は、これに加えて、日々報道されるコロナ感染者数の動向が、主な利用者である県民に自粛意向をもたらした結果が反映されているということができよう。

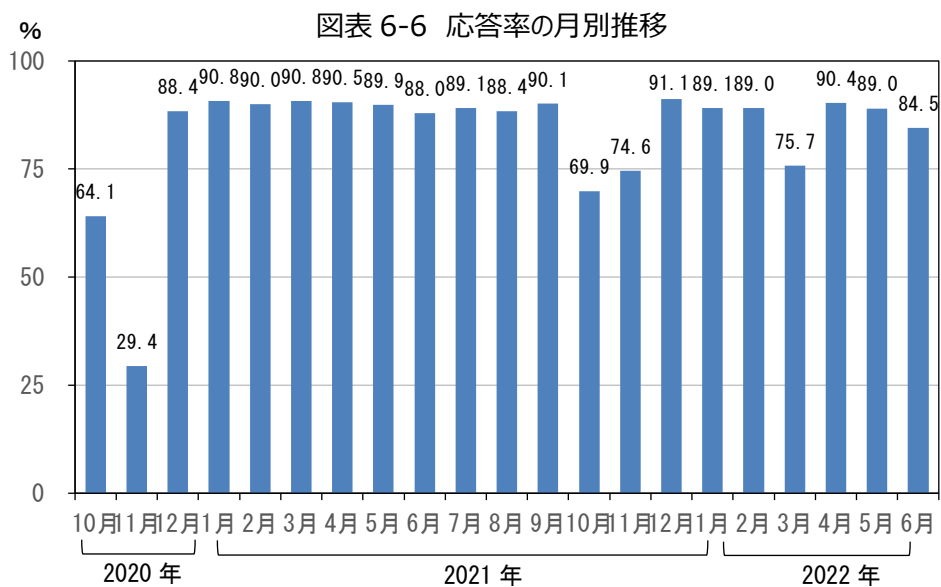
図表 6-5 コロナ感染者数と入電数の動向



(3) 応答率

図表 6-6 に、応答率（入電数に対する応答数の割合）の月別推移を示す。2020（令和 2）年 11 月が 29.4%と極めて低いが、これは同月 16 日に、応答体制を大きく上回る 1 万件超える入電があったためであり、同日を除くと応答率は 75.7%であった。同様に、応答率が 2 番目に低かった 2020（令和 2）年 10 月は、入電数が 2 番目に多かった同月 19 日を除くと 81.9%に、2021（令和 3）年 10 月は、入電数が 3 番目に多かった同月 18 日を除くと 88.5%となるなど、入電が集中する特異日の存在が応答率に大きな影響を与えている。

こうした特異日以外では、概ね 9 割前後の応答率が確保された。



2. 主な問い合わせ内容

図表 6-7 にコールセンターでの受電内容を整理した一覧表を記す。

図表 6-3 に示したとおり、新たな予約の開始時に予約の電話が集中した以外にも、2021（令和 3）年 7 月 16 日と、同年 11 月 30 日に熊本日日新聞に広告を掲載した直後には、広告を見ての予約も多数寄せられた。また、予約停止期間中には利用期限や販売再開に関する問い合わせ、あるいは販売再開の希望が多数あったほか、事業終盤の 2022（令和 4）年になると、利用期限の延長を希望・期待する電話が多数あり、本事業が県民に広く好評を呼んだことが示された。

加えて、2021（令和 3）年 10 月 8 日の「熊本県感染防止対策認証制度」が加盟店登録の条件に追加された直後には、同制度に関する店舗からの問い合わせが多数寄せられたため、熊本県が委託運営する熊本県感染防止対策認証制度事務局との連携も重要となった。

図表 6-7 コールセンター受電内容

年月日	予約期間等	その他	多かった問い合わせ内容
2020/10/14	事前予約受付開始		ほぼ予約
10/19	第 1 期予約開始		受電 3237 件、ほとんどが予約。Web での予約方法についての問い合わせも多数
10/20		ファミリーマートにて紙切れ発生 28 日ごろまで	ファミリーマートにて紙切れ発生、紙切れについてのクレームが 28 日ごろまで続く
10/25	第 1 期分 WEB 売り切れ		
10/26			予約希望の電話多数。売り切れのため 11/16 に第 2 期販売開始の案内
11/16	第 2 期予約開始		受電 10581 件（最高件数）ほとんどが予約
12/14	第 3 期予約開始		ほとんどが予約
12/30	2/18 4:59 まで予約停止		利用期限並びに販売再開についての問い合わせ多数
2021/1/18		利用期限が 6/30 まで延長決定	
2/18	第 3 期予約再開		ほぼ予約
2/22			予約再開が 2/22 から 2/18 に早まったため、この日も多くの電話があった
2 月下旬～3 月			利用期限についての問い合わせ多数（券に利用期限 3/31 と記載されているため）
4/24	7/1 9:59 まで予約停止		利用期限並びに販売再開についての問い合わせ多数
6/14		6/13 で熊本市まん延防止等重点措置終了	まん延防止等重点措置終了後、販売再開についての問い合わせが増加
6/15		利用期限 12/15 まで延長決定	
7/1	延長分予約開始		ほぼ予約
7/16		熊本日日新聞に広告掲載	新聞広告を見ての予約多数
7/27	10/18 9:59 まで予約停止		
8～9 月			受電数減少。稀に販売再開時期に関する問い合わせ

図表 6-7-2 コールセンター受電内容（続き）

年月日	予約期間等	その他	多かった問い合わせ内容
2021/10/8		「熊本県感染防止対策認証制度」取得が加盟店登録条件に追加を案内開始	「熊本県感染防止対策認証制度」に関する店舗からの問い合わせが増加
10/18	延長分予約再開		ほぼ予約
11/1	延長分予約終了		予約希望の電話多数。販売終了のため 11/16 に追加販売開始の案内
11/16	追加分予約開始		ほぼ予約
11/22		利用期限が 2/28 まで延長決定	
11/30		熊本日日新聞に広告掲載	新聞広告を見ての予約多数
12/15	3/229:59 まで予約停止		利用期限並びに販売再開についての問い合わせ多数
2022/1 月			ぎりぎりまで延長が決まらなかったため、利用期限についての問い合わせ増加
2～3 月			利用期限並びに販売再開についての問い合わせ多数
2/18		利用期限が 4/15 まで延長決定	
3/18		利用期限が 4/30 まで延長決定	
3/22	追加分予約再開		ほぼ予約
3 月下旬			利用期間延長を期待する電話多数
4/30		4/30 をもって食事券利用期間終了	利用期限確認の問い合わせ多数 加盟店からの最終換金に関する問い合わせ多数
5～6 月			加盟店からの換金に関する問い合わせや利用者からの食事券利用再開を切望する声などが届いた ※加盟店からの「未換金の食事券が数枚出てきてしまった」といった内容の問い合わせやキャンペーンの再開を希望する利用者からの入電あり

第7章 食事券の販売・利用制限

1. 販売制限

食事券の販売は、2020（令和2）年10月14日事前予約受付開始、同年10月19日の発券開始以降、2022（令和4）年4月20日予約終了、同4月26日発券終了までの期間中に、図表7-1に記すとおりコロナ感染拡大等の影響を受けた4度にわたる販売停止期間があった。停止期間の合計（停止が深夜の場合は翌日から、再開が早朝の場合は前日までとした。以下同）は、予約ベースで293日間、発券ベースで282日間にわたり、総キャンペーン期間中の半数を超えるという大きな制約を余儀なくされた。

なお、図表7-1に記した「第4回停止」のうち、2021（令和3）年12月16日～2022年（令和4）年1月14日の予約停止（発券停止は、2021年12月22日～2022年1月14日）は、利用期間を2021（令和3）年12月15日～2022年（令和4）年2月28日に延長するにあたり、年末年始の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、農水省との協議・確認の上で販売を止めていた期間であり、営業時間短縮要請やまん延防止等重点措置による停止とは事情が異なっている。

図表7-1 食事券販売制限の経緯

区分	予 約	発 券
総 期 間	20/10/14～22/4/20（554日間）	20/10/19～22/4/26（555日間）
第1回停止	21/1/5～21/2/17（44日間）	21/1/7～21/2/18（43日間）
第2回停止	21/4/24～21/7/1（69日間）	21/4/26～21/7/1（67日間）
第3回停止	21/7/27～21/10/18（84日間）	21/7/30～21/10/18（81日間）
第4回停止	21/12/16～22/3/22（97日間）	21/12/22～22/3/22（91日間）
停止期間計	294日間（53.1%）	282日間（50.8%）

*1 実際に予約・発券が停まっていた「実停止」ベース。

*2 停止が深夜の場合は翌日から、再開が早朝の場合は前日までとした。

*3 「停止期間計」のカッコ書きは、総期間に対する停止期間の割合。

2. 利用制限

図表7-2に、飲食店の営業時間短縮要請等に伴う利用制限の経緯を記す。2020（令和2）年10月19日～2022（令和4）年4月30日までの559日間のキャンペーン期間中で、終日利用制限なく食事券が使えたのは、2020（令和2）年10月19日～同年12月29日、2021年2月19日～4月28日、同年6月29日～7月26日、同年10月16日～2022（令和4）年1月16日および2022（令和4）年3月22日～4月30日の302日間（総キャンペーン期間の54%）にとどまった。

図表 7-2 食事券利用制限の経緯

From	To	要請内容	食事券の利用制限	備 考
20/10/19 7:00	20/12/30 22:00		利用制限無し	
20/12/30 22:00	21/1/12 5:00	時短要請① ・要請地域：熊本市内中心部 ・短縮要請時間：22 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/1/12 22:00	21/1/18 5:00	時短要請② (①と同じ)	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	熊本県独自の緊急事態宣言 21/1/14～21/2/17
21/1/18 20:00	20/2/8 5:00	時短要請③ ・要請地域：熊本県全域 ・短縮要請時間：20 時～5 時 ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/2/8 20:00	21/2/18 5:00	時短要請④ ・要請地域：熊本市内中心部 ・短縮要請時間：22 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/2/18 5:00	21/4/29 21:00		利用制限無し	21/4/24 から新規予約停止
21/4/29 21:00	21/5/10 5:00	時短要請⑤ ・要請地域：熊本市内中心部 ・短縮要請時間：21 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/5/6 21:00	21/5/16 5:00	時短要請⑤ ・要請地域：有明保健所管轄内 ・短縮要請時間：21 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/5/10 20:00	21/5/16 5:00	時短要請⑤ ・要請地域：熊本市 ・短縮要請時間：20 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/5/16 20:00	21/6/13 24:00	時短要請⑤ ・要請地域：熊本市 ・短縮要請時間：20 時～5 時 ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	まん延防止等重点措置 (対象区域：熊本市) 21/5/16～21/6/13 熊本市全域酒類提供終日停止
21/5/16 21:00	21/6/13 24:00	時短要請⑤ ・要請地域：県全域(除熊本市内) ・短縮要請時間：21 時～5 時 ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/6/14 0:00	21/6/28 5:00	時短要請⑤ ・要請地域：熊本市 ・短縮要請時間：21 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/6/28 5:00	21/7/27 21:00		利用制限無し	
21/7/27 21:00	21/7/31 5:00	時短要請⑥ ・要請地域：有明保健所管轄内 ・短縮要請時間：21 時～5 時 ・対象店舗：酒類提供飲食店 (県の認証店を除く)	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	

図表 7-2-2 食事券利用制限の経緯（その2）

From	To	要請内容	食事券の利用制限	備 考
21/7/29 21:00	21/7/31 5:00	時短要請⑥ ・要請地域：熊本市 ・短縮要請時間：21時～5時 ・対象店舗：酒類提供飲食店 (県の認証店を除く)	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	
21/7/31 20:00	21/8/8 5:00	時短要請⑥ ・要請地域：熊本市/有明・山鹿・菊 池・御船・宇城・八代各保健所管内 ・短縮要請時間：20時～5時 (認証店：21時～5時) ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	熊本蔓延防止宣言 (県北地域、熊本市およびその 周辺地域、八代地域の22市 町) 21/7/30～21/8/7
21/8/8 20:00	21/10/1 5:00	時短要請⑥ ・要請地域：熊本県全域(除熊本市) ・短縮要請時間：20時～5時 (認証店：21時～5時) ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	熊本蔓延防止宣言(県全域) 21/8/8～21/9/30 同期間酒類提供ラストオーダー 認証店：20時30分 認証店以外：19時
21/8/8 20:00	21/10/1 5:00	時短要請⑥ ・要請地域：熊本市 ・短縮要請時間：20時～5時 ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	まん延防止等重点措置 (対象区域：熊本市) 21/8/8～21/9/30 ・熊本市全域酒類提供終日停止 (21/8/8～21/9/30) ・認証店のみ19時30分まで酒類 提供可(21/8/24～9/30) (酒類提供は1テーブル4人以 内)
21/10/1 20:00	21/10/15 5:00	時短要請⑥ ・要請地域：熊本市 ・短縮要請時間：20時～5時 ・対象店舗：飲食店 認証店は通常営業可(申請中は除く)	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い 時短要請を守らなかった9 店舗は9月末日で加盟取 り下げ	県独自の「医療を守る行動強化 期間」(21/10/1～10/14) 同期間酒類ラストオーダー19時30分 *認証店は通常営業可(申請中 は除く)
21/10/15 5:00	22/1/16 24:00		利用制限無し	
21/11/1	21/11/30		「飲食に係る熊本県感染防 止対策制度」の認証を取得 もしくは申請中の飲食店の みで利用可能 *21/10/31までに認証 制度未申請店は加盟取 り下げ *11/30までは10月末ま でに申請中の店舗は加 盟継続可 *11/1以降は認証店のみ 新規加盟可 *11/30までに認証が取 れなければ加盟取り下げ	
21/12/1	22/4/30		加盟店は「熊本県感染防 止対策認証店」であることが 条件	

図表 7-2-2 食事券利用制限の経緯（その 3）

From	To	要請内容	食事券の利用制限	備 考
22/1/17 0:00	22/1/21 20:00	店内飲食時の人数制限の要請	同一グループの同一テーブル 使用は 4 人以内（同居家 族、未就学児、介助者は人 数に含まない） * 認証店においてワチン・検 査パッケージ制度を適用し た会食を除く	
22/1/21 20:00	22/2/13 5:00	時短要請⑦ ・要請地域：熊本県全域 ・短縮要請時間：22 時～5 時 （酒類を提供する認証店：21 時～ 5 時） ・対象店舗：飲食店	時短要請対象店舗は時短 要請時間帯には利用できな い	まん延防止等重点措置 （対象区域：熊本県全域） 22/1/21～22/3/21 熊本市医療非常事態宣言 22/1/24～22/3/28
22/2/14 20:00	22/3/21 24:00	時短要請⑧ ・要請地域：熊本県全域 ・短縮要請時間：22 時～5 時 （酒類を提供する認証店：21 時～ 5 時） ・対象店舗：飲食店	同一グループの同一テーブル 使用は 4 人以内 * 認証店で対象者全員検 査を実施した会食を除く	
22/3/22 0:00	22/4/30 24:00		利用制限無し	

* 表中に記載した略称の正式名称は、「時短要請」＝「営業時間短縮要請」、「認証制度」＝「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」、「認証店」＝「熊本県感染防止対策認証店」。

3. 認証制度の概要

熊本県では、国が定める「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針」に沿って、県独自の認証基準を定め、感染防止対策を県が第三者として認証することにより、感染リスクの最小化を図るとともに、飲食店の安心安全な利用増加につなげることを目的とした「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」を 2021（令和 3）年 6 月 14 日からスタートさせた。

当キャンペーン事業においても、こうした県の方針との整合を図るため、2021（令和 3）年 10 月 8 日に、同制度による「熊本県感染防止対策認証店」であることを加盟登録の条件とすることが決定した。新条件は、図表 7-2 にも記したように、下記の 2 つの段階を踏んで実施した。

①既存加盟店は、10 月中に同制度に「申請中（取得見込み）」であることが、11 月 1 日以降の加盟継続の条件となる。

* 対象店舗に、事務局から架電やメール配信、一部郵送、公式ホームページ掲載等で周知。

* 既存登録店のうち、10 月 31 日までに「申請中（取得見込み）」と確認できなかった店舗は 11 月 1 日付けで加盟登録解除。

* 2021 年 10 月 11 日からの新規申請分は認証制度取得済みでないと加盟登録できない。

②2021（令和 3）年 11 月中に認証制度「取得済み」であることが 12 月 1 日以降の加盟継

続条件となる。

* 対象店舗に、事務局から架電やメール配信、一部郵送、公式ホームページ掲載等で周知。

* 既存の登録店のうち、11月30日までに「取得済み」と確認できなかった店舗は12月1日付けで加盟登録解除

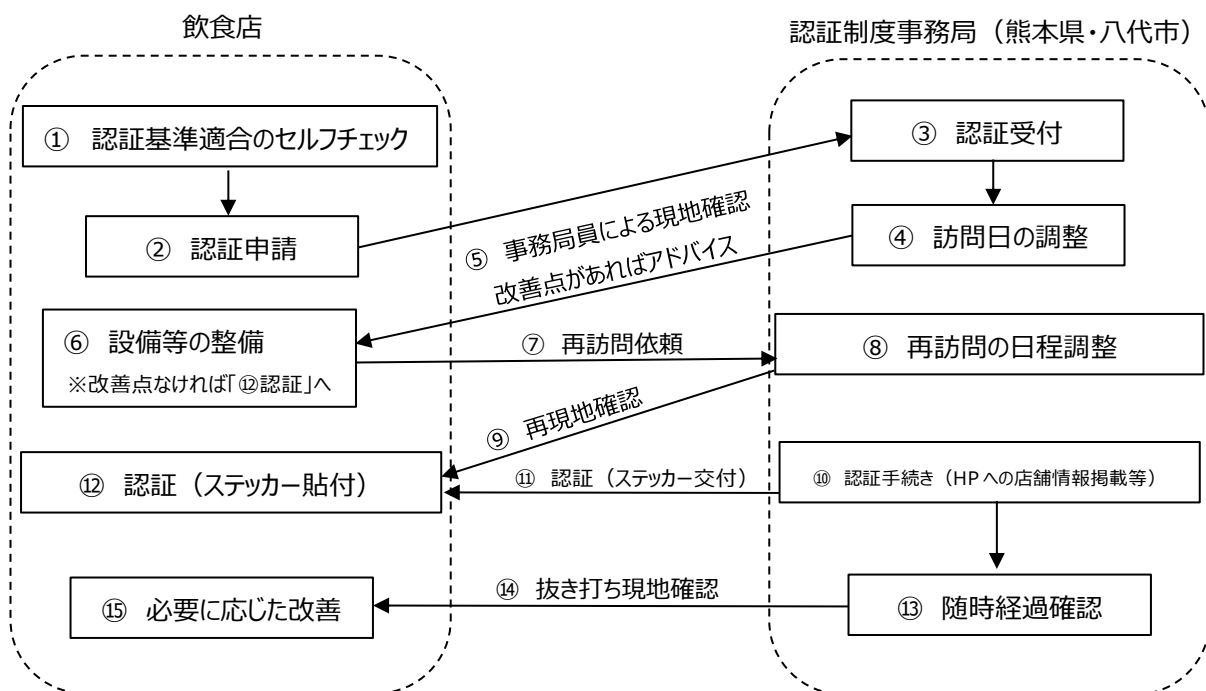
以下に参考として、「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」の概要を記す。

県が定めた認証基準は、利用者の感染予防に関するもの15項目、従業員の感染予防に関するもの10項目、三密回避に関するもの10項目（うち、密閉空間回避に関するもの2項目、密接場所回避に関するもの5項目、密集場所回避に関するもの3項目）、感染者発生に備えた対処方針に関するもの3項目の合計38項目に及ぶ。

飲食店はこれら38項目の認証基準に対するセルフチェックを行った上で、県に認証を申請する。県は申請書の確認審査を行うとともに、現地確認により不備があれば設備等の改善・アドバイスをを行う。上記の確認を経て、基準に適合している場合には認証ステッカーを交付し、各飲食店はこれを店頭等に貼付する。さらに認証ステッカー交付後も、基準適合状況の確認のための現地確認を随時実施する（図表7-3参照）。

合わせて、図表7-4に認証ステッカーのサンプルを示す。

図表 7-3 熊本県感染防止対策認証店取得のフロー



図表 7-4 認証ステッカーのサンプル



第8章 食事券の予約・発券推移

1. 予約・発券の経緯

食事券の予約・発券は、当初は1冊8,000円で10,000円分使える、25%のプレミアム付きの券（以下、「既存券」という）を75万冊販売する計画でスタートしたが、2021（令和3）年11月1日に予定冊数の予約が完売したことから、1冊10,000円で12,000円分使える、20%のプレミアム付き券（以下、「追加券」という）を追加発券した。

既存券は、事前予約と1～3期の4回に分けて発券する予定であったが、第3期の発券開始後、新型コロナウイルス感染症の拡大の懸念から一旦販売を停止し、感染者数の減少後に延長発券することとなった。しかし、その後もコロナ禍は完全に終息せず、感染者数拡大の波に応じた停止を余儀なくされ、最終的に延長分は3回に分けての発券となった。同様に、追加券も2回に分けての発券となった。上記の経緯を図表8-1に整理する。（停止が深夜の場合は翌日から、再開が早朝の場合は前日までとした。）

図表8-1 食事券の予約・発券の経緯

①既存券

期		予約期間	発券期間	備 考
事前予約		20/10/14～10/16	20/10/19～11/13	WEB 予約のみ
第 1 期		20/10/19～11/2	20/10/19～11/17	
第 2 期		20/11/16～12/13	20/11/17～12/24	
第 3 期		20/12/14～21/1/4	20/12/15～21/1/6	
延長分	停止	21/1/5～2/17	20/1/7～2/18	県独自の緊急事態宣言（1/ 14～2 / 17）
	延長 1	21/2/18～4/23	21/2/18～4/26	
	停止	21/4/24～7/1	21/4/26～7/1	熊本市にまん延防止等重点措置（5/16～6/13）
	延長 2	21/7/1～7/27	21/7/1～7/30	
	停止	21/7/27～10/18	21/7/30～10/18	熊本市にまん延防止等重点措置（8/8～9/30）
	延長 3	21/10/18～11/1	21/10/18～11/7	11/ 1 予約終了、11/7 発券終了

②追加券

期	予約期間	発券期間	備考
当初	21/11/16～12/15	21/11/16～12/21	
停止	21/12/16～22/3/22	21/12/22～22/3/22	全県下にまん延防止等重点措置（1/21～3/21）
延長分	22/3/22～4/20	22/3/22～4/26	

*1 既存券第3期の予約は2020（令和2）年12月30日までとしていたが、実際は翌2021年1月4日まで予約可能な状態となった（年末年始でシステム停止の対応ができず、年明けの第1営業日まで予約可能な状態であった）特段このことについて利用者・加盟店からの問い合わせはなかった。これを含め、予約・発券期間は、実際に予約または発券が行われた期間を記している。

*2 追加券停止期間のうち21/12/16～22/1/4（発券は12/22～1/14）は、第7章に記載したとおりまん延防止等重点措置によるものではない。

2. 予約・発券実績

図表 8-2 に食事券の予約・発券の実績を記す。

既存券の総予約数は 75 万冊の計画値を上回ったが、発券数は対計画値 88%の約 66 万冊となった。追加券は 37 万 5 千冊の計画値に対し、予約ベースで 45%、発券ベースで 35%であった。

なお、発券された総食事券利用可能額は 81 億 8,333 万円分となった。一方、次章に記すとおり換金額（＝消費者の利用額）は約 81 億 4,000 万円で、利用率は 99.5%であった。

予約数に対する発券数の割合を示す発券率は、キャンペーン開始直後の事前予約分と第 1 期は 9 割を超え、その後 80%台での推移が続いたが、最終盤の追加券延長分は取りあえずの駆け込み予約もあり 72%にとどまった。

図表 8-2 食事券の予約・発券実績

①既存券

期		予約・発券状況			予約数構成比	
		予約数	発券数	発券率	期間	累計
事前予約		63,781	59,395	93.1%	8.2%	8.2%
第 1 期		79,689	73,739	92.5%	10.2%	18.4%
第 2 期		208,007	174,780	84.0%	26.7%	45.2%
第 3 期		41,611	33,363	80.2%	5.3%	50.5%
延長分	延長 1	203,092	167,255	82.4%	26.1%	76.6%
	延長 2	105,979	87,751	82.8%	13.6%	90.2%
	延長 3	76,102	63,085	82.9%	9.8%	100.0%
	計	385,173	318,091	82.6%	49.5%	—
合 計		778,261	659,368	84.7%	—	—

②追加券

期	予約・発券状況			予約数構成比	
	予約数	発券数	発券率	期間	累計
当 初	124,414	99,474	80.0%	73.7%	73.7%
延長分	44,357	32,997	74.4%	26.3%	100.0%
合 計	168,771	132,471	78.5%	—	—

予約・発券数が最も多かったのは既存券第 2 期で、既存券延長分の 1 回目がこれと大差なく続いている。ただし、予約・発券日数が期によって異なるため、単純な比較はできない。そこで、図表 8-3 に各期間ごとの 1 日あたりの平均予約数を記した。最も予約が殺到したのは既存券の事前予約で日平均 2 万冊を超えた。次いで、既存券延長分の 1 回目、既存券第 2 期、既存券延長分 2 回目で、日平均 7,000～7,500 冊を数えた。既存券第 2 期は第 1 期の予約受付終了後約半月間の準備期間を要したこと、既存券延長分の 1 回目と 2 回目は、前者については約 1.5 か月間、後者については 4 か月以上の休止期間があったことを考えると、利用者がこの間に予約受付再開を待ち望んでいた様子をうかがうことができる。

一方、既存券延長分の 3 回目は日平均 2,500 冊とやや低調にとどまった。これは医療が危機

的状況に陥った、全国的な「第5波」後の様子見の感があったと考えられ、新規感染者数の低下がはっきりとしてきた追加券当初期には日平均 4,000 冊以上に回復している。同様に、追加券延長分においても、まん延防止等重点措置は解除されたとはいえ、オミクロン株による新規感染者数がなお高止まり状態にあったことが影響したと考えられる。なお、既存券第3期が極端に低いのは、新規感染者数が徐々に増加した時期であったことと、暮れから新年にかけての時期であったことが掛け合わさった結果であると推察される。

図表 8-3 1日あたりの平均予約数の推移

券種	期	冊／日
既存券	事前予約	21,260
	第1期	5,313
	第2期	7,429
	第3期	640
	延長分	延長1 7,522
		延長2 7,065
		延長3 2,537
追加券	当初	4,147
	延長分	1,479

予約は、大別してWEBと電話により受け付けたが（他に事務局個別発行分もあるが、数は限られている）、各期を通じWEB予約が95%以上を占めた。ただし、電話予約は発券率がきわめて高いという傾向がみられた（図表 8-4）

図表 8-4 食事券の予約・発券実績

①既存券

期		WEB			電話（事務局個別発行を含む）			WEB 予約 の割合
		予約数	発券数	発券率	予約数	発券数	発券率	
事前予約		63,781	59,395	93.1%	—	—	—	100.0%
第 1 期		76,219	70,434	92.4%	3,470	3,305	95.2%	95.6%
第 2 期		203,043	170,259	83.9%	4,964	4,521	91.1%	97.6%
第 3 期		40,645	32,411	79.7%	966	952	98.6%	97.7%
延長分	延長 1	198,037	162,458	82.0%	5,055	4,797	94.9%	97.5%
	延長 2	101,331	83149	82.1%	4,648	4,602	99.0%	95.6%
	延長 3	73,275	60363	82.4%	2,827	2,722	96.3%	96.3%
	計	372,643	305,970	82.1%	12,530	12,121	96.7%	96.7%
合 計		756,331	638,469	84.4%	21,930	20,899	95.3%	97.2%

②追加券

期	WEB			電話			WEB 予約 の割合
	予約数	発券数	発券率	予約数	発券数	発券率	
当初	120,178	95,421	79.4%	4,236	4,053	95.7%	96.6%
延長分	42,392	31,151	73.5%	1,965	1,846	93.9%	95.6%
合 計	162,570	126,572	77.9%	6,201	5,899	95.1%	96.3%

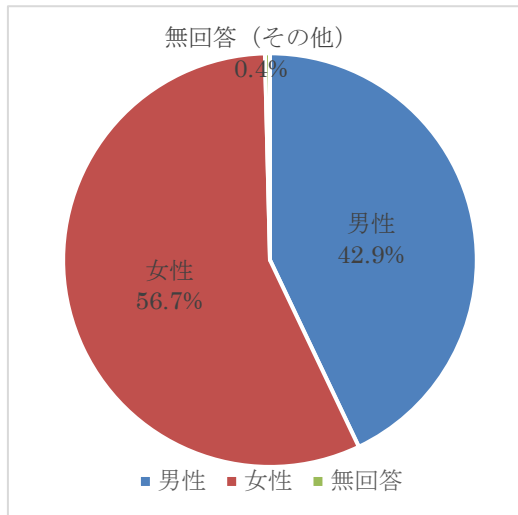
* 1 既存券事前予約はWEBのみ。

* 2 事務局個別発行は既存券延長分のうち、予約数・発券数ともに2,000冊。

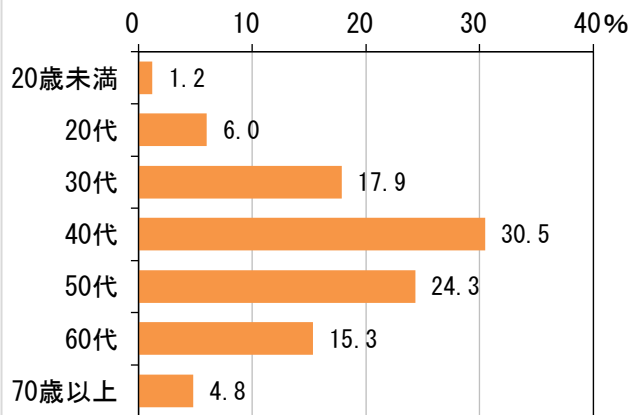
3. 食事券購入者の構成

WEB による食事券購入者の属性別構成（利用可能額ベース、以下同）は、性別では男性 42.9%に対し女性 56.7%と、女性が男性を 1.3 倍強上回った（図表 8-5）。また年齢別では 40 代が最も多く、これに 50 代を加えた 40～50 代で全体の過半を占めた（図表 8-6）。

図表 8-5 食事券購入者の男女別構成

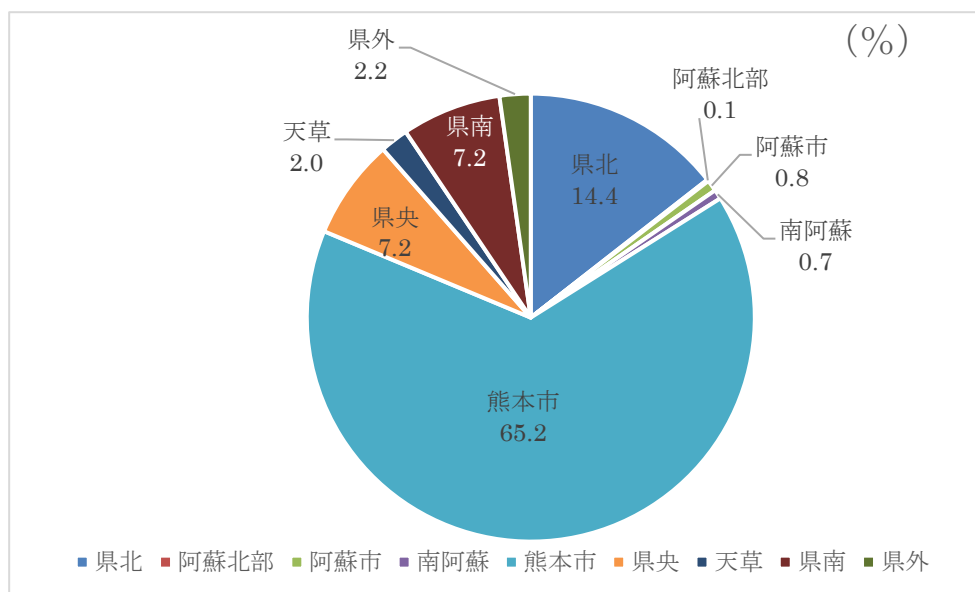


図表 8-6 食事券購入者の年齢別構成



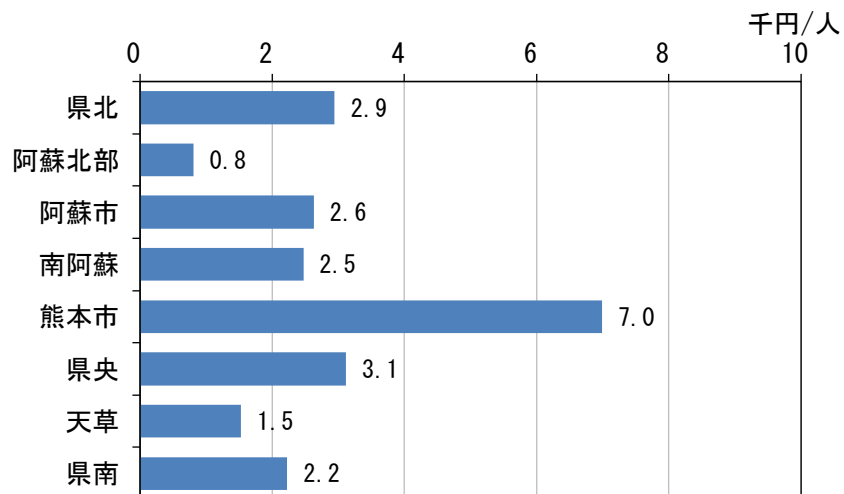
地域別には熊本市エリアがおよそ 3 分の 2 を占め、以下、県北エリア、県央エリア、県南エリアと続き、これら 4 エリアで全体の 94% にのぼった。一方、県外からの購入者は 2.2% を数えた。なお、県外からの購入者の約半数は福岡県であり、同県を含めた九州 6 県の合計は、県外購入者の 3 分の 2 に及んだ（図表 8-7）。

図表 8-7 食事券購入者の地域別構成



図表 8-8 に県内エリア別の人口 1 人あたりの食事券購入額（利用可能額ベース）を示す。熊本市エリアが群を抜いて高い一方、阿蘇北部エリアは 1 千円以下、天草エリアも 1.5 千円にとどまった。これら以外では、概ね 2～3 千円で大きな差はみられない。

図表 8-8 県内エリア別の人口 1 人あたりの食事券購入額（利用可能額ベース）



* 人口は、『熊本県推計人口調査結果報告』による 2021（令和 3 年）10 月 1 日値によった。

第9章 換金状況

1. キャンペーン全体

店舗で支払われた食事券の換金は、2020（令和2）年10月と11月は月締めで、同年12月から2022（令和4）年4月までの17か月分は半月締めの合計36期に分け、換金センターで集計して各店舗に振り込み、送付遅れの残余は予備分として処理した（同年5月23日到着分まで）。換金漏れがないよう、利用最終月中に最終換金（第36期）の換金スケジュールをメールと郵送にて再通達し、第36期に換金が無かった店舗には個別に架電連絡にて換金漏れがないかの確認を行った。換金のスケジュールを図表9-1に示す。

図表9-1 換金スケジュール

★	換金ターム	食事券受取期間	書類送付期間 (加盟店→換金センター)	換金センター作業期間	換金センター報告日 (換金センター→事務局)	振込予定日	振込実行日
初期スケジュール変更後 ※12月～月2回換金	第1期	10月分	2020年10月19日～10月31日	11月1日～11月16日	11月10日～11月18日	11月19日	12月3日
	第2期	11月分	2020年11月1日～11月30日	12月1日～12月7日(月)	12月7日～12月16日	12月17日	1月6日
	第3期	12月分①	2020年12月1日～12月15日	12/16～12/21(月)	12月22日～1月4日	1月5日	1月12日
	第4期	12月分②	2020年12月16日～12月31日	1月1日～1月6日(水)	1月7日～1月14日	1月15日	1月22日
	第5期	1月分①	2021年1月1日～1月15日	1月16日～1月21日(木)	1月22日～1月28日	1月29日	2月8日
	第6期	1月分②	2021年1月16日～1月31日	2月1日～2月8日(月)	2月8日～2月16日	2月17日	2月22日&2月24日
	第7期	2月分①	2021年2月1日～2月15日	2月16日～2月22日(月)	2月22日～3月2日	3月3日	3月9日
	第8期	2月分②	2021年2月16日～2月28日	3月1日～3月8日(月)	3月8日～3月15日	3月16日	3月23日
	第9期	3月分①	2021年3月1日～3月15日	3月16日～3月22日(月)	3月22日～3月29日	3月30日	4月6日
	第10期	3月分②	2021年3月16日～3月31日	4月1日～4月6日(火)	4月7日～4月15日	4月16日	4月22日&4月27日
延長① 2月下旬～3月上旬にお知らせ郵送	第11期	4月分①	2021年4月1日～4月15日	2021年4月16日～4月21日	4月22日～4月30日	5月6日	5月12日
	第12期	4月分②	2021年4月16日～4月30日	2021年5月1日～5月7日	5月10日～5月17日	5月18日	5月24日
	第13期	5月分①	2021年5月1日～5月15日	2021年5月16日～5月21日	5月24日～5月31日	6月1日	6月8日
	第14期	5月分②	2021年5月16日～5月31日	2021年6月1日～6月7日	6月8日～6月15日	6月16日	6月23日
	第15期	6月分①	2021年6月1日～6月15日	2021年6月16日～6月22日	6月23日～6月30日	7月1日	7月8日
	第16期	6月分②	2021年6月15日～6月30日	2021年7月1日～7月7日	7月8日～7月16日	7月19日	7月27日&9月29日
延長② 6月下旬～7月上旬にお知らせ郵送	第17期	7月分①	2021年7月1日～7月15日	2021年7月16日～7月21日	2021年7月22日～8月3日	8月4日	8月12日
	第18期	7月分②	2021年7月16日～7月31日	2021年8月1日～8月6日	2021年8月7日～8月17日	8月18日	8月24日
	第19期	8月分①	2021年8月1日～8月15日	2021年8月16日～8月23日	2021年8月24日～9月1日	9月2日	9月9日
	第20期	8月分②	2021年8月16日～8月31日	2021年9月1日～9月6日	2021年9月7日～9月14日	9月15日	9月22日
	第21期	9月分①	2021年9月1日～9月15日	2021年9月16日～9月22日	2021年9月23日～10月1日	10月4日	10月11日
	第22期	9月分②	2021年9月16日～9月30日	2021年10月1日～10月6日	2021年10月7日～10月14日	10月15日	10月22日
	第23期	10月分①	2021年10月1日～10月15日	2021年10月16日～10月21日	2021年10月22日～10月29日	11月1日	11月9日
	第24期	10月分②	2021年10月16日～10月31日	2021年11月1日～11月8日	2021年11月9日～11月16日	11月17日	11月24日
	第25期	11月分①	2021年11月1日～11月15日	2021年11月16日～11月22日	2021年11月23日～12月1日	12月2日	12月9日
	第26期	11月分②	2021年11月16日～11月30日	2021年12月1日～12月6日	2021年12月7日～12月15日	12月16日	12月23日
延長③ 12月中旬～12月下旬にお知らせ郵送	第27期	12月分①	2021年12月1日～12月15日	2021年12月16日～12月21日	2021年12月22日～2022年1月6日	1月7日	1月17日
	第28期	12月分②	2021年12月16日～12月31日	2022年1月1日～1月6日	2022年1月7日～1月17日	1月18日	1月26日
	第29期	1月分①	2022年1月1日～1月15日	2022年1月16日～1月21日	2022年1月22日～1月31日	2月1日	2月9日
	第30期	1月分②	2022年1月16日～1月31日	2022年2月1日～2月7日	2022年2月8日～2月15日	2月15日	2月24日
	第31期	2月分①	2022年2月1日～2月15日	2022年2月16日～2月21日	2022年2月22日～3月2日	3月3日	3月11日
	第32期	2月分②	2022年2月16日～2月28日	2022年3月1日～3月7日	2022年3月8日～3月15日	3月16日	3月24日
延長④ 3月上旬～中旬にお知らせ郵送	第33期	3月分①	2022年3月1日～3月15日	2022年3月16日～3月22日	2022年3月23日～3月30日	3月31日	4月8日
	第34期	3月分②	2022年3月16日～3月31日	2022年4月1日～4月6日	2022年4月7日～4月17日	4月18日	4月26日
	第35期	4月分①	2022年4月1日～4月15日	2022年4月16日～4月21日	2022年4月22日～5月2日	5月6日	5月13日
延長④ 4月中旬頃にお知らせ郵送	第36期	4月分②	2022年4月16日～4月30日	2022年5月1日～5月6日※最終	2022年5月9日～5月17日	5月18日	5月26日
予備換金	予備	※非公式		2022年5月23日(月)到着分まで	2022年5月24日～5月31日	6月1日	6月8日

※振込データ取り込みエラーや組み戻しによる振込実行日の変更や追加があった場合に、「振込実行日」に複数の日付が入っています。

総換金額は約 81 億 4,000 万円にのぼり、その期別・券種別の内訳は図表 9-2 のとおりである。

図表 9-2 換金額の内訳（単位：円）

期	年月	既存券	追加券	合 計	
第 1 期	20 年 10 月	198,119,000	0	198,119,000	
第 2 期	20 年 11 月	702,323,000	0	702,323,000	
第 3 期	20 年 12 月上旬	308,797,000	0	308,797,000	20 年 12 月計
第 4 期	20 年 12 月下旬	557,445,000	0	557,445,000	866,242,000
第 5 期	21 年 1 月上旬	372,094,000	0	372,094,000	21 年 1 月計
第 6 期	21 年 1 月下旬	306,671,000	0	306,671,000	678,765,000
第 7 期	21 年 2 月上旬	146,568,000	0	146,568,000	21 年 2 月計
第 8 期	21 年 2 月下旬	275,051,000	0	275,051,000	421,619,000
第 9 期	21 年 3 月上旬	224,995,000	0	224,995,000	21 年 3 月計
第 10 期	21 年 3 月下旬	409,073,000	0	409,073,000	634,068,000
第 11 期	21 年 4 月上旬	286,797,000	0	286,797,000	21 年 4 月計
第 12 期	21 年 4 月下旬	284,155,000	0	284,155,000	570,952,000
第 13 期	21 年 5 月上旬	223,234,000	0	223,234,000	21 年 5 月計
第 14 期	21 年 5 月下旬	188,912,000	0	188,912,000	412,146,000
第 15 期	21 年 6 月上旬	106,922,000	0	106,922,000	21 年 6 月計
第 16 期	21 年 6 月下旬	149,796,000	0	149,796,000	256,718,000
第 17 期	21 年 7 月上旬	115,828,000	0	115,828,000	21 年 7 月計
第 18 期	21 年 7 月下旬	242,734,000	0	242,734,000	358,562,000
第 19 期	21 年 8 月上旬	148,817,000	0	148,817,000	21 年 8 月計
第 20 期	21 年 8 月下旬	123,492,000	0	123,492,000	272,309,000
第 21 期	21 年 9 月上旬	70,783,000	0	70,783,000	21 年 9 月計
第 22 期	21 年 9 月下旬	83,014,000	0	83,014,000	153,797,000
第 23 期	21 年 10 月上旬	61,295,000	0	61,295,000	21 年 10 月計
第 24 期	21 年 10 月下旬	221,822,000	0	221,822,000	283,117,000
第 25 期	21 年 11 月上旬	169,086,000	74,000	169,160,000	21 年 11 月計
第 26 期	21 年 11 月下旬	209,772,000	93,896,000	303,668,000	472,828,000
第 27 期	21 年 12 月上旬	115,188,000	149,206,000	264,394,000	21 年 12 月計
第 28 期	21 年 12 月下旬	79,030,000	274,017,000	353,047,000	617,441,000
第 29 期	22 年 1 月上旬	57,985,000	226,216,000	284,201,000	22 年 1 月計
第 30 期	22 年 1 月下旬	34,324,000	135,949,000	170,273,000	454,474,000
第 31 期	22 年 2 月上旬	17,841,000	71,522,000	89,363,000	22 年 2 月計
第 32 期	22 年 2 月下旬	18,742,000	81,448,000	100,190,000	189,553,000
第 33 期	22 年 3 月上旬	8,771,000	31,400,000	40,171,000	22 年 3 月計
第 34 期	22 年 3 月下旬	9,098,000	76,663,000	85,761,000	125,932,000
第 35 期	22 年 4 月上旬	9,125,000	123,641,000	132,766,000	22 年 4 月計
第 36 期	22 年 4 月下旬	24,303,000	268,210,000	292,513,000	425,279,000
最終（予備換金）		4,140,000	41,614,000	45,754,000	
総 計		6,566,142,000	1,573,856,000	8,139,998,000	

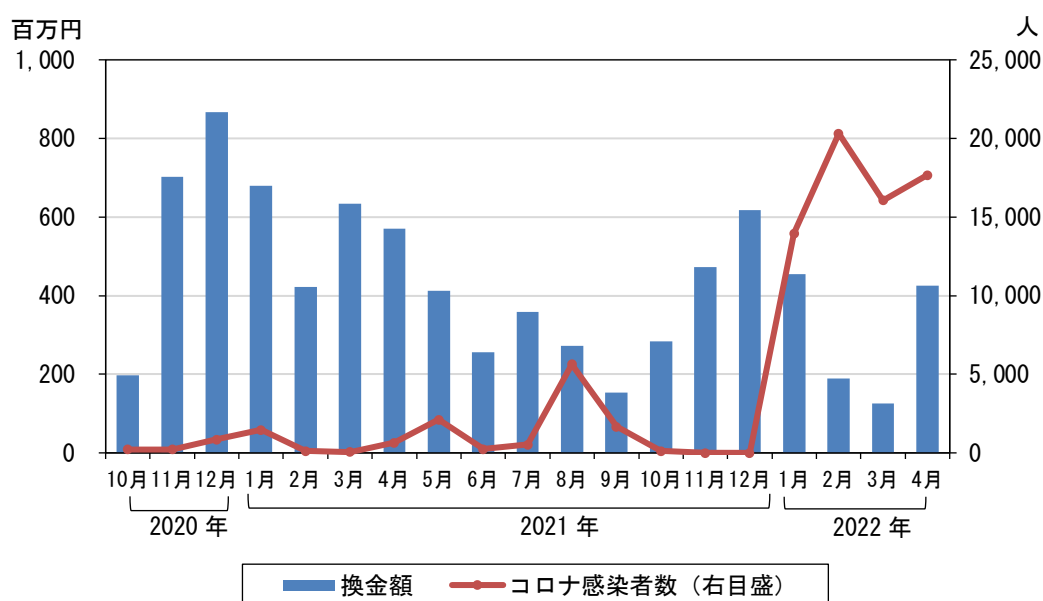
* 2020（令和 2）年 10 月は 19 日からの 13 日間（以下、同じ）。

以下においては比較基準を揃えるため、期間は月別、金額は既存券と追加券の合計額により集計する。

図表 9-3 に月別（「食事券受け取り月」＝「消費者利用月」別）の換金額とコロナ感染者数の推移を重ね合わせた結果を示す。なお、予備換金分は含めていない。

キャンペーン立ち上がり期において食事券の利用が徐々に増えていったこと、キャンペーン最終盤における駆け込み需要がみられたことを除くと、感染者数と利用額の関係は、感染者が増えると利用額が減る一方、感染者数が減った場合は 1 拍遅れて利用額が増える傾向がある。後者において 1 拍遅れるのは、利用者の様子見意識が作用しているためと考えられる。

図表 9-3 コロナ感染者数と換金額の動向



2. 業種別の特徴

図表 9-4 に業種分類別の総換金額の構成を記す。

構成比が最も高いのは食堂・レストランで、以下、焼肉店、すし店、酒場・ビヤホールと続き、これら 4 業種で全体の 71%を占める。

図表 9-5 に、上記 4 業種の月別換金額の推移を追ったグラフ（予備分を除く）を示す。業種特性を反映して酒場・ビヤホールの変動幅が大きく、すし店は変動幅が小さいという違いはあるものの、いずれの業種にも共通して図表 9-3 と同様の傾向をみることができる。

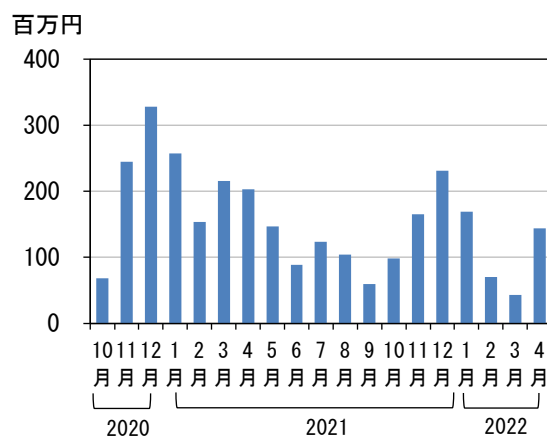
なお、参考として、図表 9-6 に全業種の期別換金額の推移を示す。

図表 9-4 業種分類別の総換金額の構成

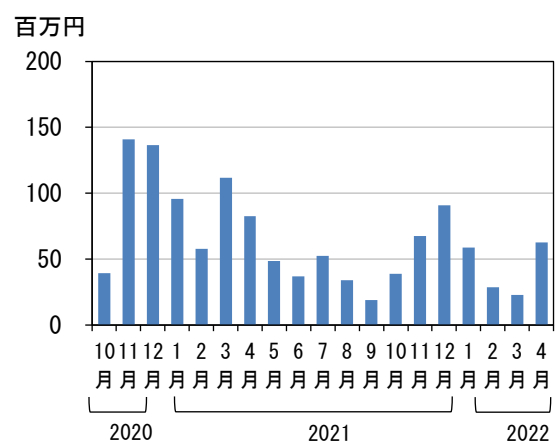
分 類		換金額 (百万円)	構成比 (%)
食堂、レストラン		2,933.9	36.0
専門料理店	日本料理店	541.7	6.7
	料亭	44.7	0.5
	中華料理店	223.2	2.7
	ラーメン店	85.1	1.0
	焼肉店	1,231.0	15.1
	その他の専門料理店	482.1	5.9
そば・うどん店		202.5	2.5
すし店		959.8	11.8
酒場、ビヤホール		757.5	9.3
喫茶店		116.5	1.4
ハンバーガー店		53.9	0.7
お好み焼・焼きそば・たこ焼店		50.2	0.6
他に分類されない飲食店		457.9	5.6
総 計		8,140.0	100.0

図表 9-5 主要業種の月別換金額の推移

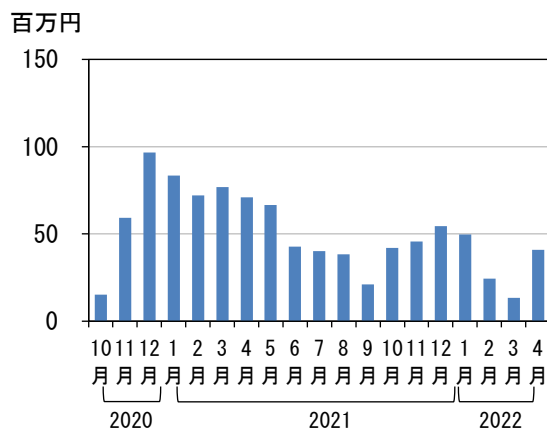
①食堂・レストラン



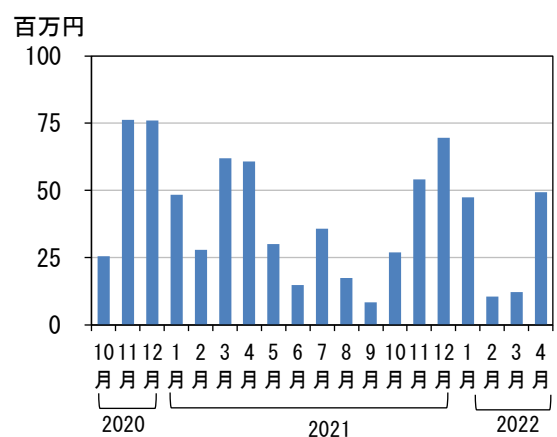
②焼肉店



③すし店



④酒場・ビヤホール



図表 9-6-1 全業種の期別換金額の推移（単位：千円）

期	年月	食堂、 レストラン	日本料理 店	料亭	中華料理 店	ラーメン店	焼肉店	他の専門 料理店
第 1 期	20 年 10 月	68,228	15,190	832	4,715	1,285	39,147	12,938
第 2 期	20 年 11 月	244,550	49,950	2,842	17,887	6,657	140,764	40,852
第 3 期	20 年 12 月上旬	87,331	22,336	2,269	11,255	2,132	61,965	20,324
第 4 期	20 年 12 月下旬	240,816	35,575	2,157	15,558	5,351	74,824	29,743
第 5 期	21 年 1 月上旬	125,525	25,008	8,090	13,451	3,646	57,949	22,280
第 6 期	21 年 1 月下旬	131,464	10,310	799	8,748	4,003	37,727	19,140
第 7 期	21 年 2 月上旬	55,057	5,337	271	4,137	2,684	21,332	8,461
第 8 期	21 年 2 月下旬	98,746	13,534	578	6,969	2,822	36,634	17,205
第 9 期	21 年 3 月上旬	72,719	15,500	83	6,624	1,309	45,328	13,445
第 10 期	21 年 3 月下旬	142,562	25,061	2,429	10,471	4,851	66,320	23,659
第 11 期	21 年 4 月上旬	91,640	17,654	1,491	7,751	2,659	40,946	14,861
第 12 期	21 年 4 月下旬	111,022	18,199	657	6,918	4,567	41,751	14,215
第 13 期	21 年 5 月上旬	77,672	12,604	2,067	8,274	2,183	31,629	14,793
第 14 期	21 年 5 月下旬	69,436	7,521	302	6,015	3,704	16,789	10,050
第 15 期	21 年 6 月上旬	36,201	4,703	213	2,941	861	14,780	7,238
第 16 期	21 年 6 月下旬	52,491	8,172	182	4,701	2,600	22,243	10,895
第 17 期	21 年 7 月上旬	37,993	8,323	283	3,064	1,687	18,229	7,719
第 18 期	21 年 7 月下旬	85,938	18,853	376	7,141	2,813	34,268	17,504
第 19 期	21 年 8 月上旬	56,590	8,333	910	5,160	1,702	21,148	8,740
第 20 期	21 年 8 月下旬	47,464	5,463	142	3,440	1,516	12,979	7,364
第 21 期	21 年 9 月上旬	27,405	3,006	463	2,336	936	9,043	4,056
第 22 期	21 年 9 月下旬	32,482	4,077	316	3,287	898	10,158	4,763
第 23 期	21 年 10 月上旬	20,928	2,377	1	1,686	958	9,023	4,784
第 24 期	21 年 10 月下旬	77,747	18,103	924	5,878	2,107	29,780	10,354
第 25 期	21 年 11 月上旬	55,828	15,936	734	3,638	1,521	28,878	7,570
第 26 期	21 年 11 月下旬	109,266	30,773	2,691	6,584	2,285	38,601	18,504
第 27 期	21 年 12 月上旬	97,378	26,247	1,668	4,970	2,551	39,911	13,399
第 28 期	21 年 12 月下旬	133,771	27,465	2,934	8,497	2,706	51,208	19,408
第 29 期	22 年 1 月上旬	103,804	22,336	3,724	6,171	3,884	40,776	15,350
第 30 期	22 年 1 月下旬	65,170	9,082	1,832	6,239	1,635	18,225	10,549
第 31 期	22 年 2 月上旬	31,895	5,786	93	1,235	782	14,358	6,596
第 32 期	22 年 2 月下旬	38,371	4,631	120	3,794	1,033	14,513	7,124
第 33 期	22 年 3 月上旬	15,837	1,448	147	387	439	6,704	3,023
第 34 期	22 年 3 月下旬	27,810	6,928	271	1,882	806	16,109	4,726
第 35 期	22 年 4 月上旬	41,658	9,805	1,064	3,100	1,016	24,230	7,201
第 36 期	22 年 4 月下旬	101,974	24,678	493	7,000	2,138	38,616	22,167
最終（予備換金）		19,095	1,420	207	1,344	336	4,143	1,135
総 計		2,933,864	541,724	44,655	223,248	85,063	1,231,028	482,135

図表 9-6-2 全業種の期別換金額の推移（単位：千円）

期	年月	そば・ うどん店	すし店	酒場、 ビヤホール	喫茶店	ハンバーガ ー店	お好み焼・ 焼きそば・ たこ焼店	他に分類 されない飲 食店
第1期	20年10月	3,015	15,197	25,488	2,010	522	799	8,753
第2期	20年11月	15,205	59,322	76,187	9,742	3,569	2,734	32,062
第3期	20年12月上旬	7,353	37,124	30,316	2,530	1,783	2,702	19,377
第4期	20年12月下旬	10,744	59,362	45,789	6,168	5,451	2,715	23,192
第5期	21年1月上旬	8,034	40,099	31,838	8,397	2,107	2,105	23,565
第6期	21年1月下旬	9,623	43,463	16,656	5,989	4,066	1,783	12,900
第7期	21年2月上旬	2,897	23,906	6,454	2,439	827	1,109	11,657
第8期	21年2月下旬	7,506	48,135	21,605	4,824	2,320	1,586	12,587
第9期	21年3月上旬	3,214	27,020	20,598	3,499	1,023	908	13,725
第10期	21年3月下旬	10,503	49,753	41,460	5,672	2,750	2,408	21,174
第11期	21年4月上旬	6,207	46,067	30,955	5,402	1,560	2,122	17,482
第12期	21年4月下旬	8,985	24,812	29,776	3,784	2,179	2,555	14,735
第13期	21年5月上旬	7,191	28,732	19,077	3,503	379	1,481	13,649
第14期	21年5月下旬	6,216	37,797	11,037	5,092	2,710	1,179	11,064
第15期	21年6月上旬	2,288	25,581	4,421	1,524	1,224	731	4,216
第16期	21年6月下旬	5,706	17,286	10,382	3,551	1,490	1,365	8,732
第17期	21年7月上旬	2,717	17,845	9,009	1,219	127	817	6,796
第18期	21年7月下旬	5,973	22,150	26,842	4,506	1,306	1,494	13,570
第19期	21年8月上旬	4,334	14,450	11,392	2,146	1,342	466	12,104
第20期	21年8月下旬	3,860	23,725	6,178	3,235	1,550	880	5,696
第21期	21年9月上旬	1,863	9,180	4,054	1,783	536	696	5,426
第22期	21年9月下旬	3,162	11,749	4,270	1,471	855	744	4,782
第23期	21年10月上旬	2,778	11,208	3,682	847	157	380	2,486
第24期	21年10月下旬	5,083	30,874	23,230	2,973	1,572	1,616	11,581
第25期	21年11月上旬	2,976	20,189	17,300	1,657	235	1,436	11,262
第26期	21年11月下旬	5,654	25,470	36,882	3,874	1,786	1,681	19,617
第27期	21年12月上旬	5,018	22,543	30,484	2,261	232	1,239	16,493
第28期	21年12月下旬	8,071	31,815	39,066	2,226	2,264	2,311	21,305
第29期	22年1月上旬	7,118	29,415	32,010	3,530	197	1,552	14,334
第30期	22年1月下旬	6,119	20,425	15,422	1,649	1,814	1,558	10,554
第31期	22年2月上旬	3,348	10,591	5,332	822	25	382	8,118
第32期	22年2月下旬	3,227	13,863	5,225	1,161	1,484	537	5,107
第33期	22年3月上旬	2,000	4,278	3,142	405	17	398	1,946
第34期	22年3月下旬	1,564	9,055	9,140	718	542	241	5,969
第35期	22年4月上旬	2,605	12,398	13,762	2,395	1,432	1,022	11,078
第36期	22年4月下旬	9,383	28,405	35,727	2,657	1,888	2,187	15,200
最終（予備換金）		925	6,494	3,341	827	580	266	5,641
総 計		202,465	959,778	757,529	116,488	53,901	50,185	457,935

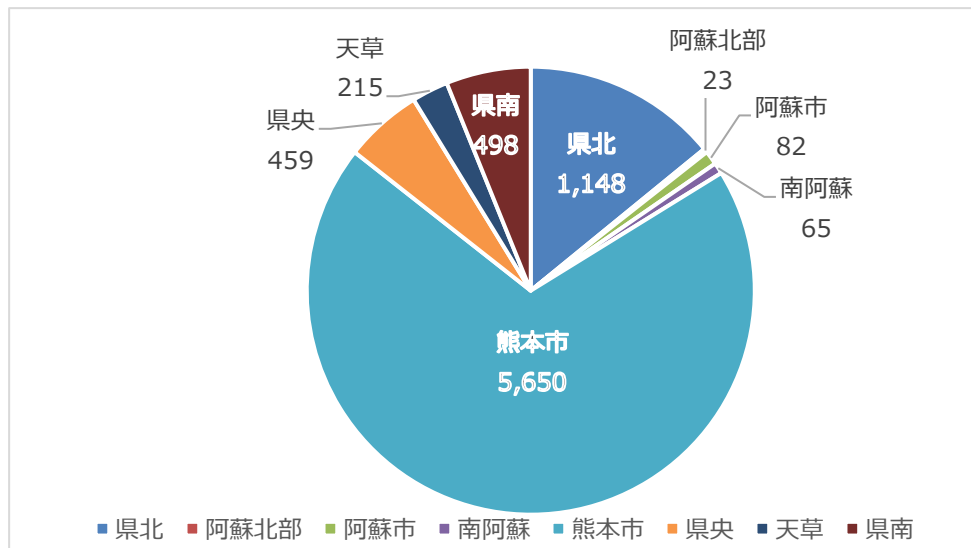
3. エリア別の特徴

図表 9-7 に市（区）町村別の総換金額の構成を、図表 9-8 にエリア別の総換金額の構成を記す。エリア別では熊本市エリアが約 7 割を占め、以下、県北、県南、県央と続き、これら 4 エリアで全体の 95%にのぼる。

図表 9-7 市（区）町村別の総換金額の構成

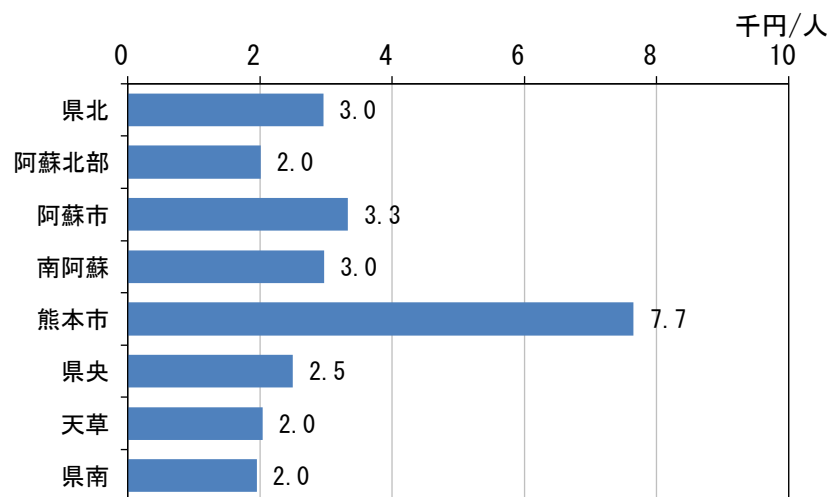
エリア	市(区)町村	換金額 (百万円)	構成比 (%)
県北エリア	山鹿市	103.0	1.3
	菊池市・菊池郡	717.6	8.8
	玉名市・玉名郡	121.5	1.5
	荒尾市	74.8	0.9
	合志市	131.0	1.6
	計	1,147.9	14.1
阿蘇北部エリア	小国町	6.0	0.1
	南小国町	13.0	0.2
	産山村	4.2	0.1
	計	23.1	0.3
阿蘇市エリア	阿蘇市	82.2	1.0
南阿蘇エリア	高森町	17.0	0.2
	南阿蘇村	34.2	0.4
	西原村	13.9	0.2
	計	65.1	0.8
熊本市エリア	北区	544.4	6.7
	東区	1,345.1	16.5
	中央区	2,665.4	32.7
	西区	408.6	5.0
	南区	687.0	8.4
	計	5,650.4	69.4
県央エリア	宇土市	106.0	1.3
	宇城市	111.2	1.4
	上益城郡	239.1	2.9
	下益城郡	2.4	0.0
	計	458.7	5.6
天草エリア	上天草市	72.8	0.9
	天草市	140.0	1.7
	天草郡	1.9	0.0
	計	214.7	2.6
県南エリア	八代市・八代郡	378.4	4.6
	球磨郡	30.3	0.4
	人吉市	37.8	0.5
	葦北郡	19.1	0.2
	水俣市	32.3	0.4
	計	497.9	6.1
総 計		8,140.0	100.0

図表 9-8 エリア別の総換金額の構成（単位：百万円）



図表 9-9 には、人口 1 人あたりのエリア別総換金額を示す。飲食店が集中し、また勤め人のランチ需要が高いなど外食機会が多いとともに、県内の周辺エリアから外食客を集める熊本市エリアが他を大きく上回っている。熊本市エリア以外では、阿蘇市エリア、南阿蘇エリア、県北エリアの 1 人あたり換金額がやや高くなっている。このうち県北エリアは菊池エリアが全体の数値を押し上げている。これらのエリアで人口あたりの換金額が高いのは、観光需要が影響しているものと考えられる。

図表 9-9 エリア別人口 1 人あたりの総換金額

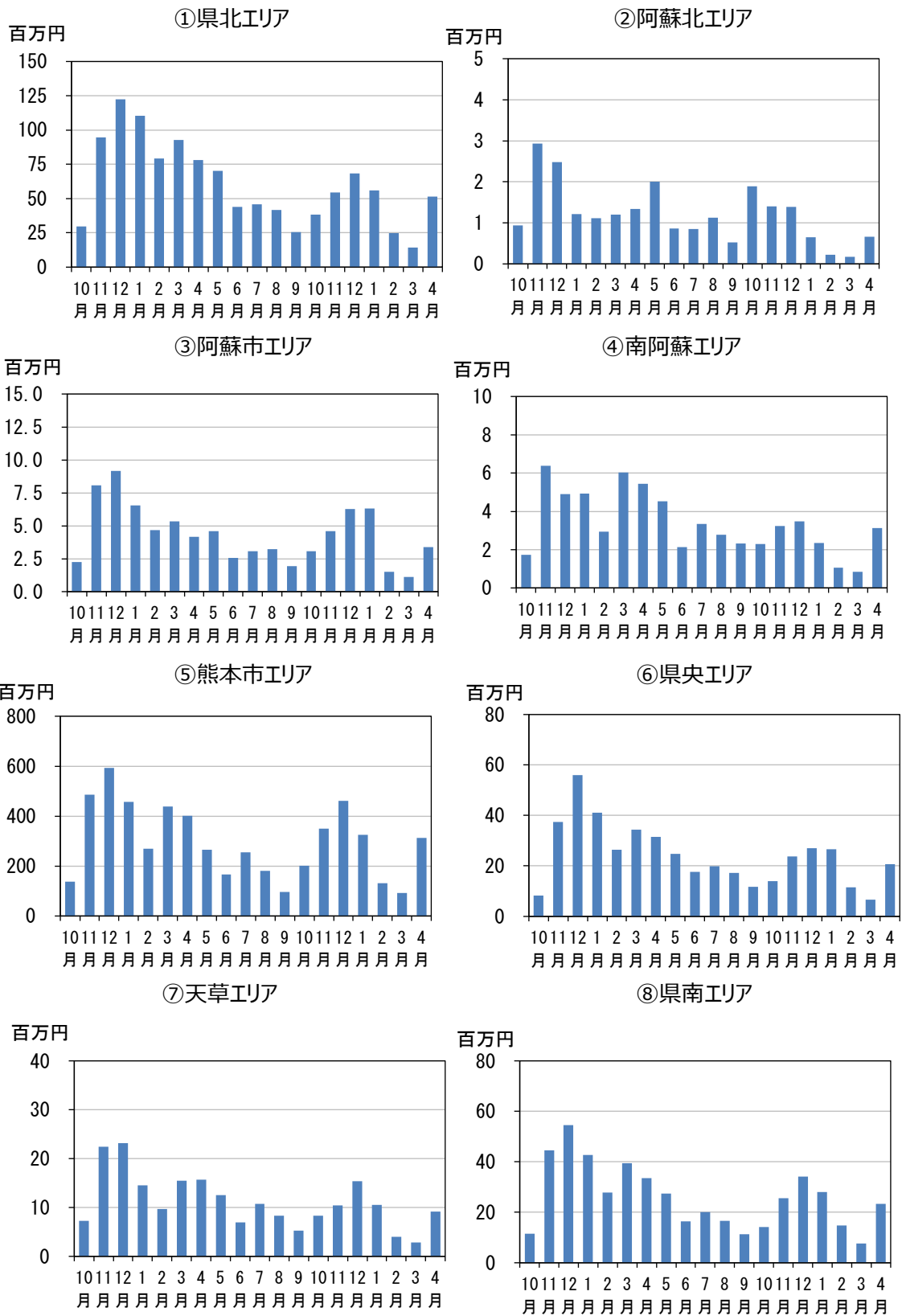


* 人口は、『熊本県推計人口調査結果報告』による 2021（令和 3 年）10 月 1 日値によった。

図表 9-10 に、各エリアの月別換金額の推移を追ったグラフ（予備分を除く）を示す。阿蘇北エリアと南阿蘇エリアは 2021（令和 3）年 11～12 月の増加が弱いという特徴があるが、基本的に各エリアに共通して図表 9-3 と同様の傾向をみることができる。

なお、参考として、図表 9-11 にエリア別・期別の換金額の推移を示す。

図表 9-10 各エリアの月別換金額の推移



図表 9-11 エリア別・期別換金額の推移（単位：千円）

期	年月	県北	阿蘇北部	阿蘇市	南阿蘇	熊本市	県央	天草	県南
第1期	20年10月	29,674	939	2,254	1,732	136,537	8,283	7,283	11,417
第2期	20年11月	94,521	2,933	8,050	6,379	485,864	37,503	22,439	44,634
第3期	20年12月上旬	43,328	1,113	2,131	1,281	217,285	17,326	9,105	17,228
第4期	20年12月下旬	78,926	1,370	7,027	3,621	376,483	38,603	14,042	37,373
第5期	21年1月上旬	57,234	715	4,093	3,077	257,704	20,062	7,857	21,352
第6期	21年1月下旬	53,240	505	2,465	1,854	199,531	21,110	6,688	21,278
第7期	21年2月上旬	25,196	218	1,227	1,098	93,286	10,047	3,695	11,801
第8期	21年2月下旬	53,866	893	3,445	1,830	176,657	16,276	6,007	16,077
第9期	21年3月上旬	28,686	225	1,908	1,248	160,074	13,040	5,001	14,813
第10期	21年3月下旬	64,147	975	3,414	4,775	279,348	21,275	10,452	24,687
第11期	21年4月上旬	44,140	345	2,130	1,738	197,031	16,320	7,659	17,434
第12期	21年4月下旬	34,039	993	2,038	3,700	203,934	15,248	8,064	16,139
第13期	21年5月上旬	36,042	1,191	2,356	2,111	145,011	13,675	7,248	15,600
第14期	21年5月下旬	34,100	810	2,217	2,410	121,210	11,156	5,258	11,751
第15期	21年6月上旬	19,697	428	1,437	795	65,865	6,992	3,705	8,003
第16期	21年6月下旬	24,402	436	1,117	1,332	100,228	10,627	3,264	8,390
第17期	21年7月上旬	15,935	118	972	1,193	81,441	6,346	3,893	5,930
第18期	21年7月下旬	29,979	735	2,078	2,150	173,118	13,599	6,877	14,198
第19期	21年8月上旬	20,989	460	1,483	1,291	102,878	8,764	4,776	8,176
第20期	21年8月下旬	20,796	670	1,753	1,475	78,229	8,563	3,581	8,425
第21期	21年9月上旬	12,141	153	516	670	44,254	5,103	2,738	5,208
第22期	21年9月下旬	13,279	374	1,416	1,644	51,175	6,538	2,561	6,027
第23期	21年10月上旬	8,606	131	502	415	43,514	3,100	1,456	3,571
第24期	21年10月下旬	29,890	1,757	2,561	1,867	157,427	10,889	6,884	10,547
第25期	21年11月上旬	18,645	484	1,430	988	128,582	6,663	3,661	8,707
第26期	21年11月下旬	35,710	919	3,158	2,258	221,034	17,030	6,752	16,807
第27期	21年12月上旬	26,973	535	3,980	1,513	199,849	11,062	7,159	13,323
第28期	21年12月下旬	41,382	854	2,287	1,976	261,630	15,933	8,254	20,731
第29期	22年1月上旬	33,942	241	4,196	1,384	204,913	15,593	6,120	17,812
第30期	22年1月下旬	21,948	414	2,126	975	119,159	11,025	4,364	10,262
第31期	22年2月上旬	10,789	59	991	391	63,943	4,956	2,462	5,772
第32期	22年2月下旬	14,082	168	504	656	67,756	6,507	1,547	8,970
第33期	22年3月上旬	4,484	75	655	223	29,123	2,202	816	2,593
第34期	22年3月下旬	9,631	98	454	614	63,328	4,463	2,048	5,125
第35期	22年4月上旬	16,146	185	630	1,849	97,587	5,421	3,229	7,719
第36期	22年4月下旬	35,326	483	2,733	1,271	215,930	15,319	5,900	15,551
最終（予備換金）		5,943	138	446	1,280	29,505	2,103	1,854	4,485
総計		1,147,854	23,140	82,180	65,064	5,650,423	458,722	214,699	497,916

4. 不正利用防止に向けた対応

食事券の利用において懸念される不正利用を事前に防止するため、食事券はコピーガードが付いたものを使用し目視での確認ができるようにした。加盟店での対策においては、加盟店登録の承認が完了した店舗へスターキットと共に見本券を同封し、店舗で食事券を受け取る際に券面確認の実施を現場で協力いただくかたちで偽装券の受領防止に努めた。

また、期間延長が決定する度に食事券受け取り時の注意点等を記載したお知らせを加盟店へのメール発信や特設サイト掲載と並行して書面の郵送も行い食事券受領時のトラブル回避を行った。既存券に次いで追加券の発行が決定した際には、券面変更内容などの情報を挿絵と共に加盟店へ郵送、発信し、混乱を招かぬよう周知徹底に努めた。

図表 9-12 は、2022 年 4 月末までの利用延長時に加盟店へ発送したお知らせである。

図表 9-12 (表・裏面)



食事業の利用期間延長と換金に関するお知らせ、注意事項

ステッカーの使用箇所



2022年4月30日（土）までの食事業利用期間延長に伴い2022年4月下旬換金1回（第36期）が増えました。

- ※追加換金のお知らせ（2022年4月）
 ※追加換金のためのクーポンは、利用伝票（白紙）（2枚目（ピンク色）は、加盟店様へ送付済み）。加盟店様からの利用期間訂正用ステッカー1枚を貼付していただき、
 ※「2022/4/30（土）」と印字のある加盟店様用スターの利用期間訂正用ステッカーは、オトエの利用期間にある「2022/4/15（金）」の上に貼って下さい。

換金日程

※必ず下記換金スケジュールにて換金書類の発送をお願い致します。
 ※最終の換金書類送付は、2022年5月6日（金）に大阪の換金センターへ必着です。

日程	食事業受取期間	事務局へのご送付期間（必着）	振込予定日
第35期	2022年4月1日～4月15日	2022年4月16～4月21日	5月13日
第36期	2022年4月16日～4月30日	2022年5月1日～5月6日※最終必着	5月26日

※書類到着状況や一回の換金に請求が集中した場合等により振込日が数日前後する可能性があります。
 ※各名の事務局への換金書類送付は「第36期」までお願い致します。
 ※必要書類への記入漏れ、食事業の記入間違い、書類の不備、原本の食事業以外（地域クーポンや他県の食事業等）の記入が多発しております。お客様よりお受け取り頂く前、重たく確認をお願い致します。

換金に関するよくある質問

- ①利用実績報告書の記載方法**
 - ・食事業合計→食事業を利用したグループの食事業合計 ※日にごと
 - ・枚数→日にちごとにご受け取った食事業の枚数
 - ・食事業受領合計→食事業の合計金額です。1,000円×その日に受け取った食事業の枚数
 - ・合計→合計金額・枚数とも忘れずにご記入ください。
- ②換金用伝票・利用実績報告書の訂正**

二重線を引いて頂き、訂正ください。訂正印は不要です。

③複数のレターパックに分けて換金書類を送付する場合
 換金する食事業の枚数多（複数枚のレターパックに分けて送付いただく場合、レターパック表面の「品名」にその日と記載頂くようお願い致します。 ※記載例：「3個口や1/3、2/3、3/3と各レターパックに記載
 ④レターパックの訂正請求
 換金1回あたり枚数のクーポンパックを利用して追加で1枚お送りしますが、不足する場合は弊事務局にて連絡いたします。事務局より追加でお送り致します。
- ⑤食事業の店舗名の記載**

食事業は、事業名のみでなく、「店舗名」も1枚毎に記載ください。スタンプを利用の場合は表面はごむの可能性がおりますので、裏面に押印ください。
- ⑥食事業の取扱い**

換金する食事業は、輪でんから来ております。 ※赤文字、クランプ、テープ、のり付け等の使用は不可
- ⑦購入者名の記載が正しい食事業**

一部の食事業は購入者の記載がありません。購入者名がない食事業でも受取をお願い致します。
- ⑧換金請求書類について**

換金用伝票と利用実績報告書は、必ず指定の用紙でお送りください。
- ⑨換金センターへお送り頂く食事業について**

大阪の換金センターへは、「換金センター送付用」に記載のある半券（左片）のみをお送りください。
 ※右片は、加盟店保管用になります。

※裏面のご確認をお願いします

追加分食事券の発行に伴う券面印字の変更にについて

※裏面のご確認をお願いします。

GoToEatキャンペーンくまもとと食事券見本

【旧食事券】

※10,000円分の食事券を8,000円（税込）で販売（1,000円券×12枚）

※「利用期間2021年3月31日まで」、「利用期間2021年6月30日まで」、「利用期間2021年12月15日まで」

※「利用期間2022年2月28日（月）まで」と印字のある食事券も2022年4月30日（土）まで加盟店にてご利用いただけます。加盟店での食事券の受け取りは、2022年4月30日まで。

【追加発行分食事券（2021年11月16日（火）より販売分）】

※12,000円分の食事券を10,000円（税込）で販売（1,000円券×12枚）

※追加分食事券のご利用期間も旧食事券と同様に2022年4月30日（土）までです。

第 10 章 加盟店の食事券利用実績

1. 食事券の利用実績（当キャンペーンの経済効果）

当キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めつつ、甚大な影響を受けている熊本県内に店舗のある飲食店において使用できるプレミアム付食事券を発行することにより、官民一体型で需要を喚起することを第一の目的としている。総換金額である 81.4 億円は、こうした当キャンペーンによる 1 次的経済効果を示すものといえることができる。加えて、食事券の発行を契機として食事券面額を超える需要が発生するという 2 次的効果も生み出された。

具体的な例で示すと、食事券を購入した利用者が 1,000 円の食事券を利用して飲食店で消費を行ったとする。食事券はお釣りが出ないため、利用者は 1,000 円を超える消費を行うのが通常となる。このとき、例えば消費額が 1,300 円であったとすると、店舗が受け取った実際の消費額（1,300 円）と、食事券利用額（1,000 円）との差額 300 円（以下、追加の消費支出額という意味から「追銭額」という）は、当キャンペーンの実施によって創出された 2 次的経済効果といえることができる。また、この「追銭額」の食事券利用額に対する割合（以下、「追銭率」という）が、公的資金によって補填したプレミアム率を上回っていると、マクロ的な視点からみて、当キャンペーンは需要創出効果があったと評価することができる。

結果として、食事券利用総額約 81 億 4,000 万円に対し、食事券を利用した利用者の総消費額は 109 億 1,000 万円、追銭額 27 億 7,000 万円にのぼった。また、追銭率は、平均プレミアム率（既存券と追加券の発券数ベースによる加重平均値）である 24%を 1.5 倍近く上回る 34%であった。

図表 10-1 に業種別の追銭額と追銭率の結果を示す。

図表 10-1 追銭額と追銭率（業種分類別）

分 類		総消費額 (千円)	食事券利用額 (千円)	追銭額 (千円)	追銭率 (%)
食堂、レストラン		3,945,894	2,933,864	1,012,030	34.5
専門料理店	日本料理店	674,419	541,724	132,695	24.5
	料亭	78,570	44,655	33,915	75.9
	中華料理店	277,486	223,248	54,238	24.3
	ラーメン店	101,699	85,063	16,636	19.6
	焼肉店	1,672,697	1,231,028	441,669	35.9
	その他の専門料理店	611,345	482,135	129,210	26.8
そば・うどん店		419,498	202,465	217,033	107.2
すし店		1,175,382	959,778	215,604	22.5
酒場、ビヤホール		988,297	757,529	230,768	30.5
喫茶店		152,037	116,488	35,549	30.5
ハンバーガー店		66,387	53,901	12,486	23.2
お好み焼・焼きそば・たこ焼店		59,893	50,185	9,708	19.3
他に分類されない飲食店		685,544	457,935	228,609	49.9
総 計		10,909,148	8,139,998	2,770,150	34.0

追銭額が最も多かったのは「食堂・レストラン」、次いで「焼肉店」で、以下「酒場・ビヤホール」、「他に分類されない飲食店」、「そば・うどん店」の順であった。上位 2 業種は食事券利用額（＝図表 9-4 に記した総換金額）のトップ 2 と一致しており、食事券の利用が多かったことから追銭額も多くなったと考えることができるが、これら以外では追銭額の順位と食事券利用額の順位に差がある業種が多い。

これは業種によって追銭率に相当大きな差があるためである。追銭率が最も高かったのは「そば・うどん店」で、「料亭」、「他に分類されない飲食店」でも追銭率が 5 割を超えている。社交的利用の色彩を持つ「料亭」は別にして、「そば・うどん店」も「他に分類されない飲食店」（その代表例は、甘味処、ドーナツ店、フライドチキン店、かき氷店、アイスクリーム店など）も、ともに単価が低く、かつメニューが豊富で商品に付加価値がつき易いという特徴がある。逆に比較的単価の高い「すし店」は、食事券利用額は 3 番目に多いものの、追銭率は 22.5%にとどまっている。その意味で追銭効果は、当キャンペーンが小さな消費を積み上げるインセンティブとなったことで生み出された部分が少なくないと考えることができる。

注）追銭額の算出方法は、飲食店が換金請求時に提出する利用実績報告書（P34-⑦）に利用総額を記載してもらい、総額から食事券を差し引いた額を算出。

2. 換金額上位店

図表 10-2 に換金額上位の 25 店の構成を記す。

店舗の展開形態は、第 1 位と第 5 位に老舗単独店があがったが、上位 25 店を通してみると、ローカルチェーン店とナショナルチェーン店が 8 店（内ホテル内店舗 1 店）ずつ、単独店が 6 店（内ホテル店舗 1 店）、リージョナルチェーン店が 3 店であった。なお、8 店のローカルチェーン店のすべてが同一グループ、ナショナルチェーン店のうち半数の 4 店が同一グループである。なかでも「ローカルチェーン店 B」は、同社の全展開店舗数 10 店のうち 8 店が上位 25 位に入っただけでなく、残る 2 店舗も第 35 位、第 38 位に名を連ねており、当キャンペーンに対する企業としての積極的な取り組み姿勢をうかがうことができる。

業種別では、焼肉店が 11 店、すし店（すべて回転ずし）が 6 店にのぼり、この両業種で上位 25 店の 7 割近くを占めた。また、店舗の所在地は大部分が熊本市内であった。

図表 10-2 換金額上位 25 店

店舗展開形態	業 種	所在地	換金額 (千円)
単独店 A	日本料理店（熊本料理）	熊本市中央区	61,610
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市東区	61,480
ナショナルチェーン店 C	日本料理店（豆腐料理）	熊本市中央区	57,201
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市中央区	48,680
単独店 D	その他の専門料理店（うなぎ）	熊本市東区	48,474
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市東区	45,030
リージョナルチェーン店 E	すし店（回転ずし）	熊本市北区	43,595
単独店 F	その他の専門料理店（うなぎ）	熊本市南区	43,426
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市中央区	41,466
ナショナルチェーン店 G	すし店（回転ずし）	熊本市東区	41,320
単独店 H ※ホテル内店舗	食堂・レストラン（四川料理）	熊本市中央区	39,547
リージョナルチェーン店 E	すし店（回転ずし）	菊池郡菊陽町	39,366
単独店 I	日本料理店（熊本料理）	熊本市中央区	38,644
ナショナルチェーン店 G	すし店（回転ずし）	菊池郡菊陽町	38,147
ナショナルチェーン店 G	すし店（回転ずし）	熊本市中央区	37,684
ローカルチェーン店 B	焼肉店	菊池郡菊陽町	36,061
単独店 J	食堂・レストラン（とんかつ）	熊本市中央区	35,420
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市中央区	35,388
ナショナルチェーン店 G	すし店（回転ずし）	熊本市東区	33,551
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市北区	32,977
リージョナルチェーン店 K	焼肉店	熊本市東区	32,646
ローカルチェーン店 B	焼肉店	熊本市南区	32,118
ナショナルチェーン店 L	焼肉店	熊本市南区	31,245
ナショナルチェーン店 M ※ホテル内店舗	食堂・レストラン（日本料理）	熊本市中央区	31,139
ナショナルチェーン店 N	焼肉店	熊本市中央区	30,716

* 1 単独店は本店・支店合わせて 4 店舗以内のもの、ローカルチェーン店は熊本県内で 5 店舗以上を展開するもの、リージョナルチェーン店は九州エリアでチェーン展開しているもの、ナショナルチェーン店は全国展開しているものとした。

* 2 業種は加盟登録された業種区分による。なお、「日本標準産業分類」の業種区分例示によると、うなぎ料理店、とんかつ料理店は「日本料理店」、四川料理店は「中華料理店」とされている。

* 3 「所在地」は、店舗の所在地を記載。

3. 実績確認監査等事業者への報告・相談窓口・申請案内等事業者との連携

●実績確認監査等事業者への報告は、以下仕様書に記載の内容に従って実施した。

- ①キャンペーン期間中、食事券販売・利用の実績を、毎月、別途定める様式により、実績確認監査等事業者へ報告し、様式、期日及び方法は、委託者と実績確認監査等事業者が、協議して定め、食事券の販売、利用、執行状況を CSV ファイルで報告可能とする等、効率的な方法にて対応した。
- ②キャンペーン期間中、食事券販売・利用の実績を、毎月、別途定める様式により、実績確認監査等事業者へ報告し、様式、期日及び方法は、委託者と実績確認監査等事業者が、協議して定め、食事券の販売、利用、執行状況を CSV ファイルで報告可能とする等、効率的な方法にて対応した。
- ③キャンペーン期間終了後、食事券販売、利用の実績と、加盟店への代金振込の実績、その根拠となる証拠書類を、別途定める様式により、実績確認監査等事業者へ報告し、承認を得た上、様式・期日及び方法は、委託者と実績確認監査等事業者が協議して定めるものとした。
- ④毎月の報告やキャンペーン終了後の報告が円滑に行われるよう、事業開始に当たり、事前テスト報告に協力するものとし、実績確認監査等事業者の指定する方法により、ダミーデータの提出などを行った。また、提出データの正確性に責任を負うものとし、実績報告や根拠資料のデータ提出に当たっては、複数の者によるダブルチェックを実施した。複数の者によるダブルチェックでは、データの読み手と聞き手を変えて、異なる者の組合せで複数回確認を行った。
- ⑤実績確認監査等事業者が行う不正防止のためのヒアリング、監査、抜き打ち検査等に協力した。
- ⑥受託者は、実績確認監査等事業者との連絡窓口を設置した。

●相談窓口・申請案内等事業者との連携は、以下仕様書の記載の内容に従って実施した。

- ①相談窓口・申請案内等事業者が、事業の基本的内容を、消費者と飲食店に説明する為に必要となる情報の提供に協力した。
- ②委託者の指定する事業者が、食事券発行事業者と連携した広報を実施することに協力した。
- ③相談窓口・申請案内等事業者との連絡窓口を設置した。

(実施内容)

- ・相談窓口・申請案内等事業者から提供されたキャンペーン全体の Q & A を、GoToEat キャンペーンくまもと公式サイトに掲載した。
- ・GoToEat の全体のホームページに掲載する為、依頼を受けて食事券の券面デザインを提供した。
- ・相談窓口・申請案内等事業者へ、毎週月曜日に前週までの新規登録加盟店のリストを送付し、各加盟店へ感染症対策の啓発物を送付して頂いた。
- ・上記送付の際に、宛先不明で発送元に戻ってきた場合、相談窓口・申請案内等事業者からの照会を受けて、再送用の宛先を知らせた。

第 11 章 食事券利用者へのアンケート調査結果

1. 調査概要

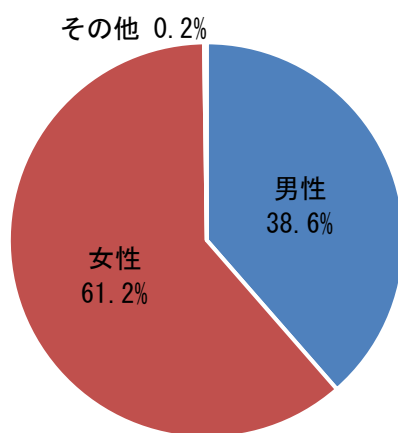
- ①調査対象：2022（令和 4）年 4 月半ばから直近 1 年間に、WEB により食事券を予約・購入した人
- ②調査期間：2022（令和 4）年 4 月 14 日～5 月 18 日
- ③調査方法：WEB アンケート調査
- ④調査内容
 - Q 1 性別
 - Q 2 年齢（年代）
 - Q 3 あなたは、普段平均で外食またはテイクアウトに一カ月あたりいくらお金を使いますか？
 - Q 4 あなたは、今回の「Go To Eat キャンペーンくまもと」で合計いくら分の食事券を使用しましたか？
 - Q 5 もし再びこのような制度があれば利用したいと思いますか？
- ⑤対象者数（アンケート調査票送付数）：69,977 名
- ⑥有効回答者数：12,891 名（有効回収率：18.4%）

2. 調査の結果

(1) 属性構成

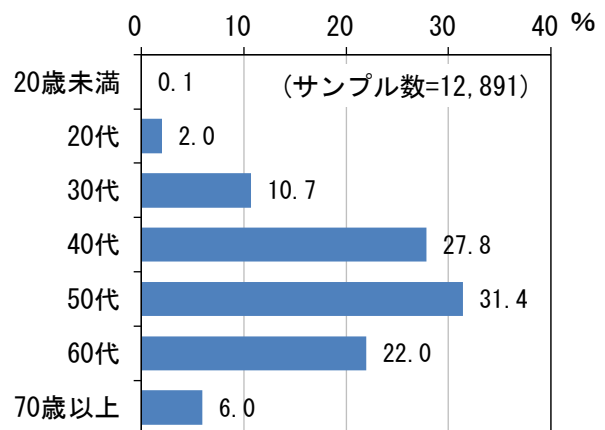
回答者の男女別構成は、男性が 39%、女性が 61%であった（図表 11-1）。また、年齢別の構成は 50 代が 31%で最も多く、次いで 40 代（28%）、60 代（22%）の順であり、40～60 代の中高年齢層が全体の 8 割以上を占めている（図表 11-2）。

図表 11-1 回答者の男女別構成



(サンプル数=12,891)

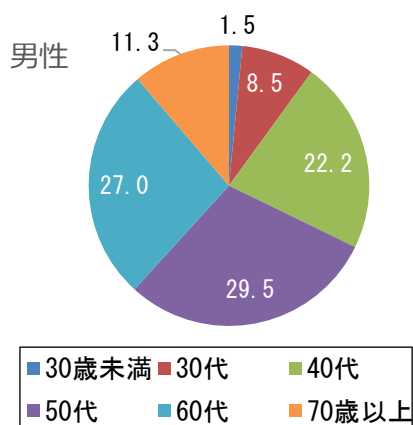
図表 11-2 回答者の年齢別構成



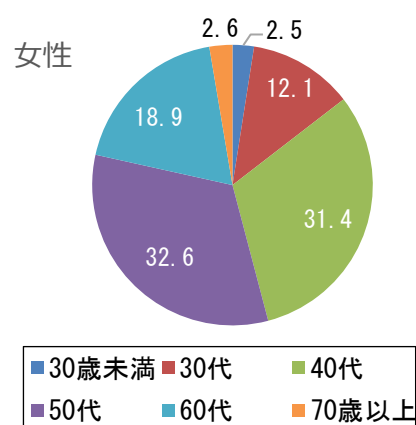
(サンプル数=12,891)

なお、男女・年齢別の構成を詳しくみると、男性は 50 代・60 代が多いのに対し、女性は 40 代・50 代が多いという傾向がみられる（図表 11-3）。アンケート調査の回答者は、あくまでも利用者の一部にとどまることから、上記の結果だけをもって安易な結論を導くことはできないものの、大きな傾向として、「Go To Eat キャンペーンくまもと」の利用者は中高年年齢層が中心であり、その中で男性は 50 代・60 代が、一方女性は男性より一世代若い 40 代・50 代が中心をなしたと推察することができる。

図表 11-3 回答者の男女・年齢別構成 (%)



サンプル数 = 4,973

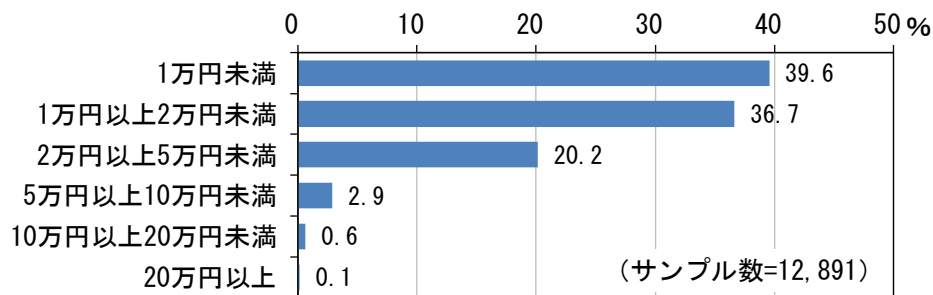


サンプル数 = 7,889

（２）普段の月間平均外食額

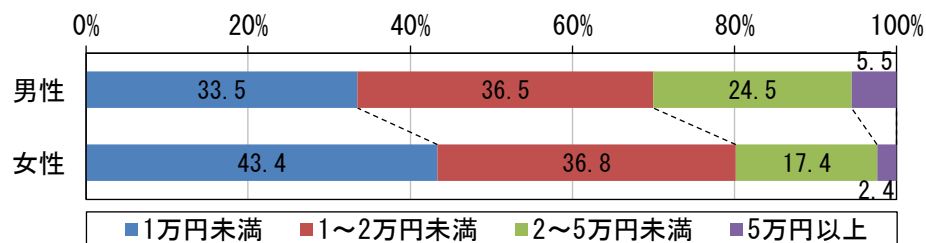
普段外食またはテイクアウトに使っている月額の平均値は、「1 万円未満」が最も多く、これに「1 万円以上2 万円未満（以下、「1 ～2 万円未満」とレンジ表記する。他も同じ）」を加えた「2 万円未満」の合計で全体の 76%を占める（図表 11-4）。

図表 11-4 普段の月間平均外食費（合計）



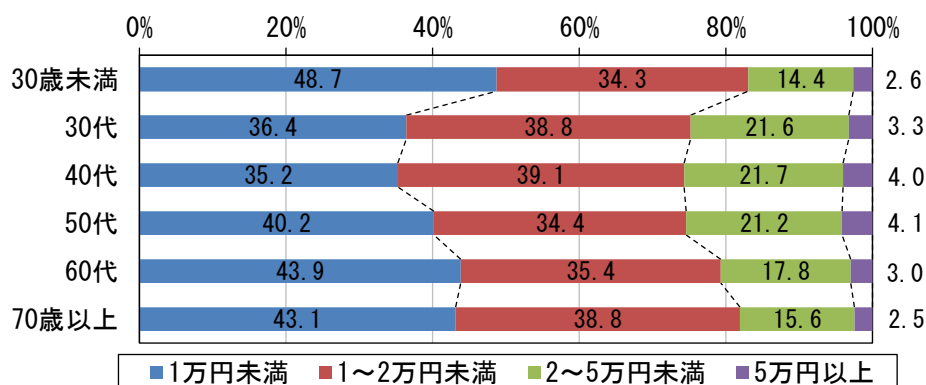
ただし、男性ではわずかながらではあるが、「1 ～2 万円未満」が「1 万円未満」を上回っており、また「2 ～5 万円未満」も女性を上回るなど、概して男性の方が外食にかかる費用が多いという傾向がみられる（図表 11-5）

図表 11-5 普段の月間平均外食費（男女別）



年齢別には、基本的に大きな差はないが、その中で 40 代を中心としたファミリー層世代は、若者や高齢者と比べ、外食費がやや多いという傾向がある（図表 11-6）

図表 11-6 普段の月間平均外食費（年齢別）



全体傾向を俯瞰するために、「1万円未満」=5千円、「1～2万円未満」=15千円、「2～5万円未満」=35千円、「5～10万円未満」=75千円、「10～20万円未満」=150千円、「20万円以上」=250千円の重みをつけた加重平均値を求めた結果を図表 11-7 に示す。全体の平均は約 18 千円で、2019（令和 1）年の『家計調査』による熊本市の勤労者世帯の平均外食費（給食費を除く「一般外食費」）15,423 円とほぼ同水準となった。属性別には概ね上記と同じ傾向が示されており、男性は額でおよそ 5 千円、比率で 3 割強、女性よりも高くなっている。

図表 11-7 普段の月間平均外食費（加重平均値、単位：千円）

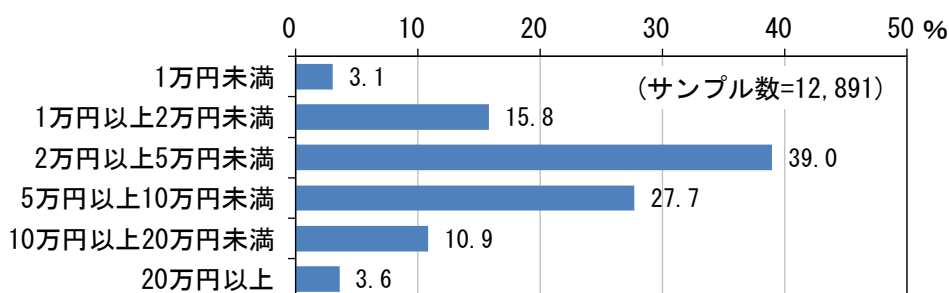
全体	男女別		年齢別					
	男性	女性	30 未満	30 代	40 代	50 代	60 代	70 以上
18.0	21.2	16.0	14.8	18.3	19.0	18.7	16.2	16.3

（３）「Go To Eat キャンペーンくまもと」での合計食事券利用額

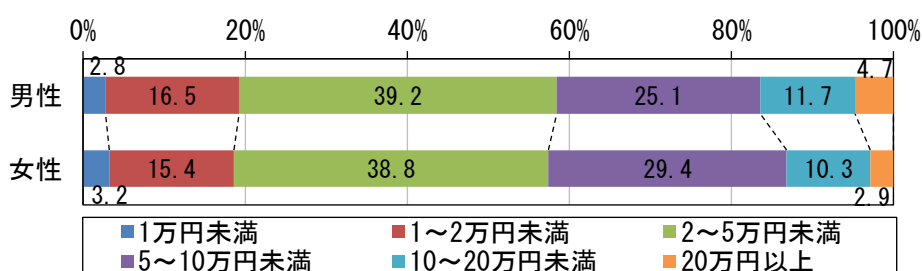
今回の「Go To Eat キャンペーンくまもと」で利用した食事券の合計額は、「2～5万円未満」が最も多く、「5～10万円未満」がこれに次ぐ（図表 11-8）。男女別には大きな差はないが、「5～10万円」使ったという人は、男性よりも女性の方がやや多い（図表 11-9）。

なお、上述した「普段の月間平均外食費」と同様の方法で求めた加重平均値は、全体平均で 62.2 千円、男性が 64.6 千円、女性が 60.7 千円となる。また、これを普段の平均外食費の結果と照らし合わせて、普段の平均の何か月分を今回のキャンペーンで利用したかをみると、全体平均で 3.5 か月分、男性では 3.1 か月分、女性では 3.8 か月分となり、女性の方がより積極的に今回のキャンペーンを利用した様子をうかがうことができる。

図表 11-8 今回キャンペーンでの食事券利用額（合計）

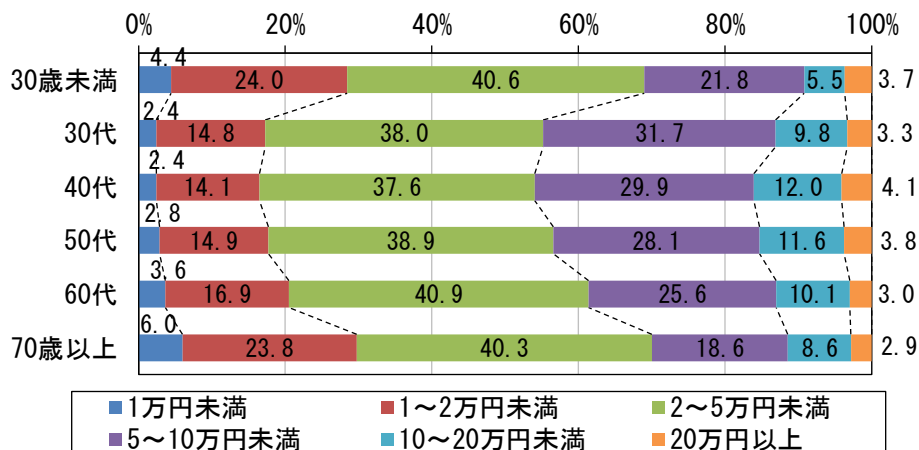


図表 11-9 今回キャンペーンでの食事券利用額（男女別）

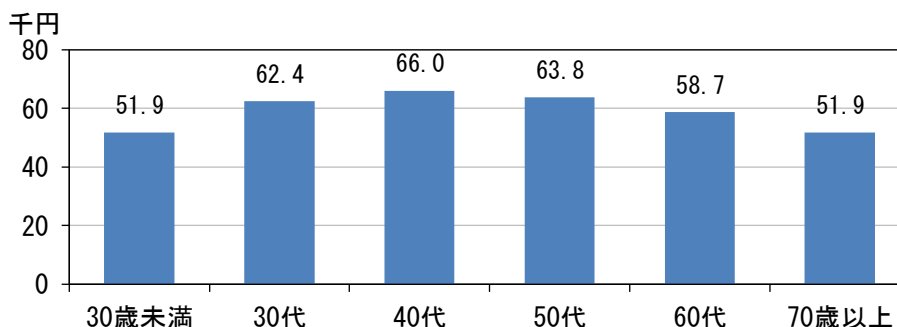


年齢別には、図表 11-10 ならびに図表 11-11 のとおりであるが、全体的傾向がより分かり易い図表 11-11 に示した加重平均値ベースでみると、40 代を中心としたファミリー層世代が今回の「Go To Eat キャンペーンくまもと」を最も積極的に利用したことが分かる。

図表 11-10 今回キャンペーンでの食事券利用額（年齢別）

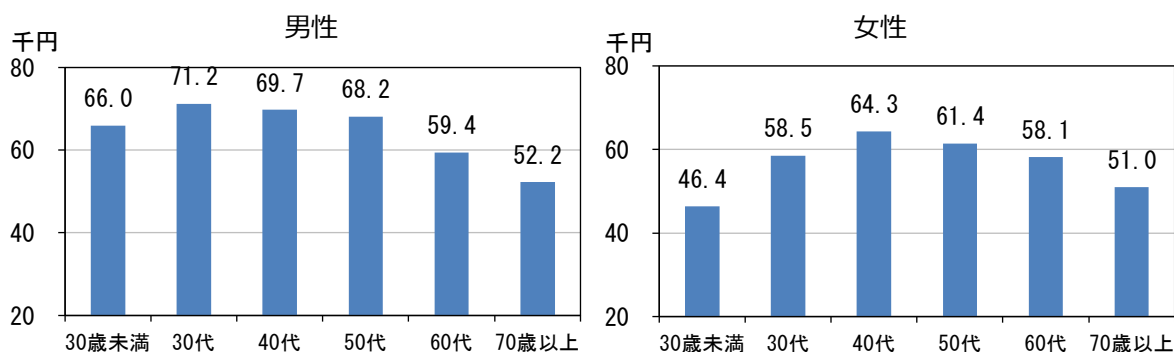


図表 11-11 今回キャンペーンでの食事券利用額（年齢別加重平均値）



ただし、年齢別の動向は男女間でかなり異なっている。図表 11-12 に示すように、男性では 60 代以上の高齢者になると食事券利用額の加重平均値が低下していくものの、50 代以前では大きな差はみられない。これに対して女性は、40 代をピークとした山型の分布を示している。つまり、上述した「40 代を中心としたファミリー層世代が今回のキャンペーンを最も積極的に利用した」という傾向は、女性が主役となって生み出したことになる。

図表 11-12 今回キャンペーンでの食事券利用額（男女・年齢別加重平均値）

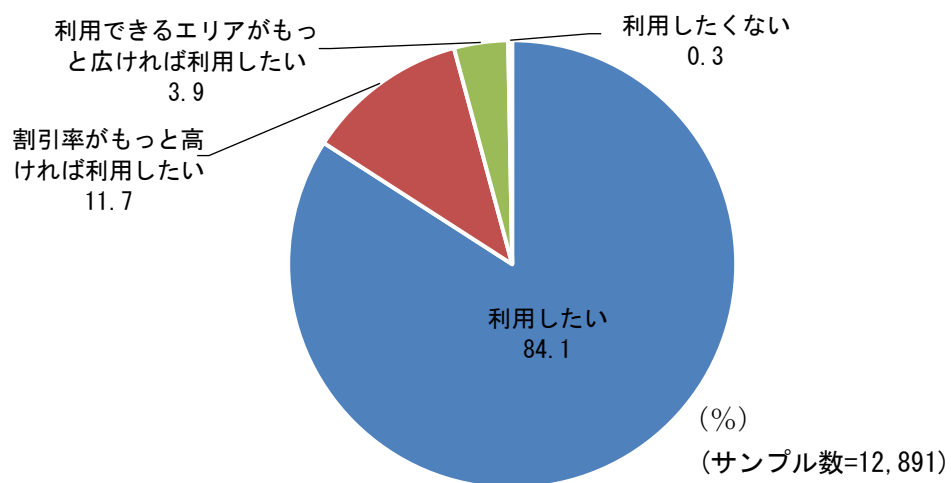


（４）今後の同様の制度に対する利用意向

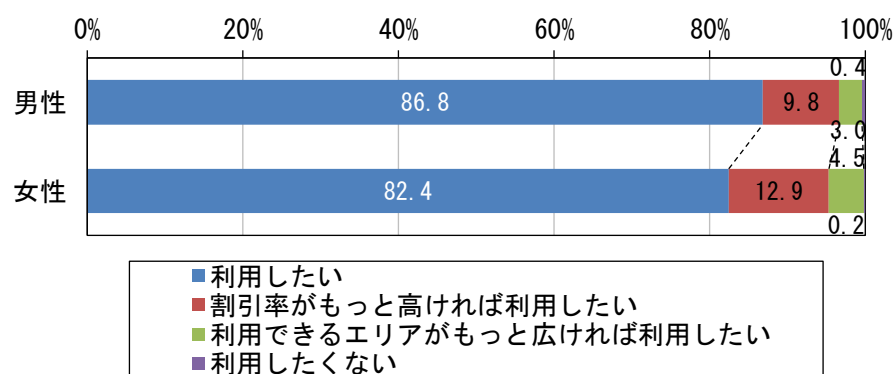
もし今回と同様の制度があった場合の利用意向は、「利用したい」が 84%にのぼるというきわめて高い支持を得た。さらに積極的な利用意向を示さなかった人においても、「割引率をもっと高ければ利用したい」をはじめとする条件付き賛同が大部分で、「利用したくない」は 0.3%にとどまった（図表 11-13）。

こうした傾向は、「割引率重視」が女性においてやや高いものの、属性別にみても大きな違いはみられない（図表 11-14、図表 11-15）。

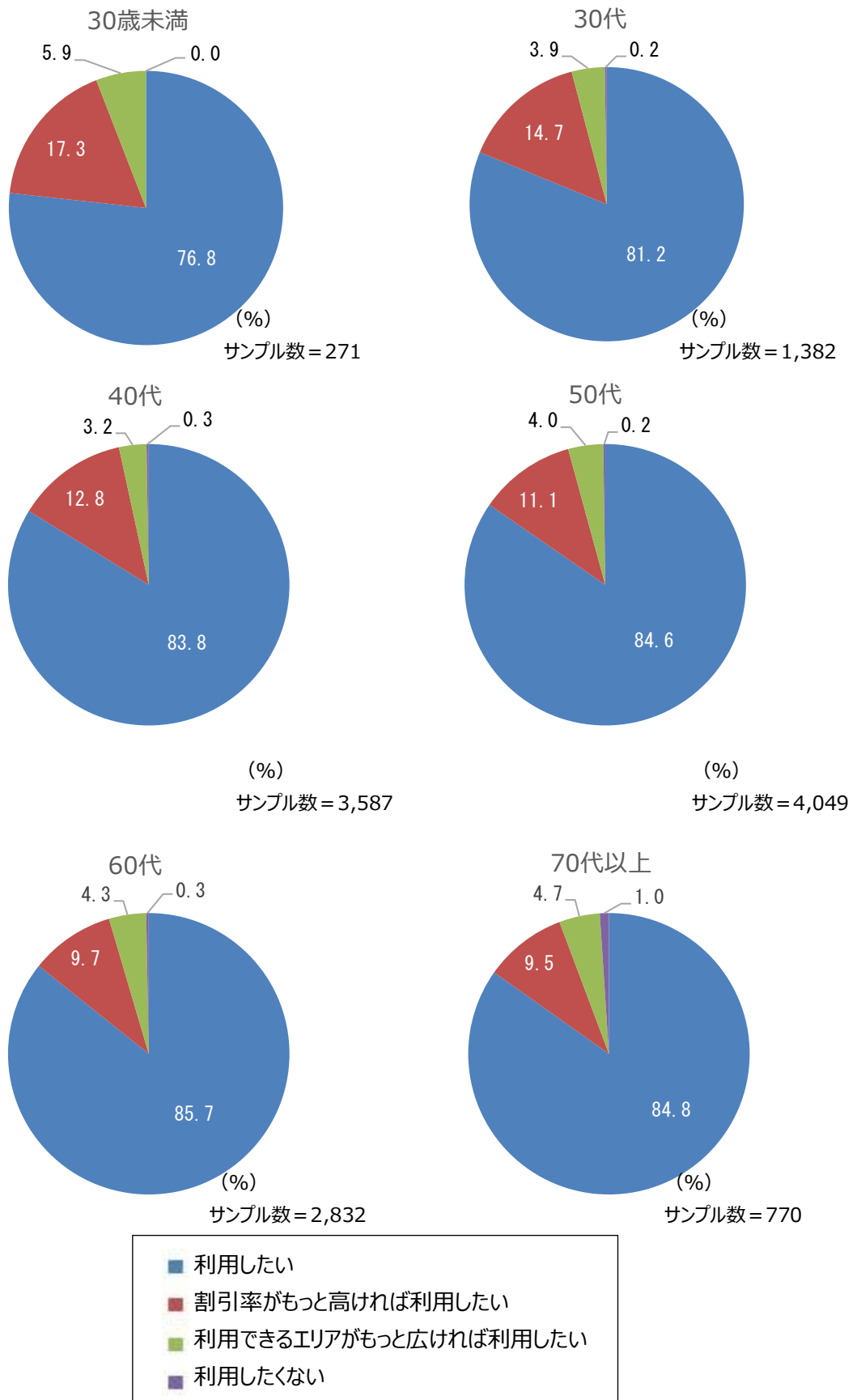
図表 11-13 今後の同様の制度に対する利用意向（合計）



図表 11-14 今後の同様の制度に対する利用意向（男女別）



図表 11-15 今後の同様の制度に対する利用意向（年齢別）



3. まとめ（利用者サイドからみた当キャンペーンの効果の評価）

今回のキャンペーンによる食事券の利用額をコロナ禍前の普段の平均外食費消費額と比較すると、全体平均で 3.5 か月分に相当する。しかもこの間、飲食店の売上はコロナ禍によって大きな打撃を余儀なくされてきた。『家計調査』による九州地方における勤労者世帯の一般外食費消費額は、2019（令和 1 年）の 13,539 円から、2020 年（令和 2）年には対 19 年比 25%減の 10,107 円に、さらに 2021（令和 3）年には対 19 年比 33%減の 9,046 円にまで落ち込んでいる。九州地方の中で大都市部の福岡県に続きコロナ禍の影響を大きく受けた熊本県は、2021（令和 3）年の 5 月～6 月、同年 8 月～9 月、2022（令和 4）年の 1 月～3 月にわたり 3 回（延べ約 5 か月間）のまん延防止等重点措置が適用され、さらに県独自の措置もこれに加えて発出されていた。

こうした事態を考慮すれば、普段の平均の 3.5 か月分に相当する食事券の利用があったことは、県内の飲食店に少なからぬ活性化効果をもたらしたと推測することができる。

この結果だけをもって、当キャンペーンの定量的な経済効果を単純に推し計ることはできないが、定性的な面では、とりわけ 40～50 代の女性の積極的な当キャンペーン利用の動向に注目される。

元来、男性あるいは若い世代は、勤務先でのランチ需要をはじめとする外食消費が高いという傾向がある。従って、食事券の利用額の多寡だけで、キャンペーン効果を計ることはできない。

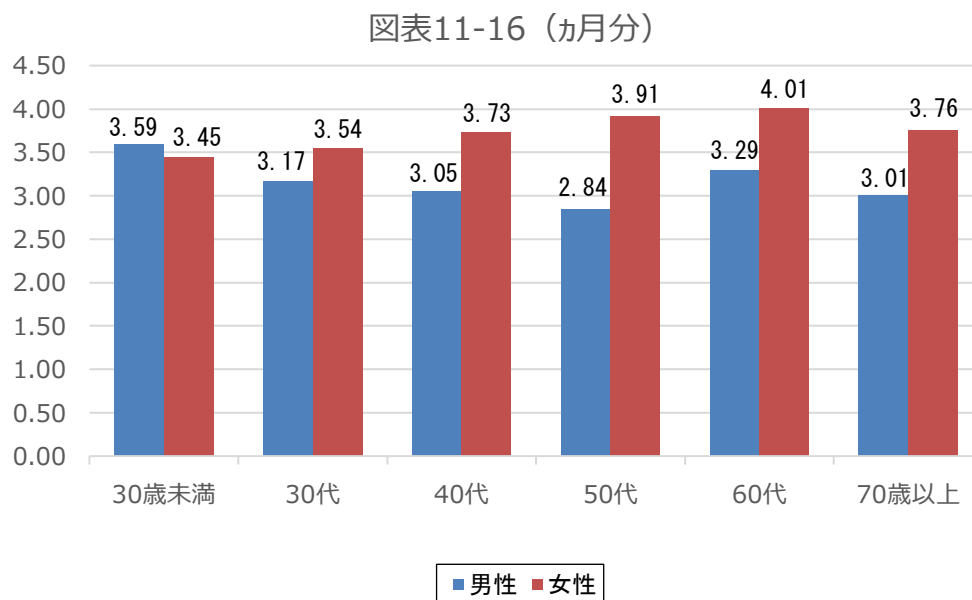
キャンペーンの効果とは大きく 2 つに分かれてくる。ひとつは旧来の需要をいかにして維持していくかという視点である。勤め人のランチや若者のニーズなど、もともと外食志向が強い人たちがコロナ禍によって逡巡している状況に対して背中を押すというものである。ただし、これは従来から存在していた需要の総量はもとのままで、それをいかにして維持していくかに主眼をおいた、いわば「後ろ向きに対応」ということになる。

もうひとつは、危機バネを働かして新たな需要をいかに喚起するかという、いわば「前向きに対応」である。元来潜在化していた傾向が強い中高年女性の利用拡大は、県内の外食需要の構造を変え、将来的な発展の土壌を開拓する戦略課題となる。

図表 11-16 は、こうした戦略的效果を占う指標として、本キャンペーン期間 19 か月中の利用実績が従来の消費額の何か月分であったかを見たものである。情報収集に長け、かつ行動力も旺盛な「30 歳未満」の若者世代を除き、各世代とも女性が男性を上回っていること、なかでも従来外食利用者が少なかった中高年齢女性の需要拡大に寄与したことは、本キャンペーンの大きな成果だと評価することができる。

今後の同様の制度の実施に対する強い参加意向とも併せて、本キャンペーンがもたらした効果は大きかったと評価してよいといえよう。

図表 11-16 従来の外食消費月額に対する本キャンペーンの利用実績（ヵ月分）
 ※本キャンペーンの利用実績に対し従来（コロナ前）の消費額が何ヵ月分であったか



第 12 章 その他

1. 未換金の余剰金額内訳と使途について

GoToEat キャンペーンくまもと食事券の購入（発券）額とプレミアム額、換金額等を既存券と追加券で分けて算出した内訳は以下のとおりとなる。（図表 12-1 参照）

余剰金（総額：35,193,731 円）の利用方法については、現状決定はしておらず、今後熊本県内自治体と協議のうえ利用目的や方法を検討していくこととなる。

図表 12-1 余剰金計算表

#	項目	算式	金額（円/既存券）	金額（円/追加券）	金額（円/合計）
A	販売券面額		6,593,680,000	1,589,652,000	8,183,332,000
B	プレミアム券面額		1,318,736,000	264,942,000	1,583,678,000
C	販売額（購入者支払分）	=A-B	5,274,944,000	1,324,710,000	6,599,654,000
D	加盟店支払額		6,566,142,000	1,573,856,000	8,139,998,000
E	プレミアム利用分		1,313,228,400	262,309,331	1,575,537,731
F	支払額（プレミアム除く）	=D-E	5,252,913,600	1,311,546,669	6,564,460,269
G	余剰金	=C-F	22,030,400	13,163,331	35,193,731

2. 事業遂行にあたっての気づきやトラブル対応について

食事券の販売について：

事業開始直後には、食事券販売における最大のトラブルとなった食事券用紙切れが発生し、事務局からファミリーマート店舗に架電で紙の在庫確認やファミリーマート運営本部との状況確認を行う等して利用者や加盟店への情報発信と早期事態収拾を図った。また、これ以降発券窓口であるファミリーマートとの連携を強化し、密に情報共有を行うことで再発防止に努めた。特に購入者の急増が見込まれた販売一時停止終了後の販売再開時には、連日、食事券用紙の在庫状況や予約/発券数などの情報共有を行い同様の問題を発生させない為の対策をファミリーマートと事務局の双方で実施した。

また、インターネットや電子機器（発券に使う Fami ポート含む）の使用に慣れていない利用者から対面販売をしてほしいといった要望も事業開始当初は多く届いたが、事業開始当初は WEB 予約を推奨していたこともあり電話受付の存在を知らずに購入を諦めた利用者も少なからずいたと思われる。2021 年の夏頃までは「電話予約ができると知らなかった」という声が少数ではあるが届いていたが、地元情報誌（熊本日新聞やフリーペーパー）等の広告効果により、徐々に電話予約の存在も認知された。

食事券の利用や換金について：

熊本県では、常時変動する加盟店舗については特設サイト内で加盟店リストの情報提供を行っていたが、食事券販売の際と同様に、インターネット使用へ抵抗感がある一定の利用者層よりインターネット以外の方法での情報提供の要望があった。その都度電話でのご案内や店舗の掲示物（加盟店ステッカー等）で判断して欲しい旨伝えたが、どうしても納得頂けない場合は郵送や FAX 等で加盟店一覧を発送するケースもあった。

利用者対応については、購入した食事券の汚損や破損に関する問い合わせ対応が継続して発生した。ファミリーマートにおいては食事券に感熱紙を使用しているため、車のボンネットなど温度が高くなる場所に長期保管していたり、消毒用アルコール液等に接触し印字が消えてしまう等のトラブルも多く発生した。可能な限り食事券を利用頂く方向で対応したが、GoToEat キャンペーンくまもとの食事券と判別できない物については換金ができないため利用不可としたケースもあった。

また、加盟店において汚損券や他県の GoToEat 券を受け取ってしまうケースが発生し、換金時のイレギュラー対応に繋がった。この場合も、可能な限り店舗の損失にならないよう、利用者と連絡が取れる場合は店舗から連絡をとり現金と交換いただくなど、対応の仕方について再発防止に向けた指導を行った。

換金スケジュールは延長の度に設定し、メールや郵送等での情報発信を加盟店に行っていたが、独自の換金ペースで発送されるケースも多々あった。2022 年 5 月の最終換金に 2020 年 10 月利用分の食事券が換金されたケースでは、印字が薄れているものなども見受けられたため、次回同様の事業がある場合の対応策が必要であると感じた。

換金スケジュールについては、事業開始当初の月 1 回が少ないとの加盟店の声を受け、2020 年 12 月より月 2 回に変更し、加盟店が利用者から食事券を受け取ってから最大約 40 日間以内に振込実行が出来るよう改善を行った。

広報活動については、地元新聞紙やフリーペーパー、テレビ CM、特設サイトを活用し幅広い世代にアプローチするために試行錯誤したが、紙面離れやテレビ離れ、IT に不慣れな方々など層によっての特性や思考の違いに悩まされた。こういった広報媒体の活用においては、利用者や事業者の目に触れる機会がないことには情報の周知が難しいため、コールセンターでの案内の重要性を認識し、特に食事券の一部利用制限の発令時や利用期間延長決定、食事券販売停止、および再開決定前後において、一層コールセンターでの電話案内を丁寧に行うよう努めた。

3. 所感（事業総括）

熊本県では、2020 年 10 月から 2022 年 4 月（食事券の販売、利用期間）までの期間、新型コロナウイルス感染拡大により消費低迷に困窮する地元飲食店、及び関連事業者支援の為、飲食業界の活性化に繋がるよう事業に取り組んだ。この期間中には、感染拡大に伴う営業時間短縮要請やまん延防止等重点措置の適用により食事券販売の一時停止や利用制限（一定時間の食事券利用を制限）等が幾度となく発生し食事券販売期間全体の半分以上に販売制限があったが、約 1 年 7 カ月の間に既存券と追加券をあわせて 112.5 万冊（食事券の券面額ベースで 120 億円）の予約受付を行い、約 79 万冊（全体の 70.22%）を販売した。

また、本事業開始当初に掲げていた、加盟店登録数目標 6,000 店舗と食事券発行額 75 億円（既存券）の経済効果約 129 億円に対し、結果として、総登録店舗数は 3,351 店舗と目標値を大幅に下回ったが、食事券を利用した利用者の総消費額は既存券と追加券利用分を合わせて 109 億 1,000 万円にのぼった（食事券利用総額約 81 億 4,000 万円、追銭額 27 億 7,000 万円）。販売期間や一部利用に制限があった中での結果としては、県内飲食業界の需要、および経済回復に貢献できたと考えている。

加盟店においては他の支援金対応と並行して当キャンペーンの換金書類の準備を行うのは大変だという声や換金回数が少ないといった意見もあったが、コールセンターでの書類作成に対するサポートや事業開始直後に換金回数を増やすなど柔軟に対応するよう努めた結果多くの飲食店に参加いただいた。また、当キャンペーンへの参加により新たな消費者の利用があった面や一部消費喚起につながった事により加盟店からの支持も一定数得たと感じている。

当キャンペーンにおいては、開始当初より利用者や地元飲食店の関心を得ており、特に複数回発生した販売停止期間や利用期間の延長決定前には、事業の延長や食事券販売の早期再開を希望する声が多く届いた。食事券販売開始当初は、ファミリーマートでの販売において食事券の用紙切れが発生するなど一時多くの利用者にご迷惑をおかけしたが、食事券の需要の高さをうかがえる場面が多くみられ、2022 年 4 月末の利用期間終了後も同様に再開を希望する声や類似の事業開始を求める連絡が相次いだ。事業期間中には、食事券の販売や利用により感染拡大につながるのではといった声が上がった時期もあったが、相対的にみて当キャンペーンを利用したいという利用者と、食事券を利用して店舗に来てほしいという飲食店が多く、外食やテイクアウトの需要喚起や経済の活性化として効果的な施策だったと思う。